

官報

号外 昭和四十一年六月二十七日

○第五十一回 参議院會議録追録(その一)

[第二十五号参照]

審査報告書

計量法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、計量に関する法制の一元化のため、電気測定法を廃止し、これを計量法に統合し、また計量事務簡素化のための規制対象機種の整理、事業規制の緩和、検定事務の合理化をはかるとともに消費者保護に関する規定の整備等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

本法施行にあたり、政府は次の諸点について努力すべきである。

一、國民が事物を数量によつて適確に把握しようとする生活態度を推進するため、生活全般にわかつて、正確な計量器並びに適切な計量方法を用いる國民慣習を育成するに必要な諸般の対策

を講じ、もつて計量觀念を普及徹底させること。

二、計量取引における消費者保護の徹底に努める

ため、政省令の制定並びに改正に際しては関係方面の意向を十分に徴し、適正な計量の実施確保に遺憾なきを期すること。

また一定商品についての計量取引の強制、包装商品の量目の規格化、特殊容器の使用強制等についてもなお検討を加えること。

三、計量器販売事業に関する規制の対象となる器種の指定については、関係方面の意向を十分に徴し、実施に遺憾なきを期すること。

四、容器、包装等については、依然として旧計量単位基準の容量をメートル法に換算したに過ぎないものが多いため現状にかんがみ、速やかにメートル法を基準として単純化した容量のものに改めるよう適切な指導を行なうこと。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

審査報告書

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

商工委員長 村上 春藏

審査報告書

昭和四十一年度に於ける地方財政の特別措置

責任において措置すること。
一、都市、特に指定都市の增高せる財政需要等に
対処するため、税源の充実等による財源の確保
について特段の措置を講ずること。
右決議する。

審査報告書

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車ターミナル事業を、道路
交通事業財团抵当制度の対象事業にしようとする
ものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改

正

する

法律案

右

多

数

を

も

つ

て

要

領

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

を

添

え

て

報

告

書

後、百分の三十二に引き上げることとするとともに、昭和四十一年度の臨時地方特別交付金に

関する措置に伴い、その経理を同特別会計において行なうこととし、当該交付金に相当する金額は、一般会計から同特別会計に繰り入れることとしようとするものであつて、適当な措置と認められる。

一、費用

なお、昭和四十一年度交付税及び譲与税配付

金特別会計予算においては、算定割合百分の三

十二に相当する地方交付税交付金七千五百五億

が、一般会計からの受け入れとして歳入に計上さ

れており、地方交付税交付金に必要な経費とし

て、七千四百六十六億七千万円及び臨時地方特

例交付金に必要な経費として四百十四億円が歳

出として計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に関する諸点について

特段の努力を払うべきである。

一、抜本的に石炭鉱業の再建を図るため、石炭需

要の確保と新規需要の開発に必要な措置を早急

に講ずること。

附帯決議

政府は、外國炭の輸入については、これが国内炭市場

の圧迫とならないよう、十分配慮すること。

二、外國炭の輸入については、これが国内炭市場

の要の確保と新規需要の開発に必要な措置を早急

に講ずること。

附帯決議

政府は、農業近代化資金制度の円滑な運営をは

かるため、左記事項の実現につとめるべきであ

る。

附帯決議

政府は、農業近代化資金制度の円滑な運営をは

かるため、左記事項の実現につとめるべきであ

附帯決議

資金を設け、償還期限及び据置期間を延長する

とともに、農林中央金庫の資金貸付けについて、

政府の直接利子補給のみちを開く等の改正をし

ようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

附帯決議

本法の施行に必要な経費は、昭和四十一年度

融通促進費二十九億六千八百七十二万七千円の

うちから支出される。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

附帯決議

本法の施行に必要な経費は、昭和四十一年度

融通促進費三億円、石炭延納保証基金出資

金五千万円が計上されている。

附帯決議

本法の施行に必要な絏費は、昭和四十一年度

融通促進費三億円、石炭延納保証基金出資

金五千万円が計上されている。

附帯決議

本法の施行に必要な絏費は、昭和四十一年度

融通促進費三億円、石炭延納保証基金出資

金五千万円が計上されている。

附帯決議

昭和四十一年四月二十七日

農林水産委員長 山崎 齊
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業近代化資金の融通の円滑化を図るため、農業信用保険協会を設けて、農業近代化資金に関する農業信用基金協会の債務保証及び農林中央金庫が行なう同資金の貸付けについて保険制度を創設する等所要の改正を行なうものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法の施行に必要な経費は、昭和四十一年度一般会計予算に農業信用保険事業助成交付金四十四億円が計上されている。

附帯決議

政府は、農業近代化資金制度の円滑な運営をはかるため、左記各項の実現に努力すべきである。

一、農業信用基金協会の保証機能を一層拡大するため、次の措置を講ずること。

(1) 政府の都道府県に対する農業信用基金協会出資補助は、基金協会が、それぞれ農民の要望を充たすにたる保証を行なうに必要な額に達するまで継続すること。

(2) 農業信用基金協会の経営の安定をはかるとともに、保証業務の積極的運営を行なわしめることで融資資金を大幅に増額すること。

二、農業信用保険協会の保険金の支払は、請求あら次第直ちに支弁するよう措置すること。

三、融資機関の残存債権及び農業信用基金協会の求償権の回収については、各機関の負担が実質的に公平となるようつとめること。

四、基金協会の保証料は今後引き下げるよう検討すること。

昭和四十一年四月二十七日
農林水産委員長 山崎 齊
参議院議長 重宗 雄三殿
た。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業金融公庫の乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成等に要する資金の貸付業務についての臨時措置を、更に五年延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日
農林水産委員長 山崎 齊

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月二十七日
農林水産委員長 山崎 齊

参議院議長 重宗 雄三殿

〔第二十六号参照〕

審査報告書

第三次国際すず協定の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月十日

外務委員長 木内 四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併の促進による必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置をさらに一定期間実施することとし、あわせて農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税、登録税の減免を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

この協定は、第二次国際すず協定の有効期間が本年六月三十日に満了するので、それに代るものとして作成されたものである。協定の骨子は前協定同様、すずの輸出統制及び緩衝在庫制度の運用を通じ、世界におけるすずの需給の均

としている。この協定の当事国となることは、すずの主要消費国であるわが国として望ましいのみならず、すず価格の安定を通じて、すず生産国の経済発展に寄与することとなるので妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地殻委員長として、昭和四十一年度予算に四百九十一万円が計上されている。

よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月十日
地殻委員長 德水 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

国際すず理事会分担金として、昭和四十一年度予算に四百九十一万円が計上されている。

よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月十日
地殻委員長 德水 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅等を対象とする地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することができることとする等の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和四十一年度特別会計予算總則において、一回の地震等により支払うべき再保険金の總額は二千七百億円を限度とすることに定められていく。

政府は、保険事業の現状及び地震保険制度創設の趣旨にかんがみ、今後の推移に応じ、特に次の事項を検討し、その実現に努むべきである。

附帯決議

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

は、次の点に留意して、国民の選挙権行使の確保について遺憾のないよう努めるべきである。

一、永久選挙人名簿の登録の趣旨の周知徹底について万全を期するとともに、住民の利便をはかるよう選挙管理委員会ならびに市町村の関係窓口事務相互の改善合理化を図ること。

二、当初の職権による一齊調査は、永久選挙人名簿制度の基本となるものであるから、人口移動の激しい都市部等地域の特殊性を考慮し、予算措置、調査方法に配慮を加え、十分なる準備のもとに調査の完璧を図り、脱漏、誤載のないよう万全の策を講ずること。

三、補完として行なわれる職権登録制度の十分な活用に努めること。

た。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月三十一日

商工委員長 村上 春藏
副議院議長 重宗 雄三殿

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月三十一日

社会労働委員長 千葉千代世
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民健康保険の世帯員の療養給付に係る一部負担金を現行の十分の五から十分の五に改めようとするものであつて、衆議院において施行期日についての修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

二十五を百分の四十とし、財政調整交付金を百分の五に改めようとするものであつて、衆議院において施行期日についての修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

昭和四十一年五月三十一日

商工委員長 重宗 雄三殿

一、費用

本法施行に要する経費として、約一千二百九十五億円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月一日

通信委員長 野上 元
参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保するため郵便物の種類体系等を整備し、及び郵便に関する料金を改定するとともに、被災地あての小包郵便物の料金の免除、書損じの場合における郵便葉書等の交換、書留制度の内容の拡充等を法定してサービスの改善を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

昭和四十一年六月一日

通信委員長 野上 元
参議院議長 重宗 雄三殿

一、費用

本法の実施に當つては、その立法の趣旨にかんがみ、中部圏開発整備審議会並びに中部圏開発整備地方協議会の委員のうち学識経験者の任命について、政府及び関係県の知事は、地域住民各層の意見が十分に反映されるよう特に配慮すべきである。

右決議する。

附帯決議

本法の実施に當つては、その立法の趣旨にかんがみ、中部圏開発整備審議会並びに中部圏開発整備地方協議会の委員のうち学識経験者の任命について、政府及び関係県の知事は、地域住民各層の意見が十分に反映されるよう特に配慮すべきである。

右決議する。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、被用者健康保険との間に均衡を失しないよう、給付内容の改善を図ること。

三、各市町村の保険財政に対する調整機能が十分に發揮できるよう、調整交付金の増率その他国に費用

庫負担の強化を考慮すること。

四、各保険者間の保険財政負担における地域格差を是正するため、保険料(税率)及び事務費に関する標準の設定について検討すること。

五、保健婦及び直診について、市町村の保健行政との関連を考慮し、助成措置の強化を図ること。

六、国保組合について、国庫補助の増額を検討すること。

昭和四十一年六月二日

建設委員長 松永 忠二

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与するため、総理府に中部圏開発整備本部及び中部圏開発整備審議会を置くとともに、関係県にその共同設置の機関として中部圏開発整備地方協議会を置き、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進しようとするもので、妥当な措置と認められる。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

〔第三十一号参照〕

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月一日

通信委員長 野上 元
参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保するため郵便物の種類体系等を整備し、及び郵便に関する料金を改定するとともに、被災地あての小包郵便物の料金の免除、書損じの場合における郵便葉書等の交換、書留制度の内容の拡充等を法定してサービスの改善を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

昭和四十一年六月一日

通信委員長 野上 元
参議院議長 重宗 雄三殿

一、費用

この法律施行のため必要な経費は、昭和四十一年度においては、約二千万円の見込みである。

右決議する。

〔第三十二号参照〕

審査報告書

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年六月三十日までに廃止することとなつている機械工業振興臨時措置法の有効期間を、昭和四十六年三月三十一日まで延長することとともに、あわせて、機械工業における技術開発を促進するため、とくにその必要の強い分野について技術開発に関する振興基本計画と、実施計画を策定することができるようにして、費用

一、被用者健康保険との間に均衡を失しないようとするもので、機械工業の振興のため妥当な措置と認める。

二、被用者健康保険との間に均衡を失しないよう、給付内容の改善を図ること。

三、各市町村の保険財政に対する調整機能が十分に發揮できるよう、調整交付金の増率その他国に費用

法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月七日

參議院議長 重宗 雄三殿 大藏委員長 德永 正利

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を実施するため、ドイツ連邦共和国の居住者が支払を受けたる配当、利子又は使用料に対する所得税、道府県民税、市町村民税等の税率の特例その他所要の事項を定めようとするものであつて、適當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
首都圏近郊緑地保全法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月七日
建設委員長 松永 忠一
參議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、首都圏近郊における緑地の荒廃の状況にかんがみ、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全するため、近郊緑地保全区域等の指定、近郊緑地保全計画の決定、近郊緑地保全区域等における行為の制限その他近郊緑地の保全に関し必要な事項を定め、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を

防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与し
ようとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

四十一年度一般会計予算に二億円が計上されて

いる。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月七日

參議院議長 重宗 雄三殿 運輸委員長 江藤 智

審査報告書

一、委員会の決定の理由

政府は、首都圏の近郊整備地帯における緑地保全の緊要性にかんがみ、特別保全地区内における行為の制限による損失の補償及び土地の買入れに要する国費を増額するとともに、当該土地所有者の固定資産税の軽減を図るよう、地方税の不均一課税を課した場合における地方交付税等の措置をすみやかに講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

一、委員会の決定の理由

労働省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月七日
内閣委員長 熊谷太三郎
參議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

本法律施行のため、別に費用を要しない。
商法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月七日

法務委員長 和泉 覚
參議院議長 重宗 雄三殿

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
本法律案は、港湾運送事業の近代化を促進するための諸施策の実施に關し、必要な措置を講ずることを目的として(一)港湾運送事業の免許の基準を整備すること(二)港湾運送の作業遂行の責任体制を確立するため、下請に關する制限を強化すること(三)港湾運送に直結して行なわれる事業を港湾運送関連事業として新たに規制の対象とすること等の規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

參議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

渡は株券の交付によることとし、株主にその新株引受権の譲渡のみちを開き、新株發行の手続の整備等をしようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

昭和四十一年六月七日

參議院議長 重宗 雄三殿

本法施行のため、特に費用を要しない。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
本法律案は、農林漁業団体職員共済組合の給付内容等を他の共済組合制度に準じて改善するため、(一)旧法組合員期間について、平均標準給与の算定の基礎期間を三年に改めるとともに、平均標準給与の最高限度(月額五万二千円)を廢止すること。(二)既裁定年金については、(一)と同様の措置を講ずると同時に、厚生年金保険期間の給付額の減額を受けていた者についてはこれを取り止めて、年金額の改定を行ない、またこの場合組合員期間二十年以上の者の年金額が特に低額であるものについては、一定額までの引き上げを行なうこと。(三)新たに減額退職年金制度を設けること。(四)標準給与の月額の最低額を八千円に引き上げること。(五)給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の十六に引き上げること等の措置を講じようとするものであつて、衆議院において、(二)のうち既裁定障害年金にかかる組合員期間二十年以上の制限の削除並びに財源調整のための国庫補助規定の新設等の修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のために必要な費用は、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助金四億百二十六万二千円のうちから支出される。

附帯決議

政府は、老後保障の重要性にかんがみ、今後、公的年金制度の改善に一層努めるべきである。農林漁業団体職員共済組合については、給付額及び掛金等にみられる他制度との均衡の是正に努めるとともに、特に次の事項について検討を加えた上、すみやかに、その実現をはかるべきである。

記

- 1 旧法組合員期間についても新法の給付率を適用するよう、昭和四十二年度以降において、必要な措置を講ずること。
- 2 既裁定年金についても、新法の給付を適用して改定する措置を講ずること。
- 3 給付費に対する国の補助率を百分の二十に引き上げるよう努力すること。整理資源については、社会保障制度審議会の答申の主旨を尊重し、かつ、他の共済組合に対する取扱いとの均衡を考慮して、昭和四十二年度からこれに対する国の補助を増額するよう措置すること。
- 4 年金額のスライド制については、その具体的基準をすみやかに明確化すること。

右決議する。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十四日

昭和四十一年六月二十五日

昭和四十一年六月二十九日

文教委員長 二木 謙吾
参議院議長 重宗 雄三殿

本法律案は、私立学校教職員共済組合の行な長期給付費に対する国の補助率の引上げ及び財源調整のために國の補助をなしうること並びに旧長期組合員期間にかかる給付額の改定、旧私学恩給團の年金額の改定、年金の最低保障額の引上げ等を行なおうとするものであり、妥認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。
記念の日(政令で定める日)、敬老の日(九月十五日)及び体育の日(十月十日)を加えることを内容とするものであつておおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。
本法施行のため、特に費用を要しない。

記

政府は日本国憲法のもとで國民が挙つて祝う祝日の性格に鑑み祝日法の運用については世論の対立をまけるべきである。よつて次の事項について適確なる措置をとるべきである。

記

一、今回の如き政令による施行は例外的便法なることを考慮し政府は審議会委員の人選にあたつては、三党と話合う等公正慎重を期し円満に行なうよう措置すること。

二、審議会の運営については公正不偏広く國民各界各層の要望にこたえ特段の配慮をすること。

右決議する。

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

[第三十四号参照]

昭和四十一年六月二十四日

文教委員長 二木 謙吾
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、私立学校教職員共済組合の行な长期給付費に対する国の補助率の引上げ及び財源調整のために國の補助をなしうること並びに旧長期組合員期間にかかる給付額の改定、旧私学恩給團の年金額の改定、年金の最低保障額の引上げ等を行なおうとするものであり、妥認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。
本法施行に要する経費として、昭和四十一年度予算に約一千二百万円が計上済みである。

記

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の特殊事情にかんがみ、政府は、左記事項について検討し、すみやかにその実現を図るべきである。

一、多数の高齢者組合員に対する年金在職支給措置、物価上昇に見合ひ既裁定年金引上げ措置等を講ずるために、長期給付をする費用に対する国の補助率を引き上げること。

二、組合の業務とくに短期給付事業の拡充、事務体制の整備強化等を図るとともに、学校法人および組合員の負担を軽減するため、必要な費用について国の補助を行なうこと。

右決議する。

審査報告書

流通業務市街地の整備に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十四日

建設委員長 松永 忠一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

本法律案は、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

この法律案は、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備の促進に資するため、その整備計画等に基づく國の直轄事業または國庫補助事業のうち、基幹的な施設の整備に係る事業について、國は、関係都府県に対し、当該都府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、地方債の増額発行を許可し、その利子を補給するものとし、また、関係市町村に対し、当該事業に係る経費に対する國の負担又は補助の割合を所定の算式により引き上げるものとすること等の國の財政上の特別措置について規定しようとするものであつて、おおむね妥当なものと認められる。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

官報(号外)

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、新産業都市等建設事業債調査整分利子補給金として八百万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上され、また、昭和四十一年度地方債計画として地方債四十億円が計画されている。

附帯決議

首都圏及び近畿圏の整備については、これが、本来国的重要施策の一環として国家的見地から強力に推進されるべきものであることにかんがみ、政府は、本法施行に關し、特に左の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一、首都圏、近畿圏の整備計画等については、早急にこれを策定又は調整するとともに、これが実施について最も効果のある推進態勢を確立すること。

二、首都圏、近畿圏における産業及び人口の集中防止について適切な対策を立てること。

三、本法の規定による財政上の特別措置は、なお、不充分であると認められるので、今後、対象事業の範囲の拡大、国の負担割合の引上げ等につき引き続き検討し、実情に即して改善に努めること。

右決議する。

審査報告書
製菓衛生師法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第三十五号参照)

本法律案は、菓子製造業に従事する者について新たに製菓衛生師の資格を定め、これに必要な養成、試験及び免許の制度を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行状況にかんがみ、駐留軍関係離職者に対する就職指導及び就職促進手当の支給を行ない、並びに駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対し雇用奨励金の支給を行なうとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、約二億二千万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

一、費用
本法施行に要する経費は、昭和四十一年度において、約二億九千万円の見込みである。

審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

社会労働委員長 千葉千代世

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十一年六月二十五日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第三十五号参照)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、軍人軍属及び準軍属の遺族の範囲並びに準軍属の範囲を拡大し、準軍属に係る障害年金及び遺族給与金の額を引き上げるとともに、遺族年金等の額の引上げ措置を繰り上げて実施し、あわせて未帰還者及び戦傷病者に係る葬祭費の額を増額し、戦没者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象を拡大する等戦傷病者及び戦没者遺族の処遇の改善をはかるうとするものであつて、衆議院において施行期日についての修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

一、費用

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。本法施行に要する経費として、約一千百万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書
自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近激増しつつある原動機付自転車による事故の被害者の保護を図ることとともに、賠償保障制度の整備を行なうため、(一)本法の対象車両に原動機付自転車(政府の再保険事業を除く)を加え、(二)本法の対象車両から、農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除外し、(三)保険金額が改正された場合において、異なる保険金額の自動車が併存する事態ができることとし、四自動車損害賠償責任共済制度を新設する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、昭和四十一年度自動車損害賠償責任再保険特別会計予算に、二億三千三百

昭和四十一年六月二十五日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第三十五号参照)

二十二万円が計上されている。

審査報告書

小型船造船業法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 江藤 智

智

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することによりその健全な発達を図るため、小型船造船業について登録制度を実施するとともに主任技術者制度を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

参議院議長 重宗 雄三殿

内閣委員長 熊谷太三郎

要領書

委員会の決定の理由

昭和四十年の恩給扶助料の増額改定の際における年齢制限を緩和し、国民生活水準等に著しい変動が生じた場合における恩給扶助料の改定についての調整規定を設けるとともに、妻、子に給する加算恩給の扶助料の改善、長期在職者の低額恩給の改善、長期在職の旧文官の恩給扶助料の改善、不具廢疾の成年の子についての加

給、特例扶助料の支給条件の緩和、日本赤十字社救護員の在職期間の通算及び文官の在職年と加算年との通算の措置を講じようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため必要な経費として、二十二億八千万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

一、費用
本法施行のため必要な経費として、二十二億八千万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十年に実施した旧令による共済組合等の年金の増額改定の際ににおける年齢制限の緩和、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額の是正、日本赤十字社救護員在職期間の通算、長期在職者の低額年金及び妻、子等に係る遺族年金の改善措置等のほか、各種共済組合の年金額についての調整規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

審査報告書

昭和四十一年六月二十五日 内閣委員長 熊谷太三郎

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十年に実施した公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十一年度に実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の額の改定の際ににおける年齢制限の緩和、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額の是正、日本赤十字社救護員在職期間の通算、長期在職者の低額年金及び妻、子等に係る遺族年金の改善措置等のほか、年金額についての調整規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十一年六月二十五日 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十一年度に実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の額の改定の際ににおける年齢制限の緩和、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額の是正、日本赤十字社救護員在職期間の通算、長期在職者の低額年金及び妻、子等に係る遺族年金の改善措置等のほか、年金額についての調整規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十一年六月二十五日 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十一年度に実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の額の改定の際ににおける年齢制限の緩和、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額の是正、日本赤十字社救護員在職期間の通算、長期在職者の低額年金及び妻、子等に係る遺族年金の改善措置等のほか、年金額についての調整規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十一年六月二十五日 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十一年度に実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の額の改定の際ににおける年齢制限の緩和、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額の是正、日本赤十字社救護員在職期間の通算、長期在職者の低額年金及び妻、子等に係る遺族年金の改善措置等のほか、年金額についての調整規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十一年六月二十五日 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、恩給扶助料の増額改定の際ににおける年齢制限を緩和し、国民生活水準等に著しい変動が生じた場合における恩給扶助料の改定についての調整規定を設けるとともに、妻、子に給する加算恩給の扶助料の改善、長期在職者の低額恩給の改善、長期在職の旧文官の恩給扶助料の改善、不具廢疾の成年の子についての加

審査報告書

昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一

部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、国家公務員共済組合連合会の運営の適正を図るため、現行評議員会を抜本的に改め、職員團

政府は、次の事項につきすみやかに検討の上善

附帯決議

体の代表者を含めた機関とするようすみやかに適切な措置を講ずること。

五、本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、その実情を考慮して期限の延長を図ること。

右決議する。

処すべきである。

一、今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合及び公

共企業体職員等共済組合を通じて統一的に講ぜられるよう適切な配慮すること。

二、通算及び加算の措置については、恩給制度と共済組合制度との間にある不均衡を是正するよ

う総合調整を図ること。

三、短期給付については、医療費の増加に伴い組合員の負担が過重にならぬよう国庫負担制度について配慮すること。

四、国家公務員共済組合連合会の運営の適正を図るため、現行評議員会を抜本的に改め、職員団体の代表者を含めた機関とするようすみやかに適切な措置を講ずること。

五、本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の還扱制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつゝ、その実情を考慮して期限の延長を図ること。

右決議する。

審査報告書

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

参議院議長 重宗 雄三殿 熊谷太三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛施設の周辺地域の住民の生活の実情等に照らし、その安定及び福祉に寄与するため、自衛隊等の行為又は防衛施設の運用により生ずる障害の防止等のため所要の措置を定めるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失の補償について所要の規定を設けようとするものであつて、その措置は妥当と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、百十二億円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されて

いる。

附帯決議

防衛施設周辺の整備に関する基本法として、本法の実効ある運用を期するため、政府は、その施行に当つては次の事項につき善処すべきである。

一、第三条第二項の運用については、防衛施設周辺の騒音被害の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

二、第四条に規定する「防衛施設」については、本条の趣旨にかんがみ、これを限定することなく、彈力的に運用するよう配慮すること。

三、第四条の規定の運用については、防衛施設周辺地域の住民の生活の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

四、第四条に規定する民生安定施設の助成については、将来その経費の増額について特に積極的に配慮すること。

五、第四条の規定により市町村の行なう間接補助については、事業主体の意思を尊重し、市町村が適切な配慮をするよう指導すること。

六、防衛施設周辺地域を管轄する都道府県についても、第四条の規定に準じ、行政措置を講ずるよう配慮すること。

右決議する。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十五日

参議院議長 重宗 雄三殿 法務委員長 和泉 覚

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、執行吏に関する現行の法制が、著しく不備であり、かつ、今日の社会情勢に適合しないつてはいる点が多いので、執行吏に代えて執行官を置き、その職務内容、事業処理の体制、手数料その他に関する事項の明確化及び近代化を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保する基礎を作るため、新たに執行官の制度の基本的事項を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

要領書

借地法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 地方行政委員長 岸田 幸雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、善良な風俗を保持するため、浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業については、その営業の場所を制限するとともに、これら浴場業及び興行場営業について、法令違

昭和四十一年六月二十五日 法務委員長 和泉 覚

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日 石炭対策特別委員長 大矢 正

要領書

本法律案は、最近における土地及び建物の利用状況にかんがみ、借地借家に因する紛争の防止及び土地の合理的の利用の促進を図るために、新設し、地代家賃の増減請求、地上権等に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要からお存続している実情にかんがみ、本法の有効期間を更に五年延長するとともにこれに対応し、附則において産炭地域振興審議会の設置期間も五年間延長しようとするものであり、産炭地域の疲弊が依然として著しい現状よりみて、妥当な措置であると認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 地方行政委員長 岸田 幸雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、善良な風俗を保持するため、浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業については、その営業の場所を制限するとともに、これら浴場業及び興行場営業について、法令違

反の場合に都道府県公安委員会が営業停止の処分をすることができるようにしてやるとする等のものであつて、妥当な措置であると認める。なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の運用に当つては、次の点に留意して善良な風俗保持のため有効適切な取締りの徹底を期すべきである。

一、個室付浴場業の規制における個室付浴場業とは、いわゆるトルコ風呂営業を指すものと了解されるので、取締りに当つては個室の中において提供される役務の現認を問題にするのみでなく、いわゆるトルコ風呂営業の状態を取締りの対象として徹底を期すべきである。

二、現に許可を受けて営む個室付浴場業についても、本法の目的にかんがみ、すみやかに浄化対策を検討するとともに、風俗営業等の規制の実効の確保について再検討すること。

右決議する。

審査報告書
国民年金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日
社会労働委員長 千葉千代世

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の急速な老齢化傾向とにかく、支給範囲を拡大し、支給要件を緩和すると

1 額の引上げ
2 所得制限の緩和
3 老齢福祉年金に関する支給開始年齢の引下げ及び夫婦受給制限の撤廃

要領書
審査報告書
国民年金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書
審査報告書
重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日
社会労働委員長 千葉千代世

とともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等制度全般にわたつて改善を加えることにより、国民の老後保障の充実強化を図ろうとするものであつて、衆議院において、老齢福祉年金の配偶者の所得による支給制限を扶養義務者の所得による支給制限に吸収する修正が行なわれており、妥当な措置と認め

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に必要な経費は、約三十二億一千万円であるが、昭和四十一年度一般会計予算に約三十億八千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、国民年金制度の改善のため、次の事項についてその実現に努力すること。

一、厚生年金との間に存する次の各項の差を解消すること。

附帯決議

政府は、国民年金制度の改善のため、次の事項についてその実現に努力すること。

附帯決議

政府は、厚生年金との間に存する次の各項の差を解消すること。

要領書
審査報告書
国民年金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

4 障害等級範囲の拡大

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿

た。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十一年六月二十七日

参議院議長 社会労働委員長 千葉千代世

要領書

本法律案は、身体に重度の障害を有する児童が置かれている社会的状況にかんがみ、これら児童についても新たに手当を支給することとするとともに、手当の支給についての所得による制限を緩和しようとするものであつて、衆議院において、手当の額を月額二百円引き上げ、昭和四十二年一月から施行することの修正が行なわれおり、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

要領書

本法律案は、児童扶養手当について、その額を引き上げるとともに、手当の支給についての所得による制限を緩和しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

要領書

本法律案は、児童扶養手当について、その額を引き上げるとともに、手当の支給についての所得による制限を緩和しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

要領書

本法律案は、児童扶養手当について、その額を引き上げるとともに、手当の支給についての所得による制限を緩和しようとするもので、妥当な措置と認める。

		要領書
<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、最近における性病の増加の傾向にかんがみ、患者等に関する医師の届出制度を合理化するとともに、婚姻をしようとする者の梅毒血清反応についての検査に関する規定を設ける等性病予防対策を強化しようとするもので、妥当な措置と認める。</p>		
<p>一、費用</p> <p>本法施行に要する経費として、約一千九百万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。</p>		
<p>審査報告書</p> <p>日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p> <p>参議院議長 重宗 雄三殿 商工委員長 村上 春藏</p>		
<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国等において特別の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。</p>		
<p>一、費用</p> <p>本法律案は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、(一)地方公営企業制度についての法律案</p> <p>この法律案は、(一)地方公営企業制度に対する法律の当然適用の範囲を拡大すること、管理者を特別職としの権限を強化すること、料金は適正原価を基礎とする等財務制度の改善を図ること、職員の給与は能率及び経営成績その他事情を考慮したものであること、企業團制度を確立すること等の改正を行ない。(二)水道・交通等の事業を行なう地方公営企業の財政再建について、地方公共団体は財政再建計画を定め、自治大臣の承認を受けて財政再建を行なうことなどが認められること、当該団体に対しても再建債の発行を認め、当該利子のうち三分五厘を超える部分について国が利子補給を行なうこと等を主な内容とするもので、地方公営企業の健全な発展を図るため、おむね妥当な措置と認めた。</p> <p>なお、別紙のような附帯決議を行なつた。</p>		
<p>附帯決議</p> <p>政府は、地方公営企業の健全な発展をはかるため、左の諸点について留意すべきである。</p> <p>一、水道事業及び地下鉄事業に対する国庫出資額を増額する等により、水道事業、交通事業等住民に直結する。</p>		
<p>審査報告書</p> <p>本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算に万国博覧会事業費補助金として二億五千五百円が計上されている。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算に万国博覧会事業費補助金として二億五千五百円をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>内閣法の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>内閣法の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>内閣法の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>農林水産委員長 山崎 齊</p>		
<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、内閣官房長官の職務の重責にかかるところとし、このため現在の國務大臣の定数を一人増加して、十八人以内に改めようとするもので、妥当な措置と認める。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>本法律案は、内閣官房長官の職務の重責にかかるところとし、このため現在の國務大臣の定数を一人増加して、十八人以内に改めようとするもので、妥当な措置と認める。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>本法律案は、果樹農業の健全な発展を推進するため、(一)果樹農業振興基本方針及び都道府県の果樹農業振興計画に関する規定を設けること、(二)果樹栽培計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日までとするとともに、果樹園経営計画に基づく未墾地等の取得資金の融資条件を整備すること、(三)農業協同組合等の果実販売業者及び果実加工業者について、それぞれ加工原料用果実の取引に関する取決めを締結することができるところとし、これに対する私的独占及び公正取引の確保に関する法律の適用除外の規定等の整備をしようとするもので、妥当な措置と認められる。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		
<p>審査報告書</p> <p>本法の施行に關連する経費は、昭和四十一年度一般会計予算に約一千五百万円が計上されている。</p>		
<p>昭和四十一年六月二十七日</p>		

する地方公営企業に対する企業債の貸付条件の改善に努めること。
三、国の公共料金抑制策により地方公営企業を經營する地方公団体に対し協力を求める場合は、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるよう財政上適切な措置を講ずること。

本法律案は、行政の能率化及び簡素化を図ることともに、行政責任の明確化に資するため、各行政機関に置かれている審議会等の整理を行なうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

審査報告書

野菜生産出荷安定法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日

農林水産委員長

山崎 齊

参議院議長

重宗 雄三殿

斎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の野菜の需給動向にかんがみ、主要な野菜について、一定の生産地域における生産及び出荷の近代化を計画的に推進する措置を定めるとともに、一定の消費域における野菜価格が著しく低落したことによつて、一定の生産地域における生産者による生産者補給金を交付するための野菜生産出荷安定資金協会を設立しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法の施行に關連する経費は、昭和四十一年度一般会計予算に約六億三千万円が計上されている。

政府は、野菜の生産・出荷の安定をばかり、野菜農業の健全な発展と国民生活の安定に資するため、本法の施行にあたり、とくに左記事項の実現を期すべきである。

附帯決議

一、野菜指定産地の指定、生産出荷近代化計画の樹立実行に當つては、生産者団体等の意見を十分に徴し、農業者の自主的經營意欲を助長するとともに、指定産地以外の野菜産地をも含め生産出荷体制等に対する指導及び財政的措置を積

極的に拡充すること。

二、価格補てん事業の実施にあたつては、国の助成措置等により、安定資金の確保に十分な考慮を払い、価格補てん機能の充実に対処し、野菜生産の安定のため、適正な保証基準価格の設定及び補てん金の交付額の引上げを行なうとともに、これに必要な資金は国庫負担とする。

なお生産過剰が生じ廃棄等が行なわれた場合は、適正な補償措置についても検討すること。

三、指定消費地域は、野菜消費量等の動向をみて、今後、必要に応じて拡大をも考慮し、指定野菜の対象品目は将来需要の増大が予想されるものを加えること。

四、野菜価格の安定をはかるため、生産出荷計画の指導に万全を期し、生産出荷団体間の生産出荷調整が十分に行なわれるよう努めること。

五、本法のねらいとする野菜価格の安定を期するために、本法による野菜の生産、出荷の安定だけでは困難であつて、これがためには、消費地における荷受けから消費者に至る間の流通合

理化を徹底的に行なう必要がある。

これがため次の措置を講ずること。

(1) 流通近代化施設(集配センター等)を整備することとし、国は、所要の助成を行なうこと。

(2) 中央卸売市場の抜本的合理化を早急に行なうこと。

六、補てん金の交付の対象は中央卸売市場出荷分に限定することなく、流通近代化にともなう集配センター等の施設における取引にも適用すること。

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日

農林水産委員長 山崎 齊

斎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、約二百万ヘクタールといわれる入会権または旧慣使用権の目的となつてゐる林野において、これらの旧来の権利関係に妨げられてその開発が一般に進展していない現状にかんがみ、これらの林野の農林業上の利用を増進することを目的として、その権利関係を近代的な権利関係に整備するため、入会権及び旧慣使用権を近代化する手続、その法律的効果、嘱託登記、國の補助、減免税等について規定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算においては、入会林野整備促進に必要な経費として、一千百七十五万七千円が計上されている。

二、費用

本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算においては、入会林野整備促進に必要な経費として、一千百七十五万七千円が計上されている。

附帯決議

政府は、入会林野等の利用の高度化を図つて農林業の振興に資するため、本法の施行に当つては、とくに左記事項を充分尊重して整備を促進すべきである。

一、入会権者または旧慣使用権者の権利を尊重し、あわせて権利関係の整備を円滑に推進するため、実情に則した整備基準を策定すること。

とくに旧慣使用権については、その成立の沿革にかんがみ、入会権に準じた取扱いを行なうこと。

審査報告書

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

人の設立等協業化の促進を図り、これら協業体の育成措置に万全を期すること。

三、権利関係を整備した入会林野等の農林業上の利用を増進し、農林業の構造改善に資するため、造林、林道、草地造成その他必要な事業に対する助成を強化すること。また、整備が困難な入会林野等についても、その利用を高度化するため、管理体制の整備等その指導に努めること。

昭和四十一年六月二十七日

農林水産委員長 山崎 齊

斎

右決議する。

審査報告書

農業灾害補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日

農林水産委員長 山崎 齊

斎

参議院議長 重宗 雄三殿

斎

要領書

本法律案は、酪農経営の多頭化と多様化、肉用牛資源の減少等最近における畜産事情の変化に対応して、家畜共済制度を改善するため(1)從来の一頭ごとの引受け方を改めて、原則として家畜の種類ごとに農家単位で引き受けける包括引受け方式によることとする、(2)特定の者について公済事故の選択を認める、(3)牛馬の共済掛金国庫負担方式を改めて、包括加入をした者については死廃病傷を通ずる共済掛金の一定割合を国が負担することとし、原則として頭数規模に応じて国庫負担割合を三分の一、五分の二または二分の一等とするほか、肉用牛については当分の一律五分の二とする、(4)一定の異常事故についてはその全額を国に再保険に付することとする、(5)当分の間特定の疾病に関する損害防止事業について国庫から交付金を交付する途を開く

こととする、(一)頭ごと及び事故ごとに給付制限を行なつては農家ごと、一頭引受については引受については農家ごと、一頭引受については一頭ごとの年間給付限度を設けることとする、(二)その他、料率改訂期間の短縮、掛金分納制の創設、生産共済の廢止、山羊及びめん羊の共済的からの除外、畜産加入奨励金の廢止等制度を整備することとする等の改正を加えようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用
本法の施行は昭和四十二年四月一日となつており、当面特に経費を必要としない。なお、今後の予算措置は昭和四十二年度予算以降にゆだねられている。

附帯決議
政府は、本法の施行にあたつては十分その趣旨の普及徹底等を図るとともに、畜産の発展と飼養農家の経営向上に資するため、これが実施に遺憾のないようとくに次の措置に万全を期すべきである。

一、制度の普及徹底を図るはもちろんであるが、さらに本制度が飼養農家をして期待せしむるに充分な内容を具備するよう努めること。
二、農家の損害てん補の実をあげるため、共済金の早期支払いを期し得るよう家畜共済の事務処理の簡素化を図ること。
三、共済掛金の国庫負担の対象となる共済金額の最高限度については、最近の家畜価格の上昇傾向にかんがみ、実情に即応して引上げる等の必要な措置を講ずべきである。

四、家畜共済の損害防止事業を実施するにあたつては、これが円滑な実施をはかるため必要な予算を確保するとともに、畜産指導とあわせて畜産の健康管理等適切な畜産施策と共済事業の密接な連携を図りつつ家畜診療体制の充実に努めること。

五、家畜共済制度の診療業務を担当する家畜診療所の活動および運営の実態にかんがみ、これが整備することによるものであるとす
六、内豚、葉たばこ等の各種共済について、早急に調査を完了し、制度の確立を期すること。
七、調査を完了した果樹共済については、昭和四十一年度中に成案を得るよう措置すること。
右決議する。

審査報告書
農産物価格安定法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日
農林水産委員長 山崎 齊
参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由
この法律案は、昭和四十一年度以降毎五箇年を各一期として、住宅の建設に関し総合的な計画を策定することによつて、その適切な実施を図り、もつて国民の住生活の改善向上に寄与しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月二十七日
建設委員長 松永 忠一
参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由
この法律案は、一般民間住宅の建設の促進を図るため、労働者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、労働者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給するため、日本労働者住宅協会を設立しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
この法律案は、一般民間住宅の建設の促進を図るため、労働者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、労働者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給するため、日本労働者住宅協会を設立しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、約五十億一千八百万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

一、附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、特段の留意を払うこと。
一、完全雇用の実現は、働く能力のある労働者が、すべて職場を得ることが基本であることに鑑み、工場の地域分散等を目指す経済政策を前提として、雇用対策基本計画を策定し、完全雇用の実をあげるべきであること。
一、雇用対策基本計画策定にあたつては、不安定雇用、不完全就労の是正に努め、失業者の生活安定及び失業の解消等を前提とすること。
一、経済変動、産業構造の変化又は国の政策等に起因して離職者が大量に発生したような場合には、雇用対策基本計画に必要な施策を定めて離職者の生活安定と再就職の機会の確保に万全を期すること。

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年六月二十七日

内閣に送付するを要するもの

火器規制

簡易消防器具として規定するの請願

自動車税、軽自動車税軽減に

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 松永 忠二

忠二

議院の会議に付するを要するもの

審査報告書(地方行政委員会第一号)

内閣に送付するを要するもの

火器規制

簡易消防器具として規定するの請願

自動車税、軽自動車税軽減に

参議院議長 重宗 雄三殿

忠二

議院の会議に付するを要するもの

火器規制

簡易消防器具として規定するの請願

自動車税、軽自動車税軽減に

火器規制

簡易消防器具として規定するの請願

傷病者に対する地方税减免等に関する請願

基準引上げ等に関する請願

第二十九七号、第二六二一号、第二九四三号、第二九五三号、第二九八一号、消火弾を

簡易消防器具として規定するの請願

第二六三号、第二九四四号、第二九五四号、第二九八二号、第三〇三三号、家庭用消

火器具規制に関する請願

第三〇六七号、自動車税、軽自動車税軽減に

関する請願

第二九二号、第二九四四号、第二九四三号、第二九五三号、第二九八一号、第一一五二二号、第一五七三号、第一五〇一号、第一一二二二号、第一一五二二号、第一

五七三号、第一八二二号、第一八一四号、第一一八一五号、第一九〇八号、第一九二一

号、第二〇六一号、第二三四五五号、第二三九

二三三号、第二四三五五号、第二四三六六号、第一五

四号、第二五五五号、元南満州鉄道株式会

社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に

に関する請願

第六七六号、第七四三号、第九五八号、第九

七八号、第九九八号、第九九九号、第一一〇五

七号、第一一九九号、第一二三五号、第一一

一八二号、第一一九五号、第一二九五号、第一

二九六号、第一三一〇号、第一三二七号、第一

一三四四号、第一三三七一号、第一三三九〇号、第一

一三九一号、第一一四四四号、第一一四六一

号、第一一六二号、第一一四六三号、第一一四

八号、第一一四七九号、第一一四八〇号、第一

一五四三号、第一一五二〇号、第一一五一

号、第一一五六一號、第一一五七二号、第一

一五七三号、第一一六〇〇号、第一一六一三号、第一

一九四号、第一一九五号、第一二〇五号、第一

二一五号、第一一五六号、第一一六二号、第一

一九五号、第一一七五号、第一一七五号、第一

一九六号、第一一七五号、第一一七五号、第一

一九七号、第一一七五号、第一一七五号、第一

一九八号、第一一七五号、第一一七五号、第一

一九九号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇〇号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇一号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇二号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇三号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇四号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇五号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇六号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇七号、第一一七五号、第一一七五号、第一

二〇八号、第一一七五号、第一一七五号、第一

戦病者に対する地方税减免等に関する請願

基準引上げ等に関する請願

第一一二〇二号、宮城県一迫町地域の寒冷地級

引上げに関する請願

第二九四〇号、元南洋庁から国際電気通信株

式会社パラオ支社に移管された職員の恩給

等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十一年六月二十七日

内閣委員長 熊谷太三郎

九号 第六二三号 第二七二三号 神奈川
県川崎市臨海工業地帯上空の飛行禁止に関する請願

第二八四一号 国鉄中央線三鷹、立川両駅間の複々線化早期実施に関する請願

第二八九四号 運輸行政機構改革、合理化反対等に関する請願

第二九四六号 東京国際空港B滑走路延長具體化促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十一年六月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 運輸委員長 江藤 智

審査報告書(農林水産委員会第一号)
議院の会議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
第一一八号 青森県平館村石崎に漁港設置の請願

第二二〇一号 農林省直轄玉名海岸保全整備事業実施に伴う県費負担の軽減並びに事業促進のための必要措置に関する請願

第二二〇二号 国営かんがい排水事業並びに付帯県営事業の早期完成と地元負担軽減等の措置に関する請願

第二二三一号 国営農業水利事業費の負担金軽減に関する請願

第二二三二号 開拓農家営農振興対策並びに負債対策に関する請願

第二三四四号 大規模機械開墾事業費に対する利子補給に関する請願

第二九〇号 農林省直轄海岸保全施設整備事業に関する国庫補助率引上げに関する請願

第五三九号 新潟県福島潟国営干拓事業促進に関する請願

第七八八号 海外派遣青年帰国後の活動費助成に関する請願

第一三四九号 食糧自給を放棄した農業基本法の体制改革等に関する請願

第一四五号、第一四三六号 土地改良区の職員給及び事務費国庫補助等に関する請願

第一五六六号 生産者米価の大幅引上げに関する請願 第一四六号 養豚振興に関する請願

第一六〇五号 特別会計制度による国営かんがい排水事業の借入金利子引下げ等に関する請願 第一六九六号 第二次沿岸漁業構造改善対策推進に関する請願

第二二〇号、第二一四六号 豚肉の安定基準価格等に関する請願 第二一二号、第二一四五号 低毒性有機りん製剤の価格引き下げに関する請願

第二六四二号、第二七一四号、第二七五六年 アメリカ脱脂粉乳の輸入阻止等に関する請願 第二七五六号 消費者米価引上げ反対等に関する請願

第二七九〇号、第二七九九号、第二八一〇号、第二八二〇号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三七号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八八九号、第二八九〇号、第二九三五号、第二九五九号、第二九六〇号、第二九八三号、第三〇二一号、第三〇三号、第三〇二三号、第三〇二四号、第三〇四八号、第三〇四九号、第三〇二〇八号、大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願 第二八二五号 鹿児島県加治木營林署林業作業車道の大浪之池登山觀光有料道路兼用促進に関する請願 第二八三四号 開花枯死竹林の早期回復対策費補助に関する請願 第三〇二〇号 みそ原料米の現行価格維持に関する請願 第三〇五三号、第三〇五四号、第三〇五五号、第三〇五六号、第三〇五七号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三〇六〇号、第三〇六一號、第三〇六二号、第三〇六三号、第三〇六四号、第三〇六五号、第三〇六六号、第三〇九三号、第三〇九四号、第三〇九五号、第三〇九六号、第三〇九七号、第三〇九八号

第三〇九九号、第三一〇三号、第三一〇三号、第三一〇六号、第三一〇九号、第三二一〇号、第三二一一号、第三二一三号、第三二一四号、第三二一五号、第三二一六号、第三二一七号、第三二一八号、第三二一九号、第三二二〇号、第三二二一号、第三二二三号、第三二二四号、第三二二五号、第三二二六号、第三二二七号、第三二二八号、第三二二九号、第三二三〇号、第三二三一一号、第三二三二号、第三二三三号、第三二三四号、第三二三五号、第三二三六号、第三二三七号、第三二三八号、第三二三九号、第三二四〇号、第三二四一号、第三二四二号、第三二四三号、第三二四四号、第三二四五号、第三二四六号、第三二四七号、第三二四八号、第三二四九号、第三二一九七号、第三二一九八号、第三二一九九号、第三二二〇〇号、第三二二〇一号、第三二二〇二号、第三二二〇五号、動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願通り審査決定した。よつて報告する。

和四十一年六月二十七日

參議院議長 重宗 雄三殿 農林水產委員長 山崎 齊

審查報告書(外務委員会第一号) 院の會議に付するを要するもの 内閣に送付するを要するもの

新潟市にソ連領事館設置に関する請願

小樽市にソ連領事館設置に関する請願

油による海水汚濁防止条約の批准及び国内法の制定促進等に関する請願

油による海水汚濁防止条約の批准及び国内法の制定促進に関する請願

通り審査決定した。よつて報告する。

和四十一年六月二十七日

昭和三十九年度一般会計國庫債務負担行為総
調書(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 藤原 道子

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 藤原 道子

審査報告書

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中
表記の件に關し、政府當局及び参考人の出席を求
め通商産業省、運輸省、郵政省、日本國有鉄道、
日本電信電話公社、中小企業金融公庫、日本開発
銀行、日本輸出入銀行及び石炭鉱業合理化事業團
関係の審査を行なつたほか、資料の収集等に努め
たが、審査を終了するに至らなかつた。

右の件についても、審査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十一月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 藤原 道子

審査報告書

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中
銳意資料の収集等に努めたが、審査を終了するに
至らなかつた。

右の件についても、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

内閣委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。

したがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

國の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

内閣委員長 柴田 栄

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。よつ

しがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

地方行政委員長 地方行政委員長 天坊 裕彦

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。よつ

しがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。よつ

しがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

経過の概要

参議院議長 重宗 雄三殿 和泉 覚

本委員会においては、本件調査について第五十
回国会開会中、法務省共済組合に関する件、森脇
事件に関する件等について調査を行なつた。
第五十回国会閉会後においては、関係資料の收
集、検討を行なつたが、本調査を終了するに至ら
なかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。よつ

しがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

当面の外交上の諸問題について、主として資料の
収集を行なつてきたのであるが、未だ調査を終了
するに至つていない。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。よつ

しがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

大蔵委員長 西田 信一

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中ににおいて、當
面の財政金融問題等に関する各種調査資料の収集
等を行なつた。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中ににおいても鋭意資料の収集等に
努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、
調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至ら
なかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

文教委員長 山下 春江

本委員会は、第五十回国会開会中並びに同閉会
中ににおいて、「農林水産政策に関する調査」に關し
て経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

農林水産委員長 仲原 善一

経過の概要

わたくるため、未だ結論を得るに至らなかつた。
しかしながら、本調査はその対象が広範多岐に
わたつて、調査を終らなかつた。

調査報告書

社会労働委員長 小柳 勇

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び閉会中に
おいて、資料の収集等に努めたが、調査を行なう
ことができなかつた。よつ

しがつて、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

厚生行政の基本方針について政府当局から説
明を聴取した。また、ガン対策に關する件につい
ては、参考人を招き意見を聴取し、質疑を行なつ
た。

昭和四十年十二月十八日

社会労働委員長 小柳 勇

経過の概要

第五十回国会においては、本調査の一環とし
て、厚生行政の基本方針について政府当局から説
明を聴取した。

昭和四十年十二月十八日

社会労働委員長 小柳 勇

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中ににおいて、當
面の財政金融問題等に関する各種調査資料の収集
等を行なつた。

昭和四十年十二月十八日

文教委員長 山下 春江

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中ににおいても鋭意資料の収集等に
努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、
調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至ら
なかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

農林水産委員長 仲原 善一

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中並びに同閉会
中ににおいて、「農林水産政策に関する調査」に關し
て経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

農工委員長 豊田 雅孝

経過の概要

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会においては、第五十回国会開会中「產
業貿易及び經濟計画等に関する調査」に關し、左
の事項について政府関係者の出席を求めて質疑を行
なつて、更に閉会中においても引き続き資料を收集整
備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が
広範多岐にわたつているため、結論を得るに至ら
なかつた。

調査報告書

本委員会においては、第五十回国会開会中「產
業貿易及び經濟計画等に関する調査」に關し、左
の事項について政府関係者の出席を求めて質疑を行
なつて、更に閉会中においても引き続き資料を收集整
備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が
広範多岐にわたつているため、結論を得るに至ら
なかつた。

調査項目

一、公正取引委員会の業務概況に関する件
一、中小企業対策等に関する件
一、万国博覽会に関する件

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本調査の一環として、労働行政の基本方針について政府当局から説
明を聴取した。

昭和四十年十二月十八日

運輸委員長 松平 勇雄

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中において、自動車
の危険物輸送に関する件及び委員派遣報告に關連
し、ローカル航空事情、自動車運送事業の許認可

等について、関係当局より説明を聽取し、質疑を行なつた。また、閉会中においても資料の収集を行なう等調査を進めてきたが、本調査はその対象が広範多岐にわたつてゐるため、いまだ調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

通信委員長 田中 一

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中並びに同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等の諸問題につき銳意調査を進めてきたのであるが、本件はその対象が極めて広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

建設委員長 中村 順造

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中、建設行政の基本施策に関する件について建設大臣及び関係政府当局の出席を求めて調査を行なつた。同閉会中においても、資料を収集整備する等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

調査報告書

昭和四十年十二月十八日

本委員会は、第五十回国会開会中及び

中、表記の件に関して、元首都高速道路公团に関する小委員会及び元国有財産に関する小委員会の調査の経過と結果について、元小委員長から報告を聴取し、首都高速道路公团に関する調査は、これをもつて終了することになった。

右のほか、昭和三十八年度決算審査と並行して、銳意資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

災害対策特別委員長 大倉 精一

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中、台風二十三号等による災害対策、マリアナ海域の漁船遭難対策、松代地震対策等について、安井総理府総務大臣及び関係政府当局並びに参考人の出席を求めて意見を聴取し質疑を行ない、さらに地震対策に関する決議を行なつた。

同閉会中においても、松代地震の実情調査のため、長野県下に委員派遣を行なつた。その他資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

産業公害対策特別委員長 紅露 みづ

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中に於いて、「科学技術振興対策樹立に関する調査」に關し、資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

当面の石炭対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

石炭対策特別委員長 阿部 竹松

経過の概要

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

本委員会においては、第五十回国会開会中及び

同閉会中において、当面の石炭対策に関する件について、関係資料を収集する等銳意調査に努めたが、いまだ結論に到達することができなかつた。

本委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中、表記の件に関して、元首都高速道路公团に関する小委員会及び元国有財産に関する小委員会の調査の経過と結果について、元小委員長から報告を聴取し、首都高速道路公团に関する調査は、これをもつて終了することになった。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

科学技術振興対策特別委員長 秋山 長造

経過の概要

本特別委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中に於いて、「科学技術振興対策樹立に関する調査」に關し、資料を収集整備する等調査を進めってきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

産業公害対策特別委員長 紅露 みづ

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中に於いて、「産業公害対策樹立に関する調査(継続事件)」に關し、資料を収集整備する等調査を進めってきたが、本件調査は問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

当面の石炭対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

本委員会においては、第五十回国会開会中及び

つた。次いで閉会中においても、資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十年十二月十八日

公職選挙法改正に関する特別委員長 石井 桂

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中においては本件に關する資料の収集につとめたにとどまつたが、同閉会中においては期間が短かかつたため、本件調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十年十二月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十回国会開会中及び同閉会中に於いて、「内閣總理大臣 佐藤 榮作」に關する資料の収集につとめたにとどまつたが、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

昭和四十九年十二月十八日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

経過の概要

本委員会は、第四十八回国会および第四十九回国会の開会中貴席においては別冊のとおり報告する。

昭和四十九年十二月十八日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

件名	總理府	請願に對する処理要領
主管官	請願に對する処理要領	請願に對する処理要領
在外私有財産処理促進に関する請願(三件) (第三三三・八一九・二三五号)	在外財産問題については、昭和三十二年引揚者給付金の支給等の措置を講じたところであるが、世上なお幾多の論議のあることにかんがみ、昭和三十九年七月民間有識者を中心とする在外財産問題審議会を総理府に設置し、「在外財産問題に対しお指置すべき方策の要否及びこれを要するとすればその処理方針について」請問を行なつた。同審議会は、この請問につき、現在鋭意検討中であり、政府としては、その答申を得たうえで、慎重にこれを検討し、可及的すみやかに、広く国民の納得する解決を図りたいと考えている。	在外財産問題についての請願を、その処理方針についての請問を行なつた。同審議会は、この請問について、現在鋭意検討中であり、政府としては、その答申を得たうえで、慎重にこれを検討し、可及的すみやかに、広く国民の納得する解決を図りたいと考えている。
日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願(第一九三四号)	日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願	日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願
同	同	同

六〇一・一六〇二・一六一三・	六一四・一六一七・一六一八・	六二五・一六三〇・一六三九・
六二四・一六四一・一六四二・	六四三・一六四四・一六四五・	六五五・一六五八・一六五九・
六四〇・一六四六・一六四七・	六六九・一六七〇・一六七一・	六七二・一六七二・一六七三・
六四三・一六四四・一六四五・	六八三・一六八四・一六九一・	六八三・一六八三・一六九二・
六四六・一六九六・一六九九・	六九二・一六九九・一七〇一・	六九二・一六九九・一七〇一・
六五五・一六五八・一六五九・	七〇一・一七〇一・一七〇二・	七〇一・一七〇一・一七〇二・
六六九・一六七〇・一六七一・	七一三・一七一四・一七一四・	七一三・一七一四・一七一四・
六七二・一六七二・一六七三・	七二九・一七二八・一七二八・	七二九・一七二八・一七二八・
六八三・一六八三・一六九一・	七四一・一七四一・一七四一・	七四一・一七四一・一七四一・
六九二・一六九九・一七〇一・	七四五・一七五四・一七五四・	七四五・一七五四・一七五四・
六九九・一七〇一・一七〇二・	七六二・一七六三・一七六三・	七六二・一七六三・一七六三・
七〇一・一七〇二・一七〇三・	七六四・一七六五・一七六五・	七六四・一七六五・一七六五・
七〇二・一七〇三・一七〇四・	七六五・一七八七・一七八七・	七六五・一七八七・一七八七・
七〇三・一七〇四・一七〇五・	八〇五・一八〇六・一八〇九・	八〇五・一八〇六・一八〇九・
七〇四・一七〇五・一七〇六・	八一四・一八三六・一八四四・	八一四・一八三六・一八四四・
七〇五・一七〇六・一七〇七・	八四五・一八八四・一八九九・	八四五・一八八四・一八九九・
七〇六・一七〇七・一七〇八・	九〇二・一九〇六・一九〇七・	九〇二・一九〇六・一九〇七・
七〇七・一七〇八・一七〇九・	七六四・一八〇六・一八〇九・	七六四・一八〇六・一八〇九・
七〇八・一七〇九・一七一〇・	九〇三・一九三二・一九三三・	九〇三・一九三二・一九三三・
七〇九・一七一〇・一七一一・	九五〇・一九五一・一九八二・	九五〇・一九五一・一九八二・
七一〇・一七一一・一七一二・	九八三・一九八四・一九八七・	九八三・一九八四・一九八七・
七一一・一七一三・一七一四・	九八九・一九九〇・一九九一・	九八九・一九九〇・一九九一・
七一〇・一七一四・一七一五・	九九三・一九九四・二〇二五・	九九三・一九九四・二〇二五・
七一三・一七一五・一七一六・	一〇四・二〇四二・二〇六〇・	一〇四・二〇四二・二〇六〇・
七一四・一七一六・一七一七・	一〇六・二〇六二・二〇八九・	一〇六・二〇六二・二〇八九・
七一五・一七一七・一七一八・	一〇九・二一〇・二一〇二・	一〇九・二一〇・二一〇二・
七一六・一七一八・一七一九・	一四一・二二七一・二二七二・	一四一・二二七一・二二七二・
七一七・一七一九・一七二〇・	一七三・二二七四・二二七五・	一七三・二二七四・二二七五・
七一八・一七二〇・一七二一・	一八六・二二八七・二二八八・	一八六・二二八七・二二八八・
七一九・一七二一・一七二二・	二四二・二三六七・二三七八・	二四二・二三六七・二三七八・
七二〇・一七二二・一七二三・	二七五・二三〇三・二三〇四・	二七五・二三〇三・二三〇四・
七二一・一七二三・一七二四・	三〇五・二三〇六・二三〇七・	三〇五・二三〇六・二三〇七・
七二二・一七二四・一七二五・	三七九・二三八〇・二三八一・	三七九・二三八〇・二三八一・
七二三・一七二五・一七二六・	二四二・二三七九・二三七九・	二四二・二三七九・二三七九・
七二四・一七二六・一七二七・	二四一六・二四一七・二四一八・	二四一六・二四一七・二四一八・
七二五・一七二七・一七二八・	四一九・二四四三・二四六六・	四一九・二四四三・二四六六・
七二六・一七二八・一七二九・	四六七・二四七一・二四七二・	四六七・二四七一・二四七二・
七二七・一七二九・一七三〇・	四八六・二四八七・二四八八・	四八六・二四八七・二四八八・
七二八・一七三〇・一七三一・	四八九・二五〇五・二五〇六・	四八九・二五〇五・二五〇六・
七二九・一七三一・一七三二・	五二七・二五二八・二五二九・	五二七・二五二八・二五二九・
七三〇・一七三二・一七三三・	五三〇・二五七六・二五七七・	五三〇・二五七六・二五七七・
七三一・一七三三・一七三四・	五六一・二六一四・二六一五・	五六一・二六一四・二六一五・
七三二・一七三四・一七三五・	二六二〇・二六二六・二六二六・	二六二〇・二六二六・二六二六・

四、旧軍人の恩給制度が、戰没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ請願のように措置することとは、若干の短期在職者を優遇することになり、また、國家財政、国民感情の動向等にかんがみ困難と考える。

五、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により、旧軍人恩給再出発当時引き下された仮定俸給を軍人恩給廃止前の仮定俸給に合致するよう引き上げ是正をしておられ、これをさらに請願のように措置することには、慎重に検討すべき問題と考える。

六、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から貫して階級一階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず、一般士官で取り扱うこととしてきたことにはかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を、戦後において変更するような措置をとることは困難であると考える。

七、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算年は原則として、文武官ともこれを認めないことをし、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度で例外的にこれを認めることとしたものの、それが恩給金額面までに完全に反映することをさけるという方針に変えたのであるから、これを要望のよう緩和することには困難と考える。

八、旧軍人の未裁定の加算恩給の事務処理に当たつて現在、政府においては関係官庁相互の密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大限をえて、すみやかに裁定するよう銳意努力している。

六四〇・二六四二・二六四三・二七〇一・二七〇二・二七〇三・二七〇四・二七〇五・二七四五・二七四六・二七四七・二七四八・二七九三・二七九九・二八〇〇・二八一三・二八一七・二八二四・二八三三・二八七三号)

同

傷病恩給等の不均衡は正に関する
請願(二十三件) (第一一八九・二四〇・二二八七・二三〇七・二三〇八・二三〇九・二三二六・二三八一・二四二一・二四四六・二四五六・二四九〇・二五三一・二五三二・二五三三・二五六四・二五八〇・二六九五・二六九六・二七〇七・二七〇八・二八七四号)

一、物価ないし生活水準の上昇等の経済事情の変動に応じ、恩給扶助料の購買価値の低下を防ぐ趣旨で、恩給扶助料の年額を引き上げゆくことは望ましいが、その程度、時期等は、その時々の財政事情、国民感情の動向ともにらみ合せ慎重な検討を要するものと考える。

二、傷病恩給の裁定にあたつては、症状等差を示した恩給法の別表に従つているところであり、この恩給法別表は、従来の基準、諸外国の実例および多年にわたる医学的所見等を十分調査、検討した結論として決定されたものであり、若干の議論はあつたとしても長年月間是認されてきたものであり、今日それが不適当であると判定するに足る根拠に乏しいものと考へているところであり、かつ、かりに一部を改めることにして、そのことにより新たな不均衡を生ずるおそれもあるので適当でないと考へる。

三、いわゆる職務に因連する傷病により死亡した者の遺族に特例扶助料を給する制度は、今次大戦中の勤務の特殊性にかんがみ、職務による混亂期に死亡された旧軍人の遺族の心情を察し、特例的に制定されたものであり、戰後相当期間を経過した現在生存者についてまでこのような考え方を及ぼすことは、慎重な検討を要する問題であると考へる。

四、増加恩給受給者の処遇を考える場合には、その受けける増加恩給基本年額、家族加給、いわゆる介護手当、普通恩給を総合してみると、が適当であり、基本年額および普通恩給を増額することによつて基本年額の高い介護手当受給者は、実額で相当の改善がなされる結果となるので、他の項款症なし他の恩給受給者との均衡はとれているものと考へられるところであり、これをさらに請願のように措置

することは慎重な検討を要するものと考える。五、恩給年額計算の基礎となる俸給年額は、恩給の種別により異なることはないのが原則であり、昭和三十七年に恩給扶助料の年額を増額する際、一般の恩給扶助料と公務関係の恩給扶助料との間に仮定俸給を異にしたのは、公務関係の恩給扶助料を一般のものより優遇するための一方法としてとられた例外的措置であり、昭和三十七年の恩給扶助料の増額に当たつては、仮定俸給を一本化したが、公務関係の恩給扶助料については、倍率、周辺差を改善することにより優遇措置をとつたものであり、これを請願のように措置することは、他の恩給給付との均衡上適当でないと考へる。

六、増加恩給第七項症の金額と傷病恩給第一款症の金額を比較すると、傷病年金の方が多額になつてゐる。これは、増加恩給には在職年の長短に關係なく普通恩給が必ず併給されるにもかかわらず、傷病年金には在職年のある場合を除いては、このような普通恩給併給の制度がとられておらない点を考慮し、受給額のうえで合理的なバランスがとれるようにしている結果であり、これを請願のように措置することは適当でないと考へる。

七、恩給法上時効という制度がある以上、これを無視して傷病恩給についてのみ請願のように措置することは適当でないと考へる。

八、自症状度の軽度傷病者に年金を給するといふことについては、他の保障制度においてこの程度の傷害にたいしては、一時金のみしか給されていないこととの均衡もあり、請願のように措置することは適当でないと考へる。

九、傷病恩給は常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、将来症状が軽快することが現在の医学において判断される場合には有期の恩給を給しているところであり、このように将来軽快におもむく傷病についてまで一律に無期恩給を給することは適当でないと考へる。

十、増加恩給受給者の扶養家族の加給額は、他の年金制度の扶養家族加給額との均衡を考慮して定めているところであり、これを恩給法についてのみ増額することは適当でないと考へる。また、この扶養家族加給の支給条件に

元満洲国等外国政府職員の恩給問題

同

ついてみると、恩給は本来、公務員を退職した当時の条件に応じて給するのを建前としており、公務員退職後の妻または子を加給の対象としているのは特例的措置であるから、これをさらに拡張して支給条件を緩和することは適当でないと考える。

十一、扶助料は、普通恩給を受ける者が死亡した場合にその遺族に給することを建前としているのであり、これを請願のように措置することとは、この建前をくずすこと、また、他の公的年金制度においては、傷病年金を給される程度の傷病は一時金で打ち切られているという現状にかんがみ、適当でないと考える。

十二、扶助料は、公務によつて死亡したか否かによつてその年額を異にしているところであり、これを増加恩給受給者の死亡につき、公務外の原因により死亡した場合においても公務死したものと同様の待遇をすることは適当でないと考える。

一、満洲國官吏としての公務によつて死亡した者の遺族に公務扶助料を給することとすることは、恩給法上の公務員でない者に恩給法を適用することとなり、適当でないと考える。

二、外国政府職員期間を恩給公務員期間に通算することとの場合は、恩給公務員に対する人事管理上の要請に基づく例外的措置であることにかんがみ、請願のように措置することは、恩給公務員でないことはもちろんのこと、外国政府職員でもない期間をも恩給の基礎在職年に算入することになり適当でないと考えられる。

三、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)。以下「法律第百五十五号」という)附則第四十二条の規定により外国政府職員期間の通算条件を従来のものより緩和したのは、終戦という特殊事態を考慮して措置したところであつて、このよろな特殊事態に關係なく、自己の便宜によつて進退を決した者についてまで請願のように措置することは、困難であると考える。

四、外国政府職員期間を恩給法上の公務員の在職年に通算しているのは、公務員の在職年のみでは普通恩給年限に達しないにもかかわらず、国の要請に基づいて外国政府職員とな

旧軍人恩給制度の改善に関する請願(第一九九五号)

同

り、結果において普通恩給を受ける機会を失つた者を救済するという意味合いから当該外国政府職員期間を通算することとしているのであつて、これを外国政府職員となる前の公務員の在職年のみで既に普通恩給年限に達しない者に恩給を受けるが、外國政府職員として在職したものについてまで要望のごとく措置することは、困難であると考える。

五、外国政府職員を退職した後恩給公務員にならなかつた者の外国政府職員期間を恩給公務員の在職年に通算しているのは、再び恩給公務員になる前提のもとに行なわれた人事交流の円滑を図るという国の要請に応じた者で再び恩給公務員となる機会を失した者の救済を図るためにものであつて、請願のように自己の責任において外国政府職員として再出発した者にまで及ぼすよう措置することは、困難であると考へる。

六、法律第百五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定により外国政府職員期間を恩給公務員期間に通算することとしたのは、恩給公務員を退職せざるを得ない年齢層にありながら年金恩給年限に達しない者の退職に際する人事管理上の要請により特例として認められたところであつて、請願のようにさらに優遇措置を講ずることは、困難であると考へる。

七、外国政府職員期間についての昇給率について、その当時引き続き恩給公務員として在職していた者の均衡を考慮しなければならないところであつて、請願のように措置するることは、引き続き恩給公務員として同期間在職した者の恩給の基礎俸給よりも高額の俸給額を基礎とする場合が多い結果となり適当でないと考へる。

昭和二十八年法律第百五十五号による旧軍人恩給等の再出発後数回にわたり恩給年額を増額し、また、軍人恩給復活當時未裁定であった者の加算、沖繩、ソ連参戦後の満洲等の加算、抑留期間の加算等逐次改善し解決してきたところであるが、残された要望の諸問題については困難な諸事情もあるが、今後とも慎重な検討をするものと考へる。

旧滿洲協和会等外国特殊機関の職員期間につ

特殊法人に包含するの請願（第一四八五号）

恩給調整・年金スライド制実施促進に関する請願（二件）（第一一五・一三〇七号）

同

一、恩給については、現職公務員の給与は現在公務に従事しているという事実を前提として現に生産に寄与している一般の労働者に対する待遇との均衡を考慮して改善されるものであるから、退職後の公務員について、この種の改善を直ちに全面的に反映せしめるべきであるという意見には、にわかに賛成し難いものがあるが、物価の推移、一般生活水準の上昇、国家財政の充実等を考慮し、恩給額をどの程度にするかについては、今後とも検討を要する問題であると考える。また、退職年金条令の規定に基づく年金の額は、年金たる恩給の年額改定に準じ当該退職年金条例の規定を改正して引上げを行なうよう指導してきたが、今後も、従来と同様の方法で年金の引上げを行なうよう指導したい。

二、地方公務員の新共済制度に基づく年金については、国家公務員共済組合の取扱いおよび他の社会保険との均衡を考慮して、スライド制を検討したい。

水戸対地射撃場は、米軍にとつて非常に重要な施設があり、本施設を返還するには、代替施設が必要であるとしているので、適当な代替施設の選定に銳意努力を重ねてきたが適地の選定に困難をきわめている実情にある。政府としては、今後とも引き続き努力を重ねるが幾多の困難が予想される情勢にある。

よつて、防音工事の促進、周辺道路の整備、漁業関係施策の充実等の諸施策を講ずるとともに米軍に対し、原子力施設附近における飛行禁止はもちろん、誤投下等による危険防止のための規制措置を今後とも一層厳重に守るよう求めしていくつもりである。

米海軍厚木航空基地移転に関する請願（三件）（第一九五・三三二・一）

六〇一号

いて通算措置を認めたのは、これらの職員が日流をされたといふ外國政府の意思に基づいて人事交換されたものと認められたからであつて、このような事情のなかつたと思われる旧中華民国新民会の職員にまで及ぼすことは、困難であると考える。

茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願（第一五〇号）

同

茨城県水戸対地射撃場の即時移転、返還に関する請願（第五七〇号）

同 同

総理府に青少年局設置等に関する請願（第八六六号）

米海軍厚木航空基地の即時移転、返還に関する請願（第五七〇号）

同 同

から、これを他に移転することはきわめて困難である。したがつて基地の所在することによる周辺住民のこうむる被害については、従来より「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」または行政措置により農業経営上の損失補償、学校・病院の防音工事、河川・用排水路等の防災工事、周辺家屋の移転補償、道路の改修工事あるいはテレビ・ラジオの受信料減免措置等を実施してきたが、さらに関係住民の安全を図るために昭和四十年七月三十日基地問題閣僚協議会の了解に基づき予算の範囲内においてつきの措置をとることとしている。

(一) 着陸帯より千メートルの進入表面下等必要と認められる区域にある建物などは所有者等の申請により移転費を補償しその敷地を買収する。このうち、進入表面下については必要な場合は勧奨により同様の措置を講ずる。

(二) 着陸帯より五百メートルまでの進入表面下の農地等を買収することができる。

(三) 進入表面下の区域のうち一定の区域において将来新たに住宅等が建築されないよう必要な措置を講ずる。なお、個々の案件についてはその実情に即して適切な行政措置を講ずるため昭和四十年三月基地問題閣僚協議会の幹事会に特別幹事会を設け、個別的処理の迅速化を図つている。

右に同じ。

一、青少年行政は、数多くの省庁の所管するところとなつてるので、ともすれば、各省庁の施策の間に有機的な連携を欠き、政府施策として総合力を發揮し難い面がある。青少年対策が真にその成果を收めうるためには、諸施策が、一貫した方針のもとに、効率的に実施されるようにすることが特に大切であり、このためには青少年行政の総合調整を従来以上に強化することが必要である。

以上の観点から、政府においては青少年行政に関する総合調整の強化を可能にしうるよう行政機構の整備について、真剣に検討したい。

- 三、青年の家、ユースホステル、勤労青少年ホーム、児童館、児童遊園、児童公園、児童文化センター、公民館、各種体育施設等の施設が青少年の健全育成の面で果たす役割の大きさにかんがみ、政府としては国立施設の増強を図るとともに、地方公共団体に対する補助金交付等の方法によつてその拡充整備にとどめているところであるが、現状はなお不十分と考えるので、これら施設の整備充実に関する総合計画を樹立し、その計画的設置を促進し、要望にこたえたい。
- 四、青少年問題特別地区は、元来、青少年問題を地域社会における組織活動によつて解決する方策を探求するためには設けたいわばモデル地区制度であるので、地区数は現在の数で適当であると考えられる。
- なお、一地区当たりの委託費の増額については、今後努力したい。
- 五、家庭教育学級については、昭和三十九年度家庭教育学級の助成開始によつて全国的に家庭教育の気運が高まりつつあり、今後補助学級の増加とあわせて補助額の増額に努めた。
- 家庭児童相談室については、昭和四十年度までに三百カ所設置される予定であり、昭和四十一年度以降においても一定の年次計画のもとにさらに増設することとなつており、運営費についても増額を検討中である。
- 保育所の増設については、昭和三十九年度百七十八カ所の国庫補助を行ない、昭和四十一年度においては当初二百十六カ所について国庫補助を行なつており、その他国民年金の特別融資を行なつてある。また、昭和四十一年度以降においても一定の年次整備計画のもとに、さらに増設する考えである。
- 幼稚園については、昭和四十五年度までに人口おおむね一万人以上の市町村における就園率を六十三・五パーセントまでに高めることを目標とする昭和三十九年度にはじまる幼稚園教育振興七箇年計画を推進中である。
- 六、勤労青少年ホームは、昭和三十九年度までに二十二カ所設置され、昭和四十年度予算計上上の十二カ所設置があわせて三十四カ所となるが、今後ともこれが増設を図る所存である。
- また、勤労青少年の福祉向上を図るため、中

- 小企業団体に年少労働者福祉員の設置を奨励してきたが、現在全国で約二万名に達し、勤労青少年の健全育成、勤労意欲の向上に多大の成果を収めている。今後とも、これら福祉員の自主的活動をいつそう促進するとともに、勤労青少年の職場内外の生活適応、人間成長を高めるため、中小企業またはその団体を主たる対象として産業カウンセリング制度の導入促進を強力に進める所存である。
- 青少年に対し職業に必要な技能を習得させるために行なわれる職業訓練は、公共の職業訓練所が行なう公共職業訓練および事業主が行なう事業内職業訓練として実施しておる、青少年に対する職業訓練の機会のいっそくの増大を図るため、公共職業訓練においては、中高年齢者に対する職業訓練とあわせて若年技能者を養成するための訓練を拡充することとし、養成訓練の定員を拡大するとともに事業内養成訓練についても、その拡大に努めているところである。
- なお、今後とも職業訓練の拡充を図つて青少年に対する教育訓練の機会の増大に努めていきたい。
- 七、農業基本法の目標とする農業近代化を達成するためには、その原動力となるすぐれた農村青少年を育成確保の必要がある。そのためには、農業を魅力あるものとして確立することはある、もちろん、農村における社会開発の観点に立つた各種農村対策を講ずる必要があると思うが、直接的な対策としては自営者農業高校その他各種研修施設の整備拡充とその体系的運営によつて農業技術、農業経営に関する教育研修体制をととのえるとともに、普及組織の日常活動を通じて技術、経営、生活の改善についての普及指導を行なうほか、各種研修会の開催、グループ活動の促進、農業後継者育成資金の拡充を積極的に行ない、農業後継者の育成確保に努めていく所存である。
- 八、少年補導センターに対する国庫補助は、人口十万以上の市に行なつており、今後も引き続き、人口十万以上の全市に補助したいが、必要に応じて将来は十万未満の市についても補助することを検討したい。
- 九、少年非行の発生を未然に防止するため、その温床となる社会悪を除去し、社会環境の健

エレクトロニクス振興施策の強化
拡充に関する請願(第一八八一一号)

同

全化を図ることは緊要の課題である。政府としては、従来以上に関係機関相互間の協力を密にして、関係業界との懇談を通じ、あるいは有害環境を提供している業者または、業界に対する申入れなどによつてその自肅を促すほか、優良文化財の推奨、普及にいちだんと意を注ぎ、現行法令を活用して適切な取締りを行ない青少年の心身に悪影響を及ぼすような社会環境の浄化に努めるなど、社会環境健全化のため効果的な対策を進め、要望の趣旨に沿いたい。

十、非行少年の処理、処遇に関する施設と職員の整備充実については従来から意を注いできたところであるが、少年非行のすう勢に照らし、今後とも努力を重ね、非行少年の処理、処遇の適正を図りたい。

一、電子技術の振興については、従来から電子技術審議会の答申等を尊重してその推進に努めてきたところであるが、電子技術の一層の振興を図かるためには、電子技術に関する総合研究開発の具体策を策定し、統一的指針のもとに計画的に電子技術に関する研究を推進することが必要であるので、科学技術庁においては、「電子技術に関する総合的研究開発の具体策」について電子技術審議会に諮詢を行なつた。

二、電子技術の振興には、基礎研究に力を入れることが必要であると考えられるので、既存の研究所を拡充強化し、ここにおいて強力に基礎研究を遂行するため、従来から通商産業省工業技術院電気試験所の基礎電子部門の拡充強化を図つてゐるが、今後ともこの方向で努力したい。

三、医用電子技術に関する研究を行なうことのできる研究機関は必要であると考えられるので、その具体化については十分検討を行ない、その実現に努力したい。

四、アジア、オセアニア地域における電子技術の振興を図るために、昭和四十年十月第三回アジア・エレクトロニクス会議を開催することとしている。

公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願(第一八四号)

正反対に於ける請願(第九四四号)

公務員の給与改善及び公務員法改正に於ける請願(第一九三・六八三号)

公務員の貸金、一時金及び諸手当引上げに於ける請願(二件)(第一九三・六八三号)

公務員の貸金、一時金及び諸手当引上げに於ける請願(二件)(第一九三・六八三号)

正反対に於ける請願(第九四四号)

公務員の給与改善及び公務員法改正に於ける請願(第一九三・六八三号)

公務員の貸金、一時金及び諸手当引上げに於ける請願(二件)(第一九三・六八三号)

同 同 同 同

公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願(第一八四号)

公務員給与の改善については、昭和四十年八月、人事院が調査研究した結果に基づく措置を勧告しているので、この勧告を尊重するという従来からの建前に基づいてその改善について検討を行なう方針である。

右に同じ。

国立大学教官の待遇改善に関する請願(七十三件)(第九四八・九四九・九七二・一〇一五・一〇一〇・八九・一〇八九・一一五六・一二四六・一二七六・一三三三・一三七九・一三八四・一三八九・一三九七・一四一〇・一四二九・一四九三・一四九九・一九一九)

同

一、公務員給与改善については、昭和四十年八月、人事院が調査研究した結果に基づく措置を勧告しているので、この勧告を尊重するという従来からの建前に基づいてその改善について検討を行なう方針である。

二、寒冷地手当の改善については、人事院の調査研究をまち、その勧告に基づいて慎重に検討したい。

三、退職手当制度の改善については、民間における同種手当の動向をも考慮しつつ、慎重に検討したい。

四、第四八回国会に提出した国家公務員法の改正案は、ILO第八十七号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)を批准することとするに際し、国家公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行ない、あわせて國家公務員の人事管理に関する責任体制を確立するため、中央人事行政機構の改編整備を行なうとする内容のものであり、すでに第四十五回国会において成立し、公布されている。

国立大学教官の待遇改善については、昭和四十一年八月、人事院が調査研究した結果に基づく措置を勧告しているので、この勧告を尊重するという従来からの建前に基づいて、その改善について検討を行なう方針である。

今後、これを関係諸国との協力によつて継続的国際事業として確立するよう同会議に提案し、その実現に努めることとしたい。

○五・二五一・二五一・二五二
 ○九・二五七〇・二五七一・一五七
 ○二・二五七三・一五七四・一五七
 ○五・二六〇八・二六〇九・二六一
 ○○二六一一・二六二五号)
 公務員の寒冷地手当改善に関する
 請願(第一七三〇号)

公務員労働者の基本賃金引上げ等
 に関する請願(二十件)(第一七
 五四・一八〇二・一八三八・一八
 七四・一九二〇・一九二一・一九
 二二・一九二三・一九二四・一九
 二五・一九二六・一九二七・一九
 二八・一九二九・二二五〇・二三
 四三・二六九八・二七五六・二三
 五七・二七五八号)

同 同 同 同

元南満州鉄道株式会社職員であつ
 する請願(二件)(第一一二・一四
 一三号)

同

恩給(共済年金)の格差是正に関
 する請願(二件)(第一一二・一四
 一三号)

同

一、公務員給与の改善については、昭和四十年
 八月、人事院が調査研究した結果に基づく措
 置を勧告しているので、この勧告を尊重する
 という従来からの建前に基づいて、その改善
 について検討を行なう方針である。

二、寒冷地手当の改善については、人事院の調
 査研究をもち、その勧告に基づいて慎重に検
 討したい。

三、退職手当制度の改善については、民間にお
 ける同種手当の動向をも考慮しつつ、慎重に
 検討したい。

四、公務員の給与その他の勤務条件に関する職
 員団体との交渉については、従来から、現行
 法令の範囲内において誠意をもつてこれに當
 たり、その改善に配意してきたところである
 が、今後も十分努力していただきたい。

恩給、年金の待遇については、従来から必要
 に応じ年金額の改正措置を講じてきているもの
 である。この年額の改定の方法については、請
 願のように現職公務員の給与に即応して改定す
 る方法もあるうかとも思われるが、これについ
 ては、いろいろの問題がありその他の改定方法
 等も考えられる。一方、他の年金制度に基づく
 年金との均衡等をも考慮する必要がある。以上
 のことからして、直ちに請願の趣旨のように措
 置することは困難であるが、今後とも検討する
 こととした。

一、二および三、恩給法の一部を改正する法律
 (昭和二十八年法律第百五十五号)附則の規定
 により外國政府職員または外國特殊法人職員
 としての在職期間を恩給公務員期間に通算す
 る措置は、主として人事管理上の要請により
 特例として認められたところであつて、これ

右に同じ。

八六五・八六七・一〇七一
 一二・一一四〇・一一四二・一二
 ○九・一三三五・一六八九・一八
 一〇・二六四四号)
 退職公務員の恩給、年金増額に関
 する請願(六件)(第一九四・六八
 四・六八五・六八六・六八七・六
 八八号)

同

一、および二、恩給については、「恩給法等の
 一部を改正する法律」が第四十八回国会にお
 いて成立し、昭和四十年十月から増額するこ
 ととしたが、これを請願のように現職公務員
 の待遇の改善を退職後の公務員について直ち
 に全面的に反映せしめるべきであるという意
 見には、にわかに賛成し難いものがあるが、
 物価の推移、一般生活水準の上昇、國家財政
 の充実等を考慮し、恩給増額をどの程度にす
 るかについては、今後とも検討を要する問題
 であると考える。
 国家公務員共済組合法上の退職年金の増額
 による共済組合等からの年金受給者のための特
 別措置法等の規定による年金の額の改定に關
 する法律」が第四十八回国会において成立し、
 その目的はおおむね達せられたものと考
 えられる。また、改定の方法等について、現
 職公務員の給与に即応して改定することは、現
 金額のスライド制については、財源負
 担、スライド制の基準等について未解決の問
 題があり、他の制度との関連もあるので、慎
 重に検討する必要がある。
 三、恩給の金額は、公務員の退職時の俸給を基
 礎として決定される建前であるから、これを

をさらに要望のように優遇措置を講ずること
 は困難と考えられる。
 国家公務員共済組合法の長期給付に関する
 施行法(昭和三十一年法律第二十九号)は、
 従前の恩給制度と共済組合制度を統合したもの
 のであり、これらの制度において認められて
 いるなかつたものについて通算措置を講ずるこ
 とは困難である。

四、恩給制度において認められる者が再就職し
 た場合には、これとの均衡から通算措置を講
 じているが、恩給制度において認められない
 者については、これとの均衡等から最大限度
 救済することとしているものであり、これを
 要望のように措置することは他に波及すると
 ころ大であり、困難である。

恩給、年金の給与制度改善の法制化と給与増額に関する請願(二件)
(第七四一・七五九号)

同

請願のように措置することは、この建前をくずすことになり困難な問題もあると考えられる。

共済組合制度は、保険システムによる社会保険制度であるので、請願のとおり措置することは、困難である。

一、恩給および共済組合の年金額のスライド制について、スライド制の基準、財源負担等について未解決の問題があり、他の制度との関連もあるので慎重に検討する必要がある。

二、恩給、年金受給者の待遇については、従前から必要に応じ年金額の改定措置を講じてきているものであるが、昭和四十年においても恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)および昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百二号)等により年金額の改定措置を行なつてある。

特高罷免並びに武德会追放等による警察退職者救済に関する請願
(第一二六四号)

同

特高罷免並びに武德会追放等による警察退職者救済に関する請願
(第一二六四号)

いて未解決の問題があり、他の制度との関連もあるので慎重に検討する必要がある。

四、二以上の公的年金制度から同一の事故について年金を併給することは、元来公的年金の給付水準が不十分である段階においての経過措置であるので、まず、個々の制度の充実が図られるよう努力したい。

一、公職追放により退職した者が、その退職後、現実に職員として勤務しなかつた期間に對して退職手当を支給することは、退職手当制度の性格上困難と考えられる。

なお、公職追放による退職者は、その退職の日以前の職員としての在職期間に対する退職手当は支給済である。

二、現実にまつたく公務員として在職しなかつたいわゆる追放中の期間を恩給公務員期間に通算することは、困難であると考へる。

三、物価ないし生活水準の上昇等の経済事情の変動に応じ、恩給扶助料の購買価値の低下を防ぐ趣旨で、恩給扶助料の年額を引き上げてゆくことは望ましいが、その程度、時期等は、その時々の財政事情、国民感情の動向ともにらみ合せ慎重な検討を要するものと考える。

四、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百五十一号)

附則第九条の規定による特別措置は、いわゆる追放にならなければ、年金恩給等を受けられたであろうと思われるよう者が、いわゆる追放解除になつた時には既に年齢等の関係で再就職する機を失し、ためになんら年金を受けられず、また、年金を受ける見込みもないといった事情にあつた場合の特例であるので、これを請願のとおり措置することは困難であると考へる。

三、恩給および共済組合の年金等の実質価値保全については、改定の基準、財源負担等につ

官報 号外

昭和四十一年六月二十七日

○ 第五十一回 参議院会議録追録(その二)

公共料金値上げ反対に関する請願
(五件) (第一九六・一一三四・一
二三五・一二〇三・一二九六号)

總理府
主管官署

請願に対する処理要領

同

消費者物価を長期にわたつて安定させるためには、基本的には経済の均衡ある発展が不可欠の条件であり、特に経済成長の過程において経済の構造変化が著しいわが国経済においては、農業、中小企業、サービス部門の近代化、労働力の流動化などの構造対策を進めるとともに競争条件の整備を図り、合理的な価格形成を通じて生産資源の有効利用を促進して行くことが必要である。かかる観点から、昭和四十年一月二十二日閣議了解された「物価安定のための総合対策」および昭和四十年八月三日閣議了解された「消費者物価の安定対策について」に基づき公共料金を含めて消費者物価安定対策を強力に推進し物価をすみやかに安定させるべく努力している。

特に、公共料金については、国民生活に影響するところが大きく、また、その上昇は他の諸物価の上昇の誘因ともなるので、これを極力低位にとどめるよう、一層経営の合理化に努めてコストの増加要因を吸収するよう措置していく

一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに関する請願(第三二七号)

(一) 独占価格および公共料金について
的の独占、不当な取引制限および不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進するため「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が制定されており、したがつて

同法を厳正適確に施行することが、この請願の趣旨に沿うものと考え、政府は常に同法の適用を運用に努めている。具体的には、今後とも適法な価格協定等の取り締りを一層厳重に行なうとともに、生産性が向上しているにもかかわらず価格硬直化のみの結果、違法な協定等の存在する場合には、競争条件整備のため所要の措置を講ずるなど、独占価格を形成させないよう独占禁止法を強力に運用していく所存である。

(二) 公共料金問題については、国民生活に影響するところが大きく、また、その上昇は他の諸物価の上昇の誘因ともなるので、これが廢止を行なうためには、放送法の改正を要するものであるので、わが国の放送制度全般の問題の一環として今後慎重に検討することとした。

(三) 現在の通勤、通学定期運賃は、公共政策的見地から高率の割引運賃制度をとつている。しかも、これら高率割引の定期旅客輸送のため朝夕のラッシュ時には、これに対応できる車両の増備、諸施設の拡充等に取り組られており、したがつてこのための膨大な設備投資が国鉄、私鉄の財政を圧迫する要因となつてゐるので、定期旅客が鉄道輸送に占める割合、混雑緩和の緊急性からみて、現在の高率割引のある程度の修正はやむを得ないものと考える。

(四) 電力、水道料金の料金差別について
一般消費の電気料金が大口需要の料金に比較して高いのは、電燈需要が百ボルトまたは二百ボルトの低圧で電気の供給を受け

公共料金並びに消費者物価値上げ
抑制に関する請願(二件) (第一〇号)
九・二二〇号)

同

物価値上げ反対に関する請願(八
件) (第一三八一・一三八八・二
〇五五・一三三四〇・二六〇〇・二
六〇一・二六〇二・二八七二号)

同

るため、低圧変電、配電の経費がかかるこ
と、電力損失率が大きいこと、ピーク時間
に集中して使用するので設備の利用率が低
いこと等によるものであつて、不当な料金
差別をしているものではない。

(二) 水道料金については、一般家用にくら
べて営業用は、大部分の市町村において割
高となつてゐる。また、工業用は一般家事
用にくらべて割安となつてゐるところがあ
るが、これは点検、検針、集金等に要する
人件費等を勘案して、各水道事業ごとに企
業採算上の観點から定めたものである。最
近では、やむをえず、水道料金が値上げさ
れる場合においても、一般家用に特別の
配慮が加えられる傾向にあるが、今後とも
水道事業の運営の効率化等について検
討を加え、水道料金の値上がりそのものに対
処していきたい。

消費者物価を長期にわたつて安定させるため
には、基本的には経済の均衡ある発展が不可欠
の条件であり、特に経済成長の過程において経
済の構造変化が著しいわが国経済においては、
農業、中小企業、サービス部門の近代化、労働
力の流動化などの構造対策を進めるとともに、
競争条件の整備を図り、合理的な価格形成を通
じて生産資源の有効利用を促進して行くことが
必要である。かかる観点から、昭和四十一年一月
二十一日閣議了解された「物価安定のための総
合対策」および昭和四十年八月三日閣議了解さ
れた「消費者物価の安定対策について」に基づき
公共料金を含めて消費者物価安定対策を強力に
推進し、物価をすみやかに安定させるべく努力
している。

特に、公共料金については、国民生活に影響
するところが大きく、また、その上昇は他の諸
物価の上昇の誘因となるので、これを極力低
位にとどめるよう、一層経営の合理化に努めて
コストの増加要因を吸収するよう措置していき
たい。

消費者物価を長期間にわたつて安定させるため
には、基本的には経済の均衡ある発展が不可欠
の条件であり、特に経済成長の過程において経
済の構造変化が著しいわが国経済においては、
農業、中小企業、サービス部門の近代化、労働
力の流動化などの構造対策を進めるとともに、
競争条件の整備を図り、合理的な価格形成を通
じて生産資源の有効利用を促進して行くことが
必要である。かかる観点から、昭和四十一年一月
二十一日閣議了解された「物価安定のための総
合対策」および昭和四十年八月三日閣議了解さ
れた「消費者物価の安定対策について」に基づき
公共料金を含めて消費者物価安定対策を強力に
推進し、物価をすみやかに安定させるべく努力
している。

特に、公共料金については、国民生活に影響
するところが大きく、また、その上昇は他の諸
物価の上昇の誘因となるので、これを極力低
位にとどめるよう、一層経営の合理化に努めて
コストの増加要因を吸収するよう措置していき
たい。

「蒙雪地帯対策特別措置法」に基づ
く基本計画の完全実施に関する請
願(二件) (第二〇六六・二八一
号)

同

農業・中小企業・サービス部門の近代化、労働
力の流動化などの構造対策を進めるとともに競
争条件の整備を図り、合理的な価格形成を通じ
て生産資源の有効利用を促進して行くことが必
要である。かかる観点から、昭和四十一年一月二
十二日閣議了解された「物価安定のための総合
対策」および昭和四十年八月三日閣議了解され
た「消費者物価の安定対策等について」等に基
づき公共料金を含めて消費者物価安定対策を強
力に推進し、物価をすみやかに安定させるべく
努力している。特に、公共料金については、國
民生活に影響するところが大きく、また、その
上昇は他の諸物価の上昇の誘因ともなるので、
これを極力低位にとどめるよう、一層経営の合
理化に努めてコストの増加要因を吸収するよう
措置していきたい。

積雪による増加需要額					
			(単位千円)	引額	増加額
昭和40年	和	39年	度	1,472,824	320,485
県 分	1,793,309	3,398,237		364,890	685,375
市町村分	3,763,127				
計	5,556,436	4,871,061			

四、学校等公共施設の除雪
事業は、当該施設の管
理、保全のために行なわ
るなど措置がとられ
ているところである。

されるものであり、その費用については、地方交付税の規定に基づき、地方公共団体の基準財政需要額の算定に当たつて、その地域の積雪度に応じ補正を行ない、地方交付税に算入されている。

なお、異常な豪雪により学校等公共施設の除雪事業に要する費用が、平年に比し著しく多額である場合において、当該地方公共団体の財政事情等を勘案して特に必要があると認めるときは、「豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法」の適用により、その費用の二分の一以内の補助を行なうことができる。ところが、それ以上の高率負担は除雪費の性格にかんがみ適当でないと考える。

五、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき豪雪地域の国、県道の交通確保の強化を図つているが、昭和四十年度は雪寒指定路線を延長し、逐次重要路線の除雪、防雪および凍雪害防止事業の拡充に努めている。

六、寒冷地域道路事業としては、除雪費の助成のほか、除雪機械の整備に対しても助成を行なつており、その対象額は昭和四十年度において二十四億八千万円（うち市町村分一億四千円）に達しているが、今後も逐次拡充強化を図る方針である。ただし、助成の機種については、除雪クレーダー、除雪トラック、スノーローダー等除雪、排雪に直接必要な機種に限られており、道路事業としては雪上車は助成の対象外である。

七、豪雪地域の重要路線における流水溝（流水溝）については、道路の改良、舗装に伴うもの単独のものについては、雪寒道路事業費によつて整備を行なうこととしているが、今後も積極的に拡充を図る予定である。また、融雪装置についても融雪パイプを助成の対象とした例があり、今後も気温、水温、水量道路状況および積雪量等の条件が適合する箇所には整備を促進する考えである。

八、融雪、なだれ等による災害を防止するため、治山事業なだれ防止保安林の指定および改良並びになだれ防止林の造成を積極的に行ない、民有林林道改良事業については、雪害

が発生した場合には、その早期復旧を図るために越冬物資確保のための予算措置を講ずることとは、離島その他の地域の施策との均衡もあり妥当でないと思われる。また、金融機関からの融資については、金融機関に対する現地における灾害の実情、資金の需給状況等を的確にはあくさせ、実情に応じて臨機適切な措置を講ずるよう指導している。

九、中小企業および一般住民を対象として、特に越冬物資確保のための予算措置を講ずることとは、離島その他の地域の施策との均衡もあり妥当でないと思われる。また、金融機関からの融資については、金融機関に対する現地における灾害の実情、資金の需給状況等を的確にはあくさせ、実情に応じて臨機適切な措置を講ずるよう指導している。

宇都宮地方・家庭裁判所大田原支
部支部・新潟等に関する請願
(二件)(第八九九・九一〇号)

千葉地方裁判所・家庭裁判所支部
及び地方検察庁市川支部設置に
する請願(第一一九九号)

仙台高等裁判所秋田支部存置に
する請願(第一三三七号)
(二件)

広島高等裁判所松江支部存置に
する請願(第一七〇四・一
八一一号)

千葉刑務所留志野作業農場の転用
中止並びに同作業場移転要請に
する請願(二件)(第二六八三・
二六八四号)

法務省

裁判所の庁舎に関する事項および裁判所の支
部に関する事項は、最高裁判所の権限に属
しているので、請願の趣旨を最高裁判所に
伝達して、考慮を促すこととした。また、檢
察庁の支部は、必要に応じ、裁判所の支
部に伝達して考慮を促すこととした。

裁判所の支部に関する事項は、最高裁判所の
権限に属しているので、請願の趣旨を最高裁判
所に伝達して、考慮を促すこととした。また、檢
察庁の支部は、必要に応じ、裁判所の支
部に伝達して考慮を促すこととした。

裁判所の支部に関する事項は、最高裁判所の
権限に属しているので、請願の趣旨を最高裁判
所に伝達することとした。

裁判所の支部に関する事項は、最高裁判所の
権限に属しているので、請願の趣旨を最高裁判
所に伝達することとした。

当作業場は、昭和二十年十月以来受刑者の更
生を図かるための訓練として、農耕、牧畜作業
および全国矯正施設の被収容者用として供給す
るみそ、しそう油の製造作業を実施しているも
のであるが、最近においては、道路交通法違反
関係とくに業務上過失致死傷事件の受刑者が著
しく増加している現状に対処するため、これら
の者をここに集め、「交通事犯禁錮受刑者処遇
要領」を定め、これに基づき、いわゆる開放処
遇の方法で、職業指導、生活訓練、その他再犯
防止のために必要な矯正活動を実施していく。
そこでこの訓練計画の一環として受刑者の

運転技術の練磨向上を図ることは、再犯防止のため不可欠の要請であり、自動車運転練習場の設置計画は是非とも推進したい所存であるが、現地の要望も一応もつともと思われるの、当作業場に代わる適当な施設を含む換地を条件として現地の要望に沿つてもよいと考える。

法務局職員の一万名増員に関する
請願(九件)(第一六一二・一六
三三・一六七六・一七〇六・一七
六六・一七六七・二三四二・二四
〇四・二六九七号)

同

法務局の所掌事務特にその大部分を占める登記事務は、近時の社会経済状勢の変転に伴い激増の一途をたどつてゐるが、法務局では、これら激増する事務の処理については、極力事務の合理化、能率化によつて対処する方針で、従来から複写機等能率器具の整備、登記制度の改善(登記簿台帳一元化、不動産粗悪登記用紙の移記、商業法人登記簿の改製等)を実施している。

しかしながら、これらの諸施策のみでは、当面の激増する事務を処理するには十分でないの、昭和三十七年度百人、昭和三十八年度二百人、昭和三十九年度二百三人、昭和四十年度八十人の増員措置がとられた次第である。これらの増員は、法務局の所掌事務を適正迅速に処理していくためには必ずしも十分とはいえないと考えられるが、財政事情等のためこの程度に止められたものである。

なお、今後の問題としては、将来も事務量増加が予想されるので、事務合理化等の方法によつてまかない切れないものについては、国家財政の許す限り必要限度の増員措置をとらなければならないと考えている。

更生保護会に対する委託費等増額
に関する請願(二件)(第一一二六・二五三号)

更生保護会に対する委託費等増額
に関する請願(二件)(第一一二六・二五三号)

更生保護会は、保護観察所の監督のもとに矯正施設からの出所者等を保護する民間の施設であるが、国は、保護対象者を更生保護会に委託したときは委託費を支給するほか、更生保護会施設の改善の必要を認めたときは、施設改善のための費用を補助することができるところとなつてゐる。

一つについては、昭和四十年度歳出予算において更生保護会に対する委託費の単価を、食事付宿泊費および宿泊費については生活保護基準に準じて十二パーセント、事務委託費については八・五パーセント増額しているので、これによつて被保護者の待遇の充実と更生保護会職員の待遇改善に資することができると考える。

仙台法務局丸森出張所存置に関する
請願(第三九三号)

同

二については、更生保護会の施設改善のための補助金は、毎年の歳出予算において相当額支給されており、特に昭和四十年度歳出予算においては坪当たり単価を現行の三百円から三百二十五円に増額しているので、これによつて当面必要とする施設の改善、補修を実施することができる」と考へる。

仙台法務局松山出張所存置に関する
請願(第七五七号)

同

近時、公共事業の活発化、経済の急激な進展に伴い登記事件のすう勢が著しく変化しているので、これに対処する方策として一人庁を中心とする小規模出張所の統合を実施してきたが、その後の社会経済事情にも著しい変転があり、他面、昭和三十九年九月の臨時行政調査会の答申の次第もあるので、新たな観点からその組織の近代化を検討することとし、この際出張所の統合は、原則として見合せることとしている。

丸森出張所の存否についても、以上の趣旨により慎重に検討したいと考へている。

水戸地方裁判所・家庭裁判所麻生
支部、麻生簡易裁判所庁舎新築に
関する請願(第二五四〇号)

水戸地方裁判所・家庭裁判所麻生
支部、麻生簡易裁判所庁舎新築に
関する請願(第二五二九号)

同

裁判所庁舎の改築は最高裁判所の権限に属する事項であるので、この請願の趣旨を伝達したところ、最高裁判所においても改築の必要を認め、裁判所庁舎の新築改築計画中に含めており可及的すみやかに予算要求をしたいとのことでこととした。

同支部庁舎の新築については、予定敷地等について最高裁判所と協議し、意見調整のうえ昭和四十一年度以降において新築予算を要求することとした。

沖縄の日本本土復帰促進に関する
請願(第一五七四号)

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その二)

第四十八回、第四十九回国会において採択された請願の処理経過

改正刑法準備草案第三百六十七条
反対に關する請願(八十件)(第二
一九・三九二・四二三・四四三・
六九八・七二二・七二五・七三〇・
七四〇・七七四・八二三・八六三・
八七六・八七七・八九一・九二四・
九二九・九三〇・九五三・一〇〇〇〇・
四・一〇〇五・一〇〇六・一〇〇〇〇・
七・一〇一四・一〇六四・一〇〇〇〇・
五・一〇七二・一〇七三・一〇〇〇〇・
六・一〇八三・一〇八四・一一二〇〇・
八・一一三一・一一四八・一一二〇〇・
一・一五〇・一一五四・一一三〇〇・
二・一三五・一二四四・一二三六七・
三・二六六・二三六七・二二九五・
四・二九五・二二九五・二二九五・
五・一五五〇・一五五二・一五六・
六・一八四六・一八六五・一九〇・
七・一九一〇・一九三五・一九三・
八・二〇七六・二二〇七・二二一九・
九・二三四七・二三七三・二三一・
一〇・二三三二・二四一四・二四六・
一一・二四五五・二五三八・二七三・
一二・二五三八・二七三

同

外務省

韓国東海沿漁場における操業に關する請願(第九一一号)

昭和四十年六月二十二日、日韓漁業協定その他の関係文書が成立し、指摘の諸点については次のとおり合意している。
一、日韓双方とも距岸十二海里までの水域を漁業国として排他的管轄権を行使できる水域として設定する権利を有する。
二、共同規制水域内では相互に相手国の国内禁止水域を尊重することを除けば、わが国は沖合底びきの一定海域について自主的に操業規制を行なう旨一方的に声明していること以外、何の制限海域も設けていない。
三、共同規制水域に出漁し得る沖合底びき網漁業の最高隻数は百十五隻である。

沖縄の即時日本復帰に關する請願
(二件) (第一七五八・二二三四号)
ベトナム紛争の即時解決に關する
請願(第一八七六号)

同 同 同

沖縄の日本本土復帰に対する願望は
同時に日本政府および九千万国民の願望でもある
請願(第一五七四号)

昭和四十年六月二十二日、日韓漁業協定その他の関係文書が成立し、指摘の諸点については次のとおり合意している。
一、日韓双方とも距岸十二海里までの水域を漁業国として排他的管轄権を行使できる水域として設定する権利を有する。
二、共同規制水域内では相互に相手国の国内禁止水域を尊重することを除けば、わが国は沖合底びきの一定海域について自主的に操業規制を行なう旨一方的に声明していること以外、何の制限海域も設けていない。
三、共同規制水域に出漁し得る沖合底びき網漁業の最高隻数は百十五隻である。

法務省法制審議会刑事法特別部会においては、刑法の全面改正のための審議を行なつてゐるが、いわゆる過失貯物罪については、先般同部会第五小委員会で一応の検討が行なわれたところである。その際の第五小委員会における審議の概況としては、この種の規定を新設すべきではないとする空気が強かつたが、未だ最終的な結論を得る段階にまでは至つていらない。準備草案の過失貯物罪に關する規定は、職業的に盜品の売買等を反覆しながら現行刑法上は巧みに法網を逃れるようなる者に対処するために提案されたものであり、多數の善良な業者に対して実行不可能な注意義務を課そうとする趣旨のものではないと考えられるが、本請願にみられるような反対意見のあることはすでに十分承知しているので、今後法制審議会においてさらにつきこの問題が検討される場合が、指摘されている事情を十分考慮し、慎重な審議が行なわれるよう配慮したいと考えている。

日本固有の北方領土の日本復帰促進に關する請願(二件) (第一五七五号)
五・一七三二号)

日本固有の北方領土の日本復帰促進に關する請願(二件) (第一五七三号)

わが国はソ連に対し、日ソ共同宣言によつて平和条約締結後にその引渡しの約束されるる齒舞諸島、色丹島およびわが国固有の領土である國後、択捉兩島の返還を求めてゐるが、ソ連は領土問題は既に解決済みであるとの態度をかたくなにとつてゐるため、領土返還は実現をみていない。今後とも引き続き、これらの領土の早期返還をあらゆる機会をとらえ、ねばり強くソ連側に対して求めていくとともに、わが国の立場が正當なものであることについて、ますます強力に國際世論に訴えていく所存である。

沖縄、小笠原諸島の施政権回復に關する請願(第一七三二号)

沖縄、小笠原住民の祖国復帰に対する願望は、同時に日本政府および九千万国民の願望でもあり、政府はこれまでにも機会あるごとに米国政府に対し、沖縄および小笠原の施政権返還を要望している。昭和四十一年一月の佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明にも表明されているとおり、米国政府もわが方の施政権返還の要望に理解を示すに至つてゐるが、政府としては、沖縄の施政権返還が一日も早く実現するよう今後とも一層努力する方針である。

右に同じ。

一、米・中また南北ヴィエトナム共にジュネーヴ協定遵守の意向を明らかにしており、この点問題はない。問題はどのような段階を経て双方が文字どおり協定に立ちかえることができるかという具体的方法であつて米国は無条件討議を提案しているのに対し、共産側は米軍の撤退等を要求して話し合いに入ることを

り、政府はこれまでも機会あるごとに米国政府に対し、沖縄および小笠原の施政権返還を要望している。

昭和四十年一月の佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明にも表明されているとおり、米国政府もわが方の施政権返還の要望に理解を示すに至つてゐるが、政府としては沖縄の施政権返還が一日も早く実現するよう今後とも一層努力する方針である。

官報(号外)

ILO第百号条約批准に関する請
願(三件)(第一九四八・一九四
九・二一〇五号)

同

拒否している。すなわち双方ともその主張が対立して目下のところ軍事行動を即時停止する状態はない。

わが国は紛争の不拡大、早期平和解決を切望する旨を公にし、先般の総理演説でも紛争当事者に話し合いで入るよう呼びかけている。また、米国に対してもこの点率直にわが国の見解を述べているが、わが国は中共・北越・エトナムとは公の関係をもたず、したがつて公式の接触はないが、ソ連とは再三ベトナム紛争について話し合っている。

二、一千九百五十四年のジュネーヴ協定はベトナムにおける戦闘停止とベトナムの軍事的中立を規定しており、もし関係国が同協定の遵守を再確認すれば、それによつて問題

の解決が図られるのであり、現在の事態ではこのジュネーヴ協定のほかに新たな国際取きめを必要とするというのであればかかる取きめを結ぶことによつてベトナムの独立と中立を保障することにわが国はなんら異存はない。しかし、このような国際条約に期待するにしても現在のことろ米国による無条件討議の提案にもかかわらず、共産側が從来の主張を固執したまま話し合いに応ずる気配はないところに問題があり、まず話し合いを開くことが現在の急務である。事態の複雑さと問題の困難性にもかかわらず、わが国は引き続き話し合いの実現につき努力する方針である。

ILO第三十四回国会(一千九百五十一年)において採決された同一価値の労働に対する男女労働者に同一の報酬に関する条約(第百号)は、同一価値の労働に対する男女労働者に同一の報酬を与えるという原則の全労働者に対する適用を促進し、かつ、仕上げるべき仕事に基づいて職務を客観的に評価することを促進する措置をとることを内容とするものである。憲法第十四条は、すべて国民は法の下に平等であつて、性別により経済的関係において差別されない旨規定しており、さらに労働基準法第四条は、賃金について性別による差別的取扱いを禁止している。これらの法律の適正な実施を確保するため諸般の施策を講じてきているが、賃金が労働の価値

沖縄の祖国復帰に関する請願(第二二六八号)

同

歯舞、色丹諸島の祖国復帰に関する請願(第二二六九号)

同

政府系中小企業金融機関の資金増額等に関する請願(第二二九六号)

大蔵省

同

値に直接関係のない要素によつて定められる場合も依然として少なくないわが国の実情のもとでは、同条約の批准については、なお慎重に検討する必要があると考えられる。ついては、近時労働の質と量とに対応する賃金へ移行しようとする機運が一般的に生じつあることにかんがみ、政府としては、同条約の趣旨に沿つて客観的職務評価の普及につき努力いたすとともに、本条約をできるだけすみやかに批准しよう、その基盤の整備に努めていきたい。

沖縄、小笠原住民の祖国復帰に対する願望は同時に日本政府および九千万国民の願望でもあります。政府はこれまでも機会あるごとに米国政府に対し沖縄および小笠原の施政権返還を要望している。昭和四十一年一月の佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明にも表明されているとおり、米国政府もわが方の施政権返還の要望に理解を示すに至つているが、政府としては沖縄の施政権返還が一日も早く実現するよう今後とも一層努力する方針である。

歯舞諸島、色丹島は日ソ共同宣言によつて、平和条約締結後にその引渡しが約束されており、政府は歴史的にみてわが国固有の領土であることが明らかな国後、択捉両島とともにソ連側にその返還を求めているが、未だに返還は実現をみていない。今後とも引き続きこれらの領土の早期返還をあらゆる機会をとらえて、ねばり強くソ連に求めていくとともに、わが国の立場が正当なものであることについて、ますます強力に国際世論に訴えていく所存である。

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(十三件)(第二八・二・二九〇・一一三・一七五・一八七・二〇一・二六六・二九三・三一・三三九・三四八・四〇六号)

同

に努めている。

一、企業組合は、独立した組合員のためにその事業の補助的業務を行なう他の協同組合とは異なり、その組合員の事業を廃止して組織した企業体である。したがつて、企業組合は、独立した企業体として営利活動を行なう点では合名会社等となんら変わることはないので、税法上も、その経営の実態からみて、特別法人として取り扱うこととは適当でない。

二、企業組合は一般の営利会社に近い企業形態であるから、その剰余金は一般の営利会社の利益金と同様の性格を有し、これを組合員に分配する従事分量配当は純然たる利益の配当である。したがつて、他の協同組合にみられる事業分量配当のようにいわば実費手数料の取過ぎ分を組合員に還元する趣旨で行なわれるものとは性格が異なるので、企業組合の従事分量配当を損金扱いとするることは適当ではない。

三、企業組合は、その実態において一般の営利法人となんら異なるところではなく、現在、留保所得の特別控除制度の対象とされている農業協同組合等の組織とその性格を異にするものであるから、企業組合について留保所得の特別控除を認めることは適当でない。

四、昭和四十年度の税制改正において、請願の趣旨に沿うよう改正済みである。

五、専務理事、常務理事等の役員は、本来、もつばらその法人の経営に従事するものであるところから、税法は、使用人兼務役員にはなり得ないものとしている。これは、会社における専務取締役、常務取締役等の役員を含めて、およそ法人の役員全体を通じての統一的な考え方であるから、特に企業組合の役員についてのみ特別の取扱いをすることは、その実態から考えてみても適当でない。

入場税は、入場行為に伴う消費能力に担税力を求めて課税するものであり、昭和三十七年度の税制改正において他の間接税負担とのバランスを考慮して税率を一律十パーセントとして負担の軽減を図つたものであるから、今直ちに入場税を撤廃することは適当でない。

音楽、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(第二一五八号)

同

工業技術系各種学校学生生徒に対する所得税法第十五条の五による勤労学生控除に関する請願(第四〇二号)

同

ぶどう酒輸入抑制に関する請願(第二一九九号)

同

学校教育法第一条に規定する学校は、心身の発育に応じて体系的に、相互に関連しつつ基礎的学問を教育する機関であるのに対し、同法第八十三条に規定する各種学校は、これらの中の外にあつて技術、技能等の特定の分野について教育する機関であり、その教課内容、修業年限、授業時間数等も千差万別であるところから、現在、各種学校の生徒については、勤労学生控除の対象となる勤労学生に含めないこととしている。

ところで、これらの各種学校のなかには、学校教育法第一条の学校と実質的にほとんど変わらないものがあり、これらの生徒については、勤労学生控除の対象に加えることも考えられるが、現段階ではそれを区別することは技術的に困難である。しかしながら、この問題については現在文部省において各種学校の類型化を中心に行なわれて各種学校制度の全面的な改善を企図しているので、その成案を得たうえで検討することとしている。

公立小中学校の建築基準単価引上げ等に関する請願(第二九四号)

同

文部省

一、単価については、逐年その引上げを図つてきただが、今後も引き続き努力する。

二、屋内運動場の国庫補助基準の引上げについては検討したい。

一、請願の趣旨については、まつたく同感である。

二、したがつて、昭和四十年度予算に移転準備調査費として、一千万円を計上し、現在移転先を検討中である。

官報(号外)

青少年健全育成予算に關する請願
(第五一三号) 同

三、移転新築は、昭和四十一年、四十二年の二年、度にわたつて実施すべく、所要の予算措置を講じたいと考えている。

- 一、社会における少年の生活指導の理念については、昭和三十六年度から全国少年生活指導研究集会を開いて研究するとともに、その資料を刊行してきたが、今後さらに研究をすすめたいと考える。
- 二、昭和四十年度から子ども会等少年団体育成指導委員事業を助成するとともに、これら委員により全国協議会を開催し、委員活動の方等について検討するが、今後その充実拡大に努めたいと考える。
- 三、子ども会等の結成は、前記子ども会等少年団体育成指導委員の活動を通じてこれの推進を図りたいと考える。
- 四、昭和三十四年から毎年七十程度の市町村に助成しているが、今後ともその助成の拡充に努めたい。
- 五、都道府県における指導者養成を助成してきたが、特にジュニアリーダー養成もこの指導研修のなかで実施するとともに、その重要性にかんがみ、国としても全國研修を行なつてお。今後その拡充に努めたいと考える。
- 六、少年教育の拠点として児童文化センターは、昭和三十四年度から毎年三カ所の設置に對し助成してきただが、今後一層その拡充強化に努めたいと考える。
- 七、オリンピック記念青少年総合センターは、昭和四十一年四月十三日設立され、業務開始は昭和四十一年一月の予定である。
- 八、国は、国民のスポーツ活動振興の基盤となる各種公立スポーツ施設の整備をするため、昭和三十四年以来水泳プール、体育館等について補助を行なつており、また、昭和三十七年度から運動場、昭和三十八年度から夜間定期制高等学校運動場照明施設についても補助を行なつておる。
- 九、昭和四十年度においては、新たに高等学校柔道場について補助を行なうほか、水泳プール、体育館運動場、夜間定期制高等学校運動場照明施設についても拡充整備に努めておる。

宮崎県立高等学校のすしづめ教室
解消に關する請願 (第七六一號)
小、中学校における書写、書道教育
振興等に關する請願 (第七九五號)
七七六・九三二・一〇一一号) 同

学校司書制度の法制化及び学校
書館法附則第二項削除等に關する
請願(五件)(第七四四・七六四・
七七六・九三二・一〇一一号)

小、中学校における書写、書道教育
振興等に關する請願 (第七九五號)
同 同 同

司書教諭の養成の現状および國、地方の財政の面からみて直ちに実現することは困難であるが、学校図書館の整備について今後総合的に検討したい。

生徒急増期間中における高校の学級定員割増は暫定措置としてやむをえないと考える。

- 一、現在の小・中学校における毛筆書写は、国語科において、小学校にあつては第四学年から毎週一時間履修させることができ、中学校にあつては主として第一学年で一週一時間度をあてて書写の中で必修させることがなつてゐる。また、中学校の第二学年、第三学年でも年間行事や学校生活などの時宜に応じて計画的に指導することとされてい
- 二、特設教科(書道)教員養成課程は、教員需給の関係を考慮してブロックの観点から設置している。また、高等学校教員検定試験は免許教科にかかる特定の分野の教授を担当することを原則としており、教員の需給事情ともみあわせて、将来の問題として検討したい。
- 三、大学の授業科目について、これを必修とするかどうかは大学において決定することが適当である。
- 四、その他の要望事項については、教育課程改善の方向とみあわせて将来の問題として研究したい。
- 五、養護教諭については、その定員増を標準法の改正に際して図つたところであるが、これを全校必置とすることは、教員養成および國、地方の財政の現状からみて困難である。
- 六、養護教諭の養成については、昭和四十年度に國立養護教諭養成所を二カ所に設置したが、昭和四十年度以降においても養護教諭の充足の事情と今後の増員の検討に伴つて増設を図りたい。

北海道大学歯学部設置に関する請願（第九六七号）

私立学校に対する一般公費助成の大幅増額及び補助制度確立に関する請願（二件）（第一二三七・一四三二号）

義務教育における習字教育の振興に関する請願（八件）（第一五一・一五二三・一五七〇・一八〇七・一八四一・一八七八号）

「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願（二件）（第一五七六・二一九四号）

「学童急増特殊地域に対する公立文教施設特別措置法」制定に関する請願（二件）（第一六三三・一六四八号）

毛筆習字を独立教科目として強化するの請願（二十八件）（第一七三八・一七四三・一七四八・一七四九・一七八九・一七九〇・一八一三・一八五三・一八五四・一八五五・一八五六・一八五九・一八六〇・一八六二・一八六七・一九七〇・二四二五・二六〇六・二七七三号）

国立大学の歯学部は、昭和四十年度に、東北、新潟、広島の各大学に設置して計五校となつたが、新設三校の整備充足状況等諸般の事情から、昭和四十一年度に歯学部を設置することは困難であると考える。

私は財政的諸問題に対する抜本的施策については、現在文部大臣の諸問機関である臨時私立学校振興方策調査会において、公費助成の必要性やその方策等について調査審議しているのでこれが答申をまとめて処置したい。

現在小学校における書写の指導は、硬筆によるものは低学年から指導し、毛筆によるものは必要に応じて第四学年以上の適宜な学年で課すことになつており、中学校においては硬筆や毛筆による書写の学習は主として第一学年で週一時間程度指導し第二学年、第三学年では年間行事や学校生活などの時宜に応じて計画的に指導することになつていて。毛筆書写の指導の充実については、将来の問題として研究したい。

生徒急増期間中における高校の学級編制に関する暫定措置はやむをえないと考える。

社会増地域における文教施設については、現行制度の運用によりその整備の推進を図ることとした。

愛媛大学の学部改組及び拡充に関する請願（第二三七〇号）

愛媛大学工学部及び農学部の大学院設置に関する請願（第二三七一号）

義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願（第二三一七号）

一、現在小・中学校における毛筆書写は国語科において、小学校につては第四学年から毎週一時間履修させることができ、中学校につては主として第一学年で週一時間程度をとつて指導する書写の中でも必修させることになつてゐる。また、中学校の第二学年、第三学年でも年間行事や学校生活などの時宜に応じて計画的に指導することとされている。

なお、小・中学校の教育課程の改善については、昭和四十一年六月、教育課程審議会に諮問し、目下審議中であり、毛筆書写の問題についても研究するようにしたい。

二、教員養成については、教員養成審議会から

一、国立の学校においては、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ学業優秀な者にその者の申請により授業料を免除している。よつて、戦傷病者の子弟の場合もこの制度の運用によつて実情に即した措置をとつていただきたい。

二、日本育英会が行なつてゐる國の育英奨学生業は、優秀な能力を有するにもかかわらず家庭の経済的理由により就学困難な者を対象として学資を貸与することにより将来有為な人材の育成に資することにその主眼をおいてゐる。よつて、これらの要件に該当する者であればすべての学資貸与の対象とすることをたてまえとして育英奨学生業の拡充整備に努めている。戦傷病者の子弟の場合も上記の一般的な事業によつて該当者の救済を図つていきたい。

文理学部の改組は、既に昭和四十年度四大学について実施したが、昭和四十一年度以降も改組案のまとまつた大学について引き続き行なう方針であるので、愛媛大学についてもその方向で慎重に検討したい。なお、教育学部の整備についても文理学部の改組とあわせて検討したい。

大学院修士課程については、基礎となる学部の教員組織の充実状況、当該専攻分野の社会的需要の見通し等の諸条件を勘案のうえ、その設置について検討しているが、愛媛大学についても、これらの觀点を考慮して慎重に検討することとした。

災害共済給付は、共済掛金によつてまかなわれており、財源上直ちに実施することは困難であり、今後検討したい。

官 報 (号外)

札幌市に国立競技場のスキー及び
スケート施設設置に関する請願
(第二件)(第二五六三・二六一八号)

公害防止対策確立に関する請願
(第四四六号)

最近わが国においてはスキー、スケート等の
愛好人口の増加が著しいことにより、およびオ
リンピック冬季大会をはじめ、各種の国際国内
競技大会の開催に備えるために、これらの冬季
スポーツ施設の建設が必要であると考えられる
ので、今後検討することしたい。

公害防除のための法律上の規制は、ばい煙規
制法、水質二法によつて行なつてゐるところで
あるが、未規制の公害についても、今後十分な
調査を行ない、近く厚生省に設置される公害審
議会の審議をまつてそれぞれの態様に応じた規
制について総合的に検討したい。

なお、昭和四十年から発足する公害防除事業
団の事業を通じて公害防除の具体的措置を積極
的に推進していくこととしている。

水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願
(五件)(第八八一・一二七七・一六二一・一七一二・二七
三七号)

同

厚 生 省 同

一、(一) 水質保全法に基づく指定水域の指定お
よび水質基準の設定については、テンボ
を早めるべく銳意努力している。また、
水質汚濁のおそれのある水域に対する予
防対策としては、工場立地計画が相当具
体化している場合には、指定水域の指定
および水質基準の設定を行ない水質汚濁
に対処したい。

企業の汚水処理施設については、税制
上償却期間の短縮を認めるなどの措置を
とるほか、昭和四十年秋に発足する公害
防止事業団による長期分譲、融資等が行
なわれることになつてゐる。企業の汚水
処理施設に国の補助金を支出することは
困難であるが、税制上の優遇措置や事業
団の分譲、融資の充実については、今後
とも努力したい。

(二) 水質行政は、多方面にわたる専門的知
識と専門的技術の上にたつて実施されな
ければならないので、関係各省庁および
関係研究機関がそれぞれの担当分野にお
いてその特色を十分にいかすとともに相
互に緊密な連絡、協力をなつていくこ
とが必要で、その方向で努力したい。

二、公害防止事業団は、当面、主として産業集
中地域の住民の生活環境に対する公害対策を
行なうこととしているので、厚生、通商産業

省で監督することとしている。

三、生活環境施設整備緊急措置法を改正するこ
とは困難であるが、今後とも計画的に施設の
整備を図り未処理下水の放流、し尿投棄の根
絶のための施策を積極的に推進したい。

四、水産資源保護のための水質保全措置につ
いては、従来から水産資源保護法によるほか、
水質二法の運用によつて措置しているところ
であるが、今後水産資源保護上特に重要な河川
については、水産資源保護法の一層の活用を
図ることについて検討するとともに、関係各
省庁との連絡を密にして水質汚濁の防止お
よび水産資源の保護に努めたい。

五、さきに昭和三十八年農薬取締法の改正を行
ない、都道府県知事において劇毒性農薬の使
用規制を行なうこととし、これにあわせて農
林省において低魚毒性農薬の普及指導を行な
い漁業被害の未然防止に努めているが、さら
に請願の趣旨に沿うよう努めたい。

六、原子炉の設置、運転に関しては、核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法
律(昭和三十二年法律第百六十六号)により、
災害防止上支障がないよう厳重な規制が加え
られている。この一環として、原子炉施設か
ら排出される放射性廃棄物についても、その
排出方法、放射能の濃度を規制し、周辺環境
に対する放射能障害等の悪影響が及ばないよ
う万全の措置をとつてゐるので、海洋への投
棄を一律に禁止する必要はないと考えてい
る。

七、船舶が投棄する油による海水汚濁の防止に
つては、現在、港則法の規定に基づき、海
上保安庁において、取締りおよび注意喚起等
に努めているが、船舶廃油の投棄を完全に規
制するためには、船舶設備の設置ならびに陸
上における廃油処理施設等の整備を進める必
要があり、それらの国内体制の整備とあわせ
て、早急に規制措置についても検討する所存
である。また、「千九百五十四年並びに千九
百六十二年の油による海水の汚濁の防止に關
する条約」についても、これららの国内体制が
とのい次第早急に批准することが必要であ
ると考える。

等に関する請願(二件)(第六・九四号)

は、施設の最低基準等によりそれぞれ定められておりところであるが、昭和四十年度においては、小規模施設に対する夜勤職員の増員、夜勤手当の新設等の措置を講じたが、今後とも施設職員の労働条件の緩和、改善には一層努力したい。

二、施設職員の待遇については、昭和三十五年以降数次にわたり、職員の給与を中心にして改善を行なってきたところであり、昭和四十一年度においては、国家公務員の給与ベースまで引き上げられたのであるが、今後も施設職員の勤務実態に即応した所要の改善を行なうよう努力したい。

三、社会福祉施設の整備改善等については、現在の経済情況に見合うよう昭和四十年度の単価を昭和三十九年度に比しおおむね十四パーセント引き上げ、昭和三十九年度八百七十一カ所(うち保育所百七十八カ所)昭和四十年度七百三十九カ所(うち保育所二百十六カ所)の施設について国庫補助を行ない、さらに老朽施設の改善についても優先的に補助措置を講じているが、今後も施設の増加および設備の近代化について一層努力していきたい。

四、収容者の待遇改善については、毎年度予算措置を講じてきたところであり、昭和四十年度においても引き続き飲食物費、日常諸費、見学旅行費について改善を図るよう措置している。

なお、利用料の軽減については、目下のところその予定はないが、今後入所者またはその保護者の負担能力を勘案し、検討していく。

一、療養給付費国庫負担金および調整交付金については世帯員七割給付の実施がおおむね達成される時期において検討したい。また、世帯員七割給付については、昭和三十九年度を初年度とする四箇年計画をもつて全国的に実施する計画である。また、給付改善に伴い増加する保険者負担分の四分の三を国庫補助することとしている。

二、療養給付費国庫負担金および調整交付金については、世帯員七割給付の実施がおおむね達成される時期において検討したい。

三、事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来からその増額を図ってきたが、さらに実情に沿うよう努力したい。

四、医療費緊急は正に伴う保険料(税)負担の増加については、昭和三十九年度および昭和四十年度の二箇年度にわたり行なった特別の国庫補助により対処できるものと考える。

五、検討したい。

六、国民健康保険の累積赤字解消のための長期融資制度を設けることについては、検討したい。

七、国民健康保険組合に対する国庫補助金については、療養給付費補助金の交付方式における制限を緩和する等その改善を図っている。

一、看護職員の充足問題は、現在の医療行政における緊急課題となつてゐるところでもあるので、その確保対策の一環として、勤務条件特に夜勤の勤務体系の改善を図るため、勤務環境の整備および看護業務の合理化の促進とあわせて看護体制のあり方についても検討するとともに勤務の特殊性を考慮した待遇改善等に努め、看護職員の確保を一層促進した

国民健康保険に対する国庫負担金
増額等に関する請願(六件)(第二二七号)

同

看護婦不足の抜本的改善措置等に
関する請願(第九三号)

同

国民健康保険制度体質改善に関する
請願(四件)(第三〇・一一五・二一八・二四三号)

同

三、医療費の改定に当たつては、今後とも中央社会保険医療協議会の答申を十分尊重する。また、医療費緊急は正に伴う保険料の負担増加については、昭和三十九年度および昭和四十一年度の二箇年度にわたり行なった特別の国庫補助により対処できるものと考える。

四、国民健康保険の累積赤字解消のための長期低利融資制度を設けることについては、検討したい。

五、国民健康保険の累積赤字解消のための長期低利融資制度を設けることについては、検討したい。

六、国民健康保険直営診療施設整備費および運営費に対する国庫補助金の増額については、検討したい。

四三

国民健康保険制度の体質改善に
する請願（第一六二号）

同

い。

なお、医療施設等における看護婦、保健婦の人員については、医療の進歩発展に即応した適切な看護ならびに保健衛生の確保がなされるよう人員配置等につき検討したい。

二、看護職員の確保と増大を図るための方策として、現在実施している看護婦等学生、生徒に対する修学資金および養成施設に対する整備費の国庫補助額の増額さらには養成施設の運営費についても国庫補助の途を開くなどして看護職員の確保に一層努力したい。

三、保健婦助産婦看護婦法の改正については、医療制度調査会の答申等の趣旨に従い、昭和三十九年来有識者の意見を聴取して看護制度の全般的な問題に關し、日下慎重に検討中である。

一、二、および四、療養給付費国庫負担金および調整交付金については、世帯員七割給付の全面的実施が達成される時期において検討したい。

三、事務費国庫負担金については、從来からその増額を図つてきたが、さらに実情に沿うよう努力したい。

五、国民健康保険の累積赤字解消のための方策については、検討したい。

六、いわゆる標準保険料については、検討したい。

七、国民健康保険直営診療施設整備費および運営費に対する国庫補助金の増額については、検討したい。

八、療養取扱機関に対する指導監督については、今後とも状況に応じ適切に行なうよう努力したい。

一、昭和四十年度においても、現行どおり十分の八の負担率を確保している。本俸を二十・九ペーセント引き上げ、処遇の改善を図つたほか、從来二才児九人につき保母一人を配置していたのを、八人につき一人と改善した。

三、給与費等の児童処遇費については、十二ペーセントの増額を図つたところであるが、減価却費については、日下検討中である。

ソロモン群島地域における戦没者の遺骨・遺品等の収集整理促進に関する請願（第二五九号）

四

四、現在のところその考え方はない。

五、保育所の整備に要する国庫補助金は、昭和三十九年度一億一千八百九十六万円を交付し、昭和四十年度当初一億六千三百五十八万円を交付しているが、なお、整備拡充を要するので昭和四十一年度以降においてもその増額を図るよう努力していきたい。また、季節保育所およびべき地保育所については、今後ともその運営に要する国庫補助金の増額を図り、その推進に努力していきたい。

六、現在のところその考え方はない。

一、現在、健康保険法等保険三法改正について、社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申を尊重し、第五十回国会に改正法案を提出したが審議にいたらなかつたので、第五十五回国会に改めて提出したい。

二、なお、給付率の引上げについては、今後慎重に検討したい。

三、医療費引上げに際しては、財政措置を講ずる等により低所得者の保険料等の引上げにならないよう十分配慮している。

四、診療報酬についても、中央社会保険医療協議会の意見をききながら、今後とも適正なものにするよう努力したい。

五、医療保険制度の改善については、今後とも十分努力する所存であるが、その費用を全額国庫負担および事業主負担でまかなくすることは、社会保険制度の建前上適当でないものと考へる。

国民健康保険の充実強化に関する
請願(第五一七号)

同

一五四四	一五四五	一五四六
一五六六	一五五七	一五五八
一五五九	一五六〇	一五九〇
一五八八	一五八九	一五六七
一五九一	一五六〇	一五六〇
一六〇六	一六〇四	一六〇五
一六〇九	一六〇七	一六〇八
一六三五	一六二六	一六二七
一六七七	一六三六	一六三七
一六七八	一六七八	一六八七
一六八八	一七〇七	一七〇八
一七〇九	一七一九	一七二〇
一七二一	一七五五	一七五六
一七五七	一七六九	一七七〇
一七九四	一八六六	一八六七
一九一三	一九三八	一九七六
二〇〇八	二〇九六	二〇九七
二二三二	二二五二	二二五三
二二五四	二二五五	二二八三
二二八四	二二一九	二二三二
二二三三	二二八四	二二七七
二四七八	二四五八	二五八四
二四七九	二四五九	二五八六
二四八五	二五八六	二五八七
二六三〇	二六三一	二六三二
二六四一	二六四八	二七七八
二七七九	二七八〇	二八七二
二号		

調理師法の存続、改善に関する請
願(第四七三号)

国立病院、療養所患者の食糧費引
上げに関する請願(第四七四号)

病院調理師の身分改善に関する請
願(第四七五号)

同 同 同

臨時行政調査会の答申においては、調理師制度について諸種の意見が提出されているが、国民の保健の維持向上を図るうえから調理師法を廃止するのは、適当でないと考えている。

食糧費の増額については、物価の上昇、食生活の向上等に伴い、逐年その改善に努力しているところであるが、昭和四十年度においては、一般食の材料費単価一人一日当たり百二十六円を百四十円に引き上げ、特別食については一人一日当たり百五十八円六十銭を百六十九円に増額したところであり、今後とも増額に努力したい。

病院における調理業務の特殊性を考慮し、処遇改善に努力したい。

		官 報 (号外)	
業務外災害によるせき臓損傷患者援護に関する請願(七件)(第一二一〇・一二八七・一二八八・一三一・一三三〇・一四一九・一五〇六号)	同	同	同
業務外災害によるせき臓損傷患者援護に関する請願(七件)(第一二七一・一四五六・一五一〇・一五六六・一五六七・一三七七号)	同	同	同
健康保険法改正反対に関する請願(第一一〇一・一一〇二・一一〇三・一二〇五号)	同	同	同
健康保険法改悪反対等に関する請願(第一一〇四号)	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。
健康保険法改正に関する請願(第一一〇九〇号)	同	同	同
国民健康保険による療養の給付についての請願(六件)(第一二七一・一四五六・一五一〇・一五六六・一五六七・一三七七号)	同	同	同
一、業務外災害によるせき臓損傷患者の援護については、生活保護法、国民健康保険法により措置されており、生活保護法による親族の連帯責任等の諸制限については、社会通念からも低所得階層との均衡からも、これを維持せざるを得ないものである。国民健康保険による療養の給付についての	一、業務外災害によるせき臓損傷患者の援護について、実情に沿うよう努力したい。	二、各種年金の生活費認定については、社会通念からも低所得階層との均衡からも、年金給付額は収入認定せざるを得ないものである。	三、健康保険において、療養の給付および家族療養費の支給については、昭和三十八年四月以降、被保険者資格存続中は給付期間の制限を廃止するよう改正を行なつた。また、資格喪失後継続給付としてこれらを受ける場合について、給付開始後五年間に延長したので、目下のところこの期間をさらに延長することは困難である。なお、健康保険の家族療養費の給付率の引上げ、傷病手当金の支給期間の延長については、検討したい。また、日雇労働者健康保険における療養の給付および家族療養費の支給期間の制限撤廃、家族療養費給付率の引上げ、傷病手当金の支給期間の延長については、保険財政の健全化と相まって慎重に検討したい。
二、業務外災害によるせき臓損傷患者の援護について、実情に沿うよう努力したい。	二、国民健康保険の財政措置については、長期入院の場合における給付の充実の問題として、慎重に検討したい。	三、各種年金の生活費認定については、社会通念からも低所得階層との均衡からも、年金給付額は収入認定せざるを得ないものである。	四、国民健康保険診療施設に勤務する医師の確保については、総合的な見地からその対策を検討したい。
三、今後とも補助基準額の引上げについて、実情に沿うよう努力したい。	四、国民健康保険診療施設に勤務する医師の確保については、総合的な見地からその対策を検討したい。	五、今後とも補助基準額の引上げについて、実情に沿うよう努力したい。	六、今後とも補助基準額の引上げについて、実情に沿うよう努力したい。

満州開拓犠牲者処遇改善に関する 請願(第一三一二号)	同	同	同
日雇労働者健康保険法改悪反対等 に関する請願(一件)(第一四〇一九二二号)	同	同	同
長野県茅野市立病院のがん研究に 対する国庫助成に関する請願(第一五〇七号)	同	同	同
ハンセン氏病療養所の医療体系確 立等に関する請願(三件)(第一五四二・一六一〇・一七一八号)	立等に 關する請願(三件)(第一五四二・一六一〇・一七一八号)	立等に 關する請願(三件)(第一五四二・一六一〇・一七一八号)	各種医療保険制度の統合に関する 請願(三件)(第一五三三・一九九八・二三七二号)
一、今後とも未帰還者の究明処理に努力した い。 二、諸般の状況を勘案しつつ、慎重に検討した い。 三、慎重に検討したい。 四、在外財産問題審議会の審議の結果をまつて 検討したい。	一、今後とも未帰還者の究明処理に努力した い。 二、諸般の状況を勘案しつつ、慎重に検討した い。 三、慎重に検討したい。 四、在外財産問題審議会の審議の結果をまつて 検討したい。	一、らい療養所の医師充足については、医学専 門領域におけるらいの特殊性と施設の立地条 件等の諸要素により、医師の確保が困難な実 情にあるが、今後とも引き続き鋭意努力すると ともに、国立療養所全体の組織を通じ、相互に 医師の派遣診療を行なうほか、大学および他 の医療機関から専門医を派遣する等、診療、 技術の援助体制を強力に推進していきたい。 二、不自由患者の付添介助は患者作業により輕 症患者が行なってきたところであるが、施設 管理上および不自由者の増加、作業患者の減 少等のため昭和三十五年度より五箇年計画を もつて職員による付添介助に切替える方針の もとに、昭和三十九年度まで毎年五十名、計 二百五十名の増員措置を講じたところであ る。しかしながら付添介助の必要な患者は、 なお、相当数に及ぶ実情もあつたので、専門医 師による不自由度判定委員会の調査結果を基 礎とし、職員による付添介助の促進を図るべ く、昭和四十年度においてとりあえず七十五 名の増員を行なつたところであるが、なお、 今後とも、その早期実現に努力したい。 三、患者の処遇改善については、従来より患者 関係経費の増額等を図つてきたところであ り、昭和四十年度においても患者食糧費の増 額等その改善を行なつたが、今後とも改善方 努力したい。 四、らい療養所における患者作業については、	は七月七日、指定については六月三十日締切 り。(現在審査中である。したがつて、本件につ いては既に募集も終わり審査の段階に入つてい るので、昭和四十一年度の問題として検討した い。

健康保険法等の改正に関する請願
(第一五七八号)

同

現在、健康保険法改正について社会保険審議会および社会保障制度審議会に諮問しているので、費用の負担についても両審議会の答申を尊重して措置したい。

国立岐阜療養所の災害補償及び再建整備に関する請願(第一六一一号)

同

国民健康保険財政の強化改善に関する請願(第一六二三号)

同

同

同

一、いわゆる標準保険料制度については、検討したい。
二、療養給付費国庫負担金および調整交付金については、世帯員七割給付の実施がおむね達成される時期において検討したい。
三、事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来からその増額を図つてきたが、さらに実情に沿うよう努力したい。
四、医療緊急是正に伴う保険料(税)の負担増加については、昭和三十九年度および昭和四十年度の二箇年度にわたり行なつた特別の国庫補助により対処できるものと考へる。

国民健康保険事業の財政健全化に関する請願(第一五七七号)

同

同

らい患者の待遇に関する請願(第一六三四号)

同

一、事務費国庫負担金については、従来からその増額を図つてきたが、さらに実情に沿うよう努力したい。
二、および三、療養給付費国庫負担金および調整交付金については、世帯員七割給付の実施がおむね達成される時期において検討したい。
四、いわゆる標準保険料率については、検討したい。また、低所得世帯に対する保険料(税)の負担軽減の措置は従来から行なつているところであり、昭和四十年度においては特に措置対象世帯の範囲の拡大を図つた。

一、いわゆる標準保険料制度については、検討したい。
二、療養給付費国庫負担金および調整交付金については、世帯員七割給付の実施がおむね達成される時期において検討したい。
三、事務費国庫負担金および国民健康保険団体連合会補助金については、従来からその増額を図つてきたが、さらに実情に沿うよう努力したい。
四、医療緊急是正に伴う保険料(税)の負担増加については、昭和三十九年度および昭和四十年度の二箇年度にわたり行なつた特別の国庫補助により対処できるものと考へる。

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第四十八回、第四十九回国会において採択された請願の処理経過
等に関する請願(二件)(第一七一)

健康保険に対する国庫補助金増額
に関する請願(二件)(第一六七)
四・一八八三号)

戦傷病者の妻に対する特別給付金
支給に関する請願(三十四件)(第一
一六六〇・一七四二・二〇四〇
二一九〇・二三三八・二三三九
二二八六・二三一三・二三一四
二三一五・二三二七・二三八二
二三八三・二四三二・二四四七
二四六四・二四九一・二五三四
二五三五・二五三六・二五三七
二五六五・二五八一・二六九四
二七〇九・二七一〇・二七一一
二七二二・二七八三・二八〇一
二八一八・二八一九・二八二三
二八七五号)

同

同

同

二、退所者の社会復帰策については、就労助成金の増額要求社会のらいに對する偏見を是正するための啓蒙活動の推進等によりその促進を図つてゐるが、さしに一層の充実に努めた。また、らい予防法の改正については、社会復帰策の充実にあわせ、らい対策全般にわたる充実について検討したい。なお、長期にわたつて療養所に入所している重症者等については、その医療、待遇等の改善に一層努力したい。

慎重に検討したい。

二

七・一七二二号)
医療保険制度の改善に関する請願
(第一七三三号)

七・一七二二号)

成人病予防対策に関する請願(第一
一七五〇号)

成人病予防対策に関する請願(第一
一七五〇号)

同

国民医療保険の機会均等及び負担の合理化に関する請願(第一六六
一号)

医療保険制度については、昭和三十七年に社会保険制度審議会が行なつた社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申を尊重しつつ、給付水準の向上はもとより各制度間の均衡調整、負担の合理化等について慎重検討を加えているところであるが当面保険財政がきわめて悪化しているため、この現行制度の当面の危機を克服した上で引き続き医療保険の統合等の根本問題につき、今後着実に検討を進めていきたい。

健康保険法等保険三法改正について、社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申を尊重し、第五十回国会に改正法案を提出したが審議にいたらなかつたので、第五十一回国会に改め提出したい。また、国庫負担についても、両審議会の答申を尊重して措置したい。

なお、医療保険各制度の総合調整および格差についても、今後とも慎重に検討したい。

健康保険法等保険三法改正について社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申を尊重し、第五十回国会に改正法案を提出したが審議にいたらなかつたので、第五十一回国会に改め提出したい。また、国庫負担についても、両審議会の答申を尊重して措置したい。

なお、医療保険各制度の総合調整および格差についても、今後とも慎重に検討したい。

健康保険法等保険三法改正について、社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申を尊重し、第五十回国会に改正法案を提出したが審議にいたらなかつたので、第五十一回国会に改めて提出した。

健康保険法等保険三法改正について、社会保険審議会および社会保障制度審議会の答申を尊重し、第五十回国会に改正法案を提出したが審議にいたらなかつたので、第五十一回国会に改めて提出した。

療術業務（医業類似行為）の新規開業の制度化に関する請願（二十一件）（第一七九五・一八八〇・一九三七・二三三〇・一三二一・二三二二・二三三三・一四二三・二四九四・二五四四・一五八八・二六一七・二六三三・二六四九・二六五〇・二六五一・二六五二・二七一三・二七一四・二八〇四・二八三八号）

診療事故調停処理機関等設置に関する請願（二件）（第二〇四七・二七七四号）

日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願（六件）（第二〇五〇・二〇五一・二〇五二・二〇九三・二〇九四・二〇九五号）

同

同

同

に努めるとともに、医学的リハビリテーション施設、設備の整備に努めていきたい。

医業類似行為に関しては、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二百二十号）附則第三項の規定により、これを昭和三十九年十一月三十日にあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会に諮問し、日下、同審議会において調査審議中である。この調査審議の結果を参考やくして必要な措置を講ずることとした。

医療事故処理対策については、学識経験者等の意見をきいて医療事故処理に関する問題全般にわたつて検討を行なうこととしているので、その結論を待つて必要な措置を講ずることとした。

日雇健保制度の安定と改善については、現在社会保険審議会および社会保障制度審議会に諮問しているので、両審議会の答申を尊重して措置することとした。

看護職員の充足問題は、現在の医療行政における緊急課題となつているところでもあるので、その確保対策の一環として、勤務条件特に夜勤の勤務体系の改善を図るために、勤務環境の整備および看護業務の合理化の促進とあわせて看護体制のあり方についても検討するとともに勤務の特殊性を考慮した待遇改善等に努め看護職員の確保を一層促進したい。

保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願（第二二五六号）

保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願（第二二五六号）

看護職員の充足問題は、現在の医療行政における緊急課題となつているところでもあるので、その確保対策の一環として、勤務条件特に夜勤の勤務体系の改善を図るために、勤務環境の整備および看護業務の合理化の促進とあわせて看護体制のあり方についても検討するとともに勤務の特殊性を考慮した待遇改善等に努め看護職員の確保を一層促進したい。

保健婦助産婦看護婦法の改正については、医療制度調査会の答申等の趣旨に沿い、昭和三十九年来有識者の意見を聴取して、看護制度の一般的な問題に関して、目下慎重に検討中である。

診療報酬の引上げは昭和四十一年一月一日協の答申もあり、既に昭和四十一年四月の中建九・五パーセントの引き上げが行なわれた。なお、診療報酬の引上げに要する費用を全額国庫および事業主負担でまかなうことは、社会保険の建前上適当でない。

健康保険の保険料に関しては、現在健康保険

重度身体障害者更生施設設立に関する請願（第二五六六号）

重度身体障害者更生施設設立に関する請願（第二五六六号）

重度身体障害者更生施設設立に関する請願（第二五六六号）

同

同

同

公衆浴場業に対する特別融資に関する請願（第一七八五号）

公衆浴場業に対する特別融資に関する請願（第一七八五号）

同

同

同

昭和四十一年度中に国立の重症心身障害児施設を全国数カ所に設置する予定であり、また、民間の重症心身障害児施設についても、整備費および運営費の補助の改善について検討を進めている。さらに重度精神薄弱児施設についても、精神薄弱児施設に各県少なくとも一カ所程度（昭和四十一年三月末現在十四カ所）を設けるよう努力している。なお、国立の重度精神薄弱児施設は現在一カ所が設置されている。

健康保険法改正について社会保険審議会および社会保障制度審議会に諮問しているので、両審議会の答申を尊重して措置したい。

要望の趣旨に沿つて立法措置を講ずることは考えていない。

公衆浴場業に対する融資を行なつている政府関係金融機関には中小企業金融公庫、国民金融公庫等があるが、償還期限、利子率等の点で公衆浴場業をはじめとする国民大衆の保健衛生に関するサービス業についての金融措置としては、必ずしも十分でない点もあるので長期低利な特別融資の途を開くよう格段の努力したい。

麻袋が米麦用包装容器として、その使用が認められたのは従来の俵、かますに比して生産農家における包装労力を節減しうること、反復使用ができるために政府買入価格と売却価格との差額である財政負担が俵、かますより著しく節減でき経済性を有するからである。現行量目六十キログラム詰め麻袋を三十キログラム詰めに改訂することは米麦用の反復使用に支障はないものの六十キログラム詰め麻袋と三十キログラム

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その二)

第四十八回、第四十九回国会において採択された請願の処理経過

「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準
鳥取県大山東部線の低開発森林地
域開発林道調査路線指定に関する
請願(第九六四号)

同 同

政府売り渡し米穀の包装量目改定
に関する請願(二件) (第二七七・三六一號)

同 同

繭糸価格の安定並びに生糸輸出増進に関する請願(第一五三四号)

繭糸価格の安定並びに生糸輸出増進に関する請願(第二七七・三六一號)

繭糸価格安定制度を拡充強化することにより蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資することとし、このため日本蚕糸事業団法案ならびに繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を第四十九回国会に提案したが衆議院において総審査となつた。各法案の内容は、次のとおりである。

一、日本蚕糸事業団法案について

日本蚕糸事業団と日本輪出生糸保管株式会社とを統合し、さらに民間出資を加えて、日本蚕糸事業団を設立し、これによる生糸の買入れおよび売渡し等の操作を通じて現行の繭糸価格安定法の最高価格と最低価格の中間ににおける適正な水準で繭糸価格の安定を図り、もつて蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資することとする。

二、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案について

生糸の輸出を確保するため特に必要があるときは、最高価格に達しない価格でその保有する輸出適格生糸を売り渡すことができる

昭和四十一年度に林道体系を整備するための調査を全国的に実施することとしているが、この調査の中で当該区域についても調査を実施する予定である。

昭和四十年産なたねの基準価格は、大豆なたね交付金暫定措置法第二条第二項の規定に基づき、昭和四十年六月三十日付農林省告示第六百八十号で六十キログラム当たり三千六百二十円と定めた。

なお、この価格は昭和三十九年産基準価格よりも詰め麻袋の生産コストを比較すると、前者に比し後者は著しく割高となり財政負担を増嵩させる結果となり好ましくない。

なお、生産農家就業者の質的変化から三十キログラム詰め麻袋を希望することは理解できるが、生産者の一部、運送業者、保管業者等においては荷役量の増加により軽量化に反対する向きもあり、また将来農村における荷役は機械化し合理化すべしとの意見があるので、これらの点を含めて慎重に検討したい。

右に同じ。

漁港法第二十条改正に関する請願(第八一八号)

漁港の整備促進等に関する請願(第二一六八号)

漁港法第二十条改正に関する請願(第八一八号)

漁港の整備促進等に関する請願(第二一六八号)

漁港法第二十条改正に関する請願(第八一八号)

漁港法第二十条改正に関する請願(第八一八号)

同

一、北海道以外の地域における第三種漁港の国の負担率の引上げについては、今後検討したい。

二、北海道以外の地域における第一種漁港および第二種漁港の国の補助率については、昭和四十年五月十五日漁港法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第六十六号)の施行により、当分の間百分の四十から百分の五十に引き上げられることとなつた。

一、漁港整備促進について

(一) 漁港予算の増額による漁港整備の早期完成漁港修繕事業、漁港改修事業、漁港局部改良事業および海岸保全施設整備事業は、それぞれ漁港の整備および防火上重要な事業であるので、銳意その整備の促進に努めているところであるが、今後ともこれらの事業に必要な予算の確保とその効率的実施を図ることにより早期完成に努めた。

(二) 漁港関係事業の国庫補助率引上げ漁港修繕事業の補助率については、昭和四十年度から国の助成に係る沿岸漁業の構造改善事業が行なわれている都府県における第一種漁港または第二種漁港のうち沿岸漁業の構造改善に資すると認められるものについて、当分の間、当該費用の百分の五十(旧百分の四十)に引き上げることとし、漁港法および漁港法施行令の一部改正が行なわれた。

漁港改修事業についても同様に補助率が引き上げられることとなつた。

その他の漁港関係事業の補助率の引上げについては、なお今後とも検討した

(三) 特定第三種漁港に対する高率国庫負担

五一

- ならびに修築事業の国営施設特定第三種漁港に対する高率国庫負担ならびに修築事業に対する国庫負担率の引上げについては、第四十三国会で成立した漁港法の一部を改正する法律によりその負担率を改めたが、修築事業を国の直轄事業として施行すべきかどうかについては今後検討したい。
- (四) 漁港関係事業に対する起債の確保、漁港関係事業に対する地方債については、一般会計債の一般単独事業債の枠のなかで許可されているが、今後とも必要額を確保するようにしてほしい。
- (五) 漁港機能施設整備の国庫補助による推進については、現在漁港法に基づく漁港機能施設のうち公共事業費による補助の対象となる施設は、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る）および漁業用無線施設に限られているが、これらの対象施設以外の機能施設を補助対象とすべきかどうかについては、今後の問題として検討したい。
- (六) 漁港の災害復旧事業および災害関連事業については、従来早期完成を図ることを目指して鋭意努力してきたが、今後とも国の予算の許す範囲内でできうる限り早期完成を期するよう努めることとする。
- (七) 水産庁漁港部の内部機構については、今後とも整備合理化に努めることとしたい。
- なお、昭和三十九年七月一日農林省設置法の一部を改正する法律の施行により平塚農業土木試験場に水産土木部（漁港研究室を含む）が新設され漁港技術研究の推進が図られることとなつた。また、地方団体の漁港担当部課の内部機構の強化については、漁港関係の事業および事務の量等との関係もあるので、今後検討することとしたい。
- 二、漁港関係事業の適期着工措置について
- 北海道、日本海等特殊な気象条件の地方については、毎年度漁港関係事業の実施計画につき、あらかじめ打合せを行ない適期着工の措置を図るよう努力している。

いか釣漁業の不漁対策に関する請願(第一六〇号)

同

- 三、漁港整備期間の短縮について 昭和三十八年度から実施されているいわゆる第三次漁港整備計画は、関係各省の密接な連絡のもとに他の地域開発計画との関係を考慮し、水産部内においても沿岸漁業構造改善事業の関係も考慮して策定したものであるが、これらの他の地域開発計画等にかかる整備漁港については、なお、実施の段階においてもその漁港の存する都市村落の他産業の発展の状況ならびに漁業の現状と推移を考慮して実情に即するよう、重点的効率的に事業の実施を図ることにより、できる限り当該漁港の整備期間を短縮するよう努めることとする。
- 四、第一種漁港の航路標識施設の整備促進について 航路標識については、航行の安全上必要と認められるが目下利用範囲の広い航路標識の整備を重点的に進めているところであるので、整備計画の進ちょく状況を勘案して、遂次整備する所存である。
- 一、天災融資法の適用については、現行の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法では、「天災による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失」を対象としており、漁業者の管理に属さない回游魚であるいかについて不漁であったことをもつて、同法を適用することは困難である。
- 二、漁船建造資金等の借入金の償還期限の延期その他条件緩和措置については、昭和三十九年十二月五日付三十九水漁第七七九号をもつて農林省農林經濟局長、水產府長官連名により、農林漁業金融公庫、農林中央金庫その他関係金融機関に対して、既貸付金の償還期限等貸付条件の緩和の措置について依頼した。
- 三、事業經營資金の長期低利融資については、二、の措置と同時に、次期出漁に要する看業資金等の円滑な貸付けおよび漁協系統による越冬資金の融通についても、関係機関に依頼した。
- 四、課税上の減免措置については、所得税、事業税は、所得に見合つて課税されるため、不漁による減収がある場合には、課税額は当然減少することになつてゐる。なお、所得税に

酪農基本政策確立に関する請願
(四件) (第二七六・二八七・三六〇号) (第三三四号は次掲)

同

ついては、国税庁長官から、いかさんまの不漁に伴つて課税および徴収上適切な措置を講ずるよう関係国税局長に通知し、事業税についても、自治省から関係県に同様趣旨の連絡を行なつた。五、漁民の就労斡旋については、失業者について今後とも職業紹介を強力に行ない、就労の場の確保に努めることとし、必要があれば「中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」制度に基づき、その者の実情に即して、手当を支給しながら、公共職業訓練、職場適応訓練等を実施し、また就職促進指導官による特別の就職指導を行なう等の措置を講じていきたい。

一、第四十八回国会において成立した加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、主要加工原料乳地帯における生乳生産費を基準として定める保証価格と乳製品の価格から逆算して定める加工原料乳の基準取引価格の差額を国の財政負担により補てんする加工原料乳についての不足払い制度を昭和四十一年から実施することとしている。保証価格の算定については、生乳の生産条件、需給事情その他経済事情を考慮して主要加工原料乳地域の生乳再生成の確保を目指として定めることとしているが、生産所得方式をとることは、わが国の酪農がなお成長過程にあり、また、牛乳製品の需給も流動的な現状において、結果的に、非効率的な生産を助長し、あるいは、牛乳製品の需給の不安定を招くおそれがあるので適当でない。

二、国内産牛乳による学校給食供給事業について、昭和四十五年度において義務教育諸学校等の児童生徒に対し、完全実施することを目指し、今後逐年計画的に供給量を増大する方針であり、第四十八回国会において酪農振興法の一部改正が行なわれ、牛乳学校給食供給目標の策定等所要の規定が整備された。

三、飲用乳が酪農および乳業にとって相対的に有利であるので、生乳学校給食の計画的増大等により、飲用乳消費の拡大を進めるとともに、改正酪農振興法に基づく酪農近代化計画制度、集約酪農地域制度の運用等酪農振興のための施策の実施に当たつても飲用乳の比率

同(第三三四号)

同

を高めるよう配慮していく方針である。
飲用乳の価格については、加工原料乳不足払制度の実施に伴い、用途別取引を行なわないこととしているので、適正な価格形成が行なわれるが、必要に応じて適切な行政指導を行なつていただきたい。なお、飲用牛乳の小売段階の合理化については、小売業者、消費者の協力を得つつ、必要な行政指導を行なつていただきたい。

四、牛乳用の飼料については、牛が草食性家畜であることから、できるかぎり、自給飼料によることが望ましいと考えるが、流通飼料についても、飼料需給安定制度の運用により供給の確保と価格の安定を図つていく考え方である。

五、牛乳の需給の調整については、従来から、中央酪農会議、都道府県酪農会議を中心に国の助成により行なつてきたが、昭和四十一年度からは、加工原料乳不足払い制度の実施に伴い都道府県単位に指定生乳生産者団体をして一元集荷多元販売を行なわしめることとしているので、この指定生乳生産者団体を中心には需給調整を行なわしめるほか、中央酪農会議の構成員に指定、生乳生産者団体を加えこれによつて全国的視野に立つて調整を行なわしめる方針である。

六、乳製品の輸入については、カゼイン、粗製乳糖等若干の例外を除き、大部分の品目について輸入制限措置を講じてきている。わが国の酪農および乳業の現状からみて、現在のところ自由化を進める考へはない。

一、今後の酪農および乳業の近代化促進のための基本的な目標を、(一)可能な限り生乳の国内での自給を図ること。(二)飼養規模の増大、飼料自給度の向上等により、生産性の向上を図り、近代的酪農経営の育成に努めること。(三)牛乳乳製品の生産、処理、加工、販売を通じる合理化により、国際競争力の強化に努めること。(四)特に今後消費が大幅に増大するものと予想され、酪農経営の観点からも相対的に価格条件が有利と考えられる飲用乳の比率を高めること等に置き、第四十八回国会において成立した「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律」、「農地開発機械公团法

の一部を改正する法律」ならびに「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等を中心として諸施策を講ずることとしている。

二、牛肉については、牛肉需要の急速な増大と最近における和牛資源の大幅な減少傾向に対処し、資源の維持増大を図るため、繁殖育成部門に重点を置きつつ、繁殖育成センターの設置、繁殖および肥育素牛の導入、野草資源の利用、飼料作物の作付け、産肉能力の向上、子牛市場の整備等抜本的な対策を講ずることとし、所要の財源措置を要求している。

豚肉、鶏肉については近年、需給規模が拡大し、食肉中に占めるウェイトが高まるとともに、農業経営における重要度も高まってきてるので、安定的な供給を確保するとともに、養鶏、養豚経営の向上のため施策の充実に努めていきたい。

三、長期にわたる卵価の低迷が需要の伸び悩みと、飼養規模の拡大、産卵率の向上等による鶏卵生産の急速な拡大に起因するものであることにかんがみ、鶏卵価格の安定対策については、需要の増加に見合う限度に生産の拡大を調整し需給の均衡を回復することを基本とし、(一)適確な需要見通しの早期通報による生産の自主的調整を振興するとともに、(二)畜産物の価格安定等に関する法律に基づく生産者団体による調整保管制度の拡大強化を図るほか、これを補充するものとして、生産者団体を中心とする自立的な価格安定基金についての助成を検討していく。

食鶏についても、消費宣伝等により、消費の拡大を図るとともに生産調整および季節的価格下落に対する措置について、今後十分検討していく。

四、畜産物の流通機構の合理化については、適正な価格形成と合理的な取引を確保するため、それぞれの商品の特質と取引の実態に応じて施策を講じている。

価格安定制度については、畜産振興事業団による売買操作、生産者団体による調整保管制度等畜産物の価格安定等に関する法律に基づく諸制度のほか、第四十八回国会において成立した加工原料乳生産者補給金等暫定措置法により、昭和四十一年度から加工原料乳についての不足払い等を行なうこととしている。

酪農基本政策確立促進に関する請
願(第二六一號)

同

五、自給飼料については、従来から草地改良事業ならびに緊急飼料作物増産対策事業等の諸施策を講じており、昭和四十年度においても、これらの事業の一層の推進を図るほか、草地改良事業については、新たに国営草地改良事業および農地開発機械公團による共同利用模範牧場設置事業を実施して飼料自給度の向上を図ることとしている。

流通飼料については、当面、飼料需給安定制度の運用によつて流通飼料全体の供給確保と価格の安定を図るとともに、長期的観点に立つて輸入市場の拡大をすすめ、さらに国内産濃厚飼料の増産を図つて、飼料の安定的供給を図ることとしている。

一、第四十八回国会において成立した加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき加工原料乳についての不足払い制度を昭和四十一年度から実施することとしている。この場合において不足払いの基準となる保証価格の算定に当たつて生産費所得補償方式をとることには、わが国の酪農がなお成長過程にあり、牛乳製品の需給も流動的な現状において、結果的に、非効率的な生乳生産を助長し、あるいは、牛乳製品の需給の不安定を招くおそれがあるので、適当でない。また、不足払いの対象を全生乳とすることは、需給が堅調に推移し、かつ、実勢価格が相対的に高水準となると見込まれる飲用乳をも不足払いの対象とすることになるので、適当でない。

二、国内牛乳による学校給食供給事業については、昭和四十五年度において義務教育諸学校等の児童生徒に対し完全実施することを目指す方針であり、第四十八回国会において酪農振興法の一部改正が行なわれ、牛乳学校給食供給目標の策定等、所要の規定が整備された。

三、現行の酪農振興のための融資制度には、畜産経営拡大資金等の農林漁業金融公庫によるものと農業近代化資金制度がある。畜産経営拡大資金については、昭和三十九年度において既に金利の引下げ(年五分五厘)、手続の簡素化、融資枠の拡大等を行ない、農業近代化資金制度についても、昭和四十年度にお

酪農基本対策確立促進に関する請願(第三三三一號)

農業構造改善事業推進体制の整備強化に関する請願(第二九九一號)

福島県母畑地区農地総合開発事業促進に関する請願(第二九八二號)

同

同

一、第四十五回国会において成立した加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳についての不足払い制度を昭和四十年度から実施することとしている。この場合算定に当たつて生産費所得補償方式をとることは、わが国の酪農がなお成長過程にあり、

農業構造改善事業の実施については、昭和三十八年五月一日地方農政局の発足とともに、これに大幅な権限委譲を行ない、地元の自主性を尊重し、地域農業の特性に適合した運用を図ることとしている。また、本事業の推進体制としても、革新的技術を導入し農業近代化を目指す農家の盛り上る意欲と創意工夫に基づいて進められることが何よりも必要であると考え、その整備強化に遺憾なきを期している。特に、国の指導援助のもとに、都道府県、市町村、農業団体等が一体となり、研修指導、コンサルタント活動、調査研究、經營管理指導等各般にわたる事業を実施しているが、今後ともその充実強化に努め、趣旨に沿うよう努力していきたい。

四、価格条件が相対的に不利であることが予測される加工原料乳について、国の財政負担により不足払いを行なうことを骨子とする加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が第四十八回国会において成立し、昭和四十一年度から不足払いを実施することとしている。飼料については、極力自給飼料の確保を図ることとし、流通飼料についても、飼料需給安定法の適切な運用により、飼料価格の大幅な変動に対処していきたい。

牛乳乳製品の需給も流動的な現状において、結果的に、非効率的な生乳生産を助長し、あるいは、牛乳乳製品の需給の不安定を招くおそれがあるので適当でない。

(一) 加工原料乳不足払い制度において、都道府県単位に指定生乳生産者団体をして、生乳の一元集荷多元販売を行なわしめることとしており、政府としても、共販体制の確立につき強力な行政指導を行なう方針である。

なお、この生乳生産者団体の指定については、各都道府県の生乳取引の実情をあくしたうえ、各都道府県を一元化する共販体制が実現するよう指導していきたい。

加工原料乳の市乳化を促進するため、長距離輸送を行なうための濃縮輸送施設等を生産者団体に貸与する法人を関係県、畜産振興事業団、生産者団体の共同出資により設立することを検討中である。また、国内生乳による学校給食供給事業についても、昭和四十五年度に義務教育諸学校等の児童生徒に対し完全実施することを目的に今後供給量を計画的に増大する方針である。このため、第四十八回国会において酪農振興法の一部改正を行なつて所要の規定を整備した。

(二) 第四十八回国会において行なわれた酪農振興法の一部改正により、酪農近代化計画制度が設けられ、国、都道府県、市町村を通じて貫した方針のもとに酪農の近代化について逐次具体化された計画を作成し、生乳の生産および流通の合理化を計画的に推進し、酪農の生産性の向上を図ることとしている。

なお、今後酪農振興の諸施策の実施に当たつては、この酪農近代化計画に即して行なうこととしている。

(三) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の成立により、今後指定乳製品等の輸入を畜産振興事業団に一元的に行なわせることとしたが、これは、今後国内における乳製品の需給および価格の安定上ある程度の輸入をせざるを得ないことを考慮し、輸入が酪農および乳業に対して与える影響を防止する趣旨によるものである。したがつて輸入

でん粉、ぶどう糖等の政府手放
出抑制並びに国内糖価安定に関する請願(第五四三号)

同

は需給および価格の安定上必要な限度に止める方針であり、わが国の酪農を圧迫しないよう慎重に配慮して、この一元輸入制度を運営していただきたい。

なお、乳製品の輸入は、現在ほとんど大部分の品目が自由化されておらず、今後ともわが国酪農および乳业の現状からして自由化を進める考えはない。

(三) 農林漁業金融公庫による畜産經營拡大資金ならびに農業近代化資金により酪農振興のための融資が行なわれているが、加工原乳地帯については、昭和四十一年度から実施される加工原料乳の不足払い制度により、加工原料乳の生産費を基準として定める保証価格と乳製品の価格から逆算される基準取引価格として差額を國の財政負担で補てんすることとしている。

(四) 草地改良事業用地としての国有林野の活用については従来から円滑な推進を図つてきただころであるが、昭和四十一年度から新たに国有林野活用促進基本調査を実施し、草地改良事業の実施が適当な国有林野については、一層円滑な活用を図つていくこととしている。また、昭和四十一年度から実施することとしている共同利用模範牧場設置事業の用地としては、国有林野の活用についても十分考慮することとしている。

(五) 基盤整備事業については、事業の規模困難等の内容に応じ、適当な事業主体が事業を実施することとしており、昭和四十一年度からは、一千ヘクタール以上の特に大規模なものについては、國營草地改良事業を実施することとしている。

昭和三十八年産甘しよでん粉価格の低落に対処し、政府は昭和三十九年五月には甘しよでん粉二万五千トンの政府買入れを実施するとも

鶏卵肉価格安定に関する請願(第
七五四号)

に、同年六月には生産者団体に甘しよでん粉約五万トンを買い入れ保管させ、さらに同年八月甘しよでん粉三万トンに見合つぶどう糖二万五千トンをぶどう糖製造業者団体に調整保管させた。これらの生産者団体に買上げ調整保管せっていた甘しよでん粉五万トンおよびぶどう糖約二万五千トンは昭和三十九年十二月に政府買入を実施することにより、甘しよでん粉の価格安定のための措置を講じた。

これによる政府手持ぶどう糖二万五千トンの放出については、ぶどう糖の長期保管は品質低下のおそれがあり早期に売却する必要にせまられたが、一時にこれを放出することはぶどう糖市場の需給を乱し、ひいては、いもおよいもでん粉価格にも悪影響を及ぼすおそれがあつたため、昭和三十九年十二月から昭和四十一年六月までの間に十数回にわたり、甘しよでん粉市況を勘案しつつ逐次売却を行なつた。なお、政府手持甘しよでん粉の放出については、このような市況にかんがみ、昭和三十九年五月までこれを見合わせた。

一、鶏卵の消費は既に国際的にみてもかなり高い水準に達し、近年の低卵価にもかかわらず一般の需要の伸びは鈍化の傾向が見られ、鶏卵の需給基調は依然として軟調である。このような情勢の下で卵価の低落に対して畜産振興事業団の買上げ措置をとることは、価格が生産の調整を誘導する機能を奪うこととなり、また事業団が買上げた卵の市況を圧迫しないで弾力的に放出することはきわめて困難と考えられるので、畜産振興事業団が卵の買上げを行なうことは困難である。

なお、学校給食等に補助によつて政策的な需要をつくり出すことは、わが国の鶏卵消費がかなり高い水準にあるため追加需要となるかどうか疑問の点があり、また、養鶏經營が土地との結びつきが薄く容易に生産の拡大を図り得る産業であることから考えて、卵価安定の有効な解決策とは考え難い。

二、鶏卵の加工向けの需要は今後漸次伸長するものと考えられるので、鶏卵の加工利用を促進するため、既に一部については鶏卵加工の企業合理化研究に助成を行なつてきていたところであるが、今後も必要に応じ加工事業に

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第四十八回、第四十九回国会において採択された請願の処理経過

岡山県児島湖締切堤の交通事業の公的機関による経営及び通行料金引下げに関する請願(第二五八一號)

一般農道事業の補助率引上げ等に関する請願(二件)(第七四八・一三八〇号)

沖縄産糖全量買上げに関する請願(第一二〇二号)

同 同

昭和三十九年産沖縄産糖の買入れについて
は、既に十四万トンが政府買入れ済みであり、
生産量に対しても五十一パーセントに止まつたが
今後は、糖価安定事業団の買入を通じ、国内産
糖と基本的には同様の考え方で価格支持を図つ
ていいきたい。したがつて粗糖の国内供給価格が
沖縄産糖の事業団の買入れ価格を下廻つている
かぎり農林大臣の指示によつて買入れることと
なる。

児島湖締切堤の管理および交通事業(国有
財産の他目的の使用)については、昭和四十一年三
月末の他目的の使用許可更改に際して関係者の意
見調整を行ない、堤防の管理は土地改良施設の
性格と過去の実績を考慮して引き続いて児島湖
土地改良区に委託することとし、交通事業は、
実質的に公的的性格を有する新会社(組織、業務
等の重要な事項)に関する請願(第一九八一號)

昭和三十九年産沖縄産糖の買入れについて
要望の趣旨に沿うよう努力していきたい。

鶏卵は土地との結びつきが薄く、生産の拡
大も比較的容易に行ない得る産業となつて、
著しい生産増加がみられる現状から卵価安定
の基本は需要の増加に見合う限度に生産を調
整することであり、計画的な生産調整のもと
に卵価低落に備えて卵価の補てん制度を推進
すべきである。したがつて、鶏卵の生産調整
と卵価の補てんを有機的に結合させ、卵価の
安定を図るための鶏卵生産調整価格安定基金
の設置について検討を進めている。

鶏卵についても鶏卵同様処理加工事業の助
長なラビに消費の拡大に努めたい。

鶏肉についても鶏卵同様処理加工事業の助
長なラビに消費の拡大に努めたい。

鶏卵は土地との結びつきが薄く、生産の拡
大も比較的容易に行ない得る産業となつて、
著しい生産増加がみられる現状から卵価安定
の基本は需要の増加に見合う限度に生産を調
整することであり、計画的な生産調整のもと
に卵価低落に備えて卵価の補てん制度を推進
すべきである。したがつて、鶏卵の生産調整
と卵価の補てんを有機的に結合させ、卵価の
安定を図るための鶏卵生産調整価格安定基金
の設置について検討を進めている。

飼料の需給及び価格安定に関する
請願(第一六六三号)

昭和四十一年産米の時期別格差金に
関する請願(第一七三四号)

同 同 同 同

秋田県西目川流域等の土地改良事
業促進に関する請願(第一九八一號)

砂糖キビ価格の安定及び砂糖全量
買上げに関する請願(第一七九三
号)

昭和四十一年産米の時期別格差金に
関する請願(第一七三四号)

同 同 同 同

昭和四十一年産米穀の政府買入価格の決定に
たつては、昭和四十一年は、早春から七月初めに
かけて全国的に低温・長雨等の異常気象にみま
われたため稲の作柄が懸念され、また、端境期
需給にも若干の引きしまりが予想されたことも
あつて、昭和四十一年産米価の時期別格差は前年
どおりとした。

昭和四十一年産米穀の政府買入価格の決定に
たつては、昭和四十一年は、早春から七月初めに
かけて全国的に低温・長雨等の異常気象にみま
われたため稲の作柄が懸念され、また、端境期
需給にも若干の引きしまりが予想されたことも
あつて、昭和四十一年産米価の時期別格差は前年
どおりとした。

さとうきびの価格については、再生産を確保
することを旨として最低生産者価格を定め農家
経営の安定に資するよう所要の措置がとられて
いるところであり、既に当初予定をこえる七万一千トン
の政府買入れを行なつた。

昭和四十一年産以降については、申込みに応じ
その全量を糖価安定事業団が買入されることに
よつて価格支持を図つていく所存である。

本地区は秋田県から県営かんがい排水事業と
して昭和四十一年度新規採択の希望が提出さ
れ、現在同県において事業計画書(案)の作成
につき作業中であるので、その提出をまつて審
査を行ないたい。

局長の厳重な規制をうける)に行なわせること
としている。また、交通事業の実施に関する
重要事項の決定に際しては県に設置された審議
会(土地改良区、市町村、県および地方農政局
の代表者により構成)の議を経ることとしてい
る。なお、通行料金収入の剩余金は、同じく県
に設置された基金に積みたて、この財源により
農民負担の軽減と通行料金の引き下げを図ること
としている。

農業用ガソリン税減免見返り農道事業の採択基準引下げ等に関する請願(第二一九七号)

消費者米価の内地価格維持に関する請願(第二二五号)

農村の出稼せき者対策等に関する請願(五件)(第九三六・九三七・九三八・九三九・九四〇号)

消費者米価の地域格差については、昭和三十九年十一月の米価審議会の建議の趣旨に沿い、消費者に対する急激な影響のないようにとの配慮をしつつ、これを漸次縮小整理する方針の下に、昭和四十一年一月からの消費者米価の改定に当たって、地域区分は従来どおりとし、その最高地価と最低地価との格差六十円を五十円に縮小合理化するにとどめた。

一、産業および労働力の適正配置、地域開発による農村地域の雇用機会の創出、増大等の諸施策とあいまちつ、農業経営の近代化による農業所得の増大のための施策を引き続き拡充、実施することによつて対処していく。

二、農業改良普及組織その他の関係機関等による経営技術生活等の普及指導の強化を図つて対処していく。

三、農村からのいわゆる出稼者については、從来から賃金不払防止等を中心として監督指導を推進してきたところである。今後においても、これら労働者の受入地域の労働基準監督署の体制の整備充実とあいまつて、出稼労働者の労働条件の確保に万全を期していく。

四、出稼労働者の就労が特に多い建設業等の現場は、一般に、労働基準法上の事業附属寄宿舎に該当し、これらの事業附属寄宿舎における安全衛生の基準については、労働基準法に基づく事業附属寄宿舎規程に詳細な定めがなされているところであるが、寄宿舎労働者の安全衛生等を確保するため、今後とも、監督指導を強化していく。

五、労働省はさきに「出稼労働者対策要綱」を

本事業が農林漁業用揮発油税減免の身替り事業として、広く農家に利益を還元することを目的とする事業である趣旨を尊重し、また從来から実施している团体營農道整備事業の実体等を考慮して基幹農道の新設、改良については、その採択基準を原則として二千万円以上一億円以下としている。なお、特殊農業地域に対する高率助成は、離島および北海道について配慮している。

六、労働基準法上は、継続勤務一年以上の労働者に年次有給休暇を与えることとされおり、このことは出稼労働者に對するのみ、現行制度以上の特別な有給休暇を与えることとすれば、他の労働者との均衡の問題もあり、慎重に検討を要するものと考える。

七、現在直ちに失業保険受給資格取得期間の延長等の失業保険法の改正は考えていない。しかししながら、季節労働者の失業はいわば予定された失業の繰り返されるものであり、保険原理上および保険財政上問題があり、その取り扱いについては検討しているところであるが、離職者の生活に及ぼす影響をも考慮して、慎重を期していく。

八、現在職業安定所の窓口においては、失業認定の適正化と早期再就職の促進を行なつていいが、これは制度の本旨から当然のことであるが、受給者の不当なしつけを行なつても任意加入の途が開かれている。

九、現在職業安定所の窓口においては、失業認定の適正化と早期再就職の促進を行なつていいが、これは制度の本旨から当然のことであるが、受給者の不当なしつけを行なつても任意加入の途が開かれている。

九、労働者を使用する事業主は、すべて労働基準法により、災害補償責任が課されており、さらには労災保険に對しては、その強制適用事業はもちろん、任意適用事業とされる事業主も保険加入の途が開かれている。労災保険の全面適用については、今回の労災保険法の改正の際に、そのための効率の方策について他の社会保険との関連を考慮しつつ、二年以内に調査研究を行ない、その結果に基づきすみやかに必要な措置を講すべきことが法律に規定されたところであり、昭和四十年八月一

昭和四十一年六月二十七日

参議院会議録追録(その二) 第四十八回、第四十九回国会において採択された請願の処理経過

炭鉱保安及び殉職者の遺族救済に関する請願(第一四〇二号)

省通商産業

十、税制上納税者の個別的事情を配慮することにはおのずから限界があり、二重生活に伴う生計費の増加分をも税制上考慮するときは、あらゆる環境の差異に基づく生計費の増加分を税制上考慮せよとの議論を誘発し、収拾がつかない結果となつて適当でなく、基礎控除等の一般的な控除の拡充によつて対処するのが適當であると考える。

十一、都道府県は、國が行なう農家労働力対策、出稼労務者対策等の適正かつ円滑な実施を図ることとしており、またこれらの諸対策と併せて、出稼者の多い特定の原または市町村では、その地域の実情に即しつつ出稼労務者およびその留守家族に対する特別の対策を実施している。

十二、社会保障制度については、各種年金、社会保険等の整備改善を図り、その拡充を推進すべく、努めている。また、最低賃金制のすめ方に関しては、労使公益三者構成の中央最低賃金審議会の答申に基づき、昭和四十年度末を目標とする最低賃金推進計画を実施し、最低賃金制の実効ある拡充に努めているところである。

将来的最低賃金制のあり方については、昭和四十年八月中央最低賃金審議会に最低賃金制の基本的なあり方について諮問し、同審議会において検討に着手されているので、その結論をまつて善処したい。

保安対策については、万全を期すべく各炭鉱の監督検査の質的、量的充実、保安技術の開発普及の促進、保安施設の整備、保安教育の強化等一連の施策をして遂行しつつあるところであるが、一般の灾害の発生にかんがみ、生産面、雇用労働面等の施策とも連絡を保ちつつ災害の防止対策を一段と推進したい。なお、り災者、遺族の医療、補償、救済就職あつせん等については、関係各省の連絡のもとに十分

日には、全面適用に一步を進めるべく製造業、鉱業、土石採取業の事業について二馬力以上の原動機を使う小規模事業を新たに強制適用事業とするとともに、十一月一日より災害保険事務組合制度を発足せしめたがさらに加入促進のために引き続き努力を重ねていきたいと考えている。

十、税制上納税者の個別的事情を配慮することにはおのずから限界があり、二重生活に伴う生計費の増加分をも税制上考慮するときは、あらゆる環境の差異に基づく生計費の増加分を税制上考慮せよとの議論を誘発し、収拾がつかない結果となつて適当でなく、基礎控除等の一般的な控除の拡充によつて対処するのが適當であると考える。

十一、都道府県は、國が行なう農家労働力対策、出稼労務者対策等の適正かつ円滑な実施を図ることとしており、またこれらの諸対策と併せて、出稼者の多い特定の原または市町村では、その地域の実情に即しつつ出稼労務者およびその留守家族に対する特別の対策を実施している。

十二、社会保障制度については、各種年金、社会保険等の整備改善を図り、その拡充を推進すべく、努めている。また、最低賃金制のすめ方に関しては、労使公益三者構成の中央最低賃金審議会の答申に基づき、昭和四十年度末を目標とする最低賃金推進計画を実施し、最低賃金制の実効ある拡充に努めているところである。

将来的最低賃金制のあり方については、昭和四十年八月中央最低賃金審議会に最低賃金制の基本的なあり方について諮問し、同審議会において検討に着手されているので、その結論をまつて善処したい。

保安対策については、万全を期すべく各炭鉱の監督検査の質的、量的充実、保安技術の開発普及の促進、保安施設の整備、保安教育の強化等一連の施策をして遂行しつつあるところであるが、一般の灾害の発生にかんがみ、生産面、雇用労働面等の施策とも連絡を保ちつつ災害の防止対策を一段と推進したい。なお、り災者、遺族の医療、補償、救済就職あつせん等については、関係各省の連絡のもとに十分

高松炭鉱再建問題に関連する北九州市の要望に関する請願(三件)
(第一八一二・一八四〇・一九一四号)

同

天然ガスの開発促進に関する請願
(第一七三六号)

同

な措置が講じられてはあるが、さらに現在、遣家の母子寮および附属保育所の建設についても、臨時夕張災害対策地方連絡協議会で検討中である。

通商産業大臣の委嘱を受けて編成された石原周夫氏を团长とする「日本炭鉱再建と北九州市の地上計画との調整のための調査團」は、昭和四十年六月一日付の報告書により、調整案を答申したが、政府をはじめ、日本炭鉱および北九州市の両当事者も、この調整案を了承したので基本的には本問題の解決はなされたといえるが、各項目についての処理意見は、次のとおりである。

一、上記報告書は、島郷住宅団地計画について、地上計画は、開発地点、実施のテンポ等につき日本炭鉱の採掘計画にみあつて配慮されるべきであるとし、また、採掘計画も今後の地上計画が計画的に樹立され、実施され易いように配慮されなければならないとしている。両計画の具体的な調整については、両当事者を中心にして、この報告書の方針に沿つて目下検討をすすめている。

二、屯田貯水池計画については、上記報告書は、第一貯水池および第二貯水池のかさ上げと補強によって、北九州市の要望する工業用水三百萬トンの確保は可能であるとしており、北九州市も、その方向で工業用水の確保を図ることとなつた。

三、北九州市の地上計画と日本炭鉱の再建計画との具体的調整については、今後両当事者間において円滑に処理されるものと期待しているが、政府としても、今後とも上記報告書の趣旨に沿つて協力していく考え方である。
なお、以上三項目のほか、日本炭鉱の採掘に伴う鉱害の処理等についても、国の制度上許される範囲において、指導助成を図つていくつもりである。

天然ガスは、国内に賦存し、しかも地域経済とも密接に結びついた有望なエネルギー資源であるので、その合理的な開発を推進してゆくことが必要であるが、現状では採鉱の成果も十分にあがらず、生産も停滞気味となつて需給のひつ迫が大きな経済的問題となつてゐる。このた

め、新たな五箇年計画の策定に関し、現在可燃性天然ガス資源開発審議会に諮問中であり、同審議会において具体的な検討が行なわれているので、その結論をまつて実情に即した新計画を策定することとし、それにに基づいて強力な施策を展開して早急に現状の改善を図ることとしたい。

滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願（第一九九九号）

盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願（第七三四四号）

電気料金の算定は、原価主義の原則に基づくとともに需用家の負担の公平を旨として行なわれることとなつてゐる。特定の需用家について特に割安な特別料金を設定すれば、その分について他の一般需用家が負担しなければならないこととなり、これは公平の見地から見て望ましいことではないと考えられる。したがつて、現在、この原価主義の原則を改めて、盲人家庭のみに對して料金を引き下げるることは困難である。

工業用水道事業運営の資金措置に関する請願（第二七三三号）

中小企業団体の育成強化に関する請願（第一五七九号）

工業用水道事業建設資金に対する国庫補助金の支出については、昭和三十一年度から行なわれてゐるが、このうち、新産業都市建設等の關係のある工業用水道事業建設資金に対する本措置の拡充については、現在検討を進めている。また、工業用水道事業運営資金についてもその先行投資的性格にかんがみ、國において行なう助成措置を拡充する必要があると思われるのでも、その具体的措置について現在検討中であるが、地方公営企業制度調査会においても審議中であり、その答申をまつて措置することとしたい。

二、中小企業の組織化対策は、中小企業構造の高度化とその經營の安定を図るためにもきわめて重要なことであり、今後ともその推進費化に努力したい。

なお、中小企業団体中央会の指導事業についてもその強化を図るために、巡回指導等の強化に努力したい。

三、中小企業の資金需要の動向について常に配慮しているところであり、毎年度政府関係中小企業三金融機関の融資量の拡充を図つてきている。昭和四十一年度においても対前年度二十パーセント増の貸出計画を予定しているが、今後中小企業の資金需要の動向を勘案し、必要に応じて財政投融資を追加し貸出規模を増大させることとしている。特に中小企業三金融機関のうち商工組合中央金庫を中心として配慮してきているが、今後とも一層努力していきたい。また、貸付条件については昭和四十年九月から政府関係中小企業三金融機関の貸出金利を年利〇・三パーセント引き下げたが、今後も貸付条件の改善について努力を重ねていきたい。

四、中小企業の団体である協同組合等に対しては、法人税率面でも普通法人に比し特別の軽減税率を適用しており、昭和四十一年度においても二パーセント引き下げ二十六パーセントの税率としている。さらに内部留保の充実を促進するための特別措置も講じている。このようによく中小企業団体に対しては従来から税制上の特別の配慮をしてきたが、今後もその育成強化を図るために二層の優遇措置を講ずるよう検討を進めたい。

五、最近の労働力事情の変化に伴う労働力不足等は中小企業の労働面等に大きな影響を及ぼしている。このような現状にかんがみ、政府は中小企業対策の一環として中小企業に対する集団求人方式による若年労働者の採用を強力に指導するほか中高年齢者に適した職種への雇用勧奨を行なうとともに、これと並行して労働者の受入体制を整備し、その必要労働

小規模事業の育成強化に関する請
願(第一五八〇号)

同

力の確保を容易にするため、中小企業の労務管理の改善指導、最低賃金制度の普及推進等による労働条件の改善、厚生年金還元融資、雇用促進融資等による労働者住宅および福祉施設の整備、中小企業退職金共済制度への加入促進ならびに失業保険および労災保険の適用拡大等に努めるとともに、中小企業の行なう事業内職業訓練または共同職業訓練による技能労働者の養成等積極的にその援助助成に努めている。

なお、中小企業従業員向け住宅の確保については、現在、住宅金融公庫の行なう産業労働者住宅融資制度、日本住宅公団の行なう特定分譲住宅制度、雇用促進事業団の住宅向け融資、厚生年金保険および国民年金の還元融資(特別地方債の引受け)による賃貸住宅建設および年金福祉事業団の住宅向け融資等があり、特に中小企業者に対する貸付枠の増大を図り、一層中小企業従業員の住宅確保の拡充に努めていきたい。

(参考) 昭和四十年度住宅関係予算

産業労働者住宅融資	八十億円	(住宅以外も含む。)
特別分譲住宅	一百十二億円	(区分なし。)
雇用促進事業団	八十九億九千万円	
特別地方債	四十三億円	(全額中小企業分)
年金福祉事業団	二百三十五億円	(うち中小企業分百四十一億円)
中小企業退職金共済事業団	十億円	(住宅以外も含む。)

一、小規模事業対策は、中小企業対策の中でも特に重要な施策の柱であるので、小規模事業対策の推進については昭和四十一年度は特に配慮することとし、中小企業施策の各制度の普及徹底を図るとともに、経営改善普及事業の指導体制を強化するよう努力したい。

二、中小企業の資金需要の動向については常に

配慮しているところであり、毎年度政府関係中小企業三金融機関の融資量の拡充を図つてきている。昭和四十一年度においても対前年度二十パーセント増の貸出計画を予定しているが、今後中小企業の資金需要の動向を勘案し、必要に応じて財政投融資を追加し、貸出規模を増大させることとしたい。また、貸付条件については昭和四十一年九月から政府関係中小企業三金融機関の貸出金利を年利〇・三パーセント引き下げたが、今後も貸付条件の改善について努力を重ねていきたい。

三、小規模事業者を育成するため、税制上の優遇措置を講ずる必要性は大きく、従来から家族専従者控除額の引上げ等の措置を講じてきたが今後も従来の施策を一段と強化し、国税、地方税を通じて、小規模事業者の税負担が実質的に軽減されるよう所要の措置を講ずるよう努めたい。

四、小規模企業の事業主は従業員と実態的にあまり交わりがないにもかかわらず、これに対する社会保障制度上の恩典は必ずしも十分とはいえない現状にあるのもかかわらず、これに対応する社会保障制度の充実は必ずしも十分と見て、小規模企業に対する施策に当たつてはこの規模零細企業に対する施策に当たつてはこの点に十分配慮することとしており、現行社会保険制度がこれら事業主にも均てんするよう昭和四十年度から労働者災害補償保険の対象に中小企業の事業主を加える等の措置を講じている。また、社会保障に準ずるものとして、小規模企業の事業主等を対象とし、その退廃業後における生活の安定等を図る措置として、小規模企業共済制度を確立することとし、これに対し、国は必要な助成措置を講じている。

なお、中小企業従業員向け住宅の確保については、現在住宅金融公庫の行なう産業労働者住宅融資制度、日本住宅公団の行なう特定分譲住宅制度、雇用促進事業団の住宅向け融資、厚生年金保険および国民年金の還元融資(特別地方債の引受け)による賃貸住宅建設および年金福祉事業団の住宅向け融資等があり、特に中小企業者に対する貸付金利および貸付限度額等の貸付条件を有利にして、中小企業者の従業員向け住宅確保に効果をあげている。

今後さらに中小企業に対する貸付枠の増大

を図り、一層中小企業従業員の住宅確保の拡充に努めていきたい。

(参考) 昭和四十一年度住宅関係予算

産業労働者住宅融資 (うち中小企業分六十四億六千万円)

特別分譲住宅 (うち九千戸分) 八十九億九千万円

雇用促進事業団 (うち中小企业分一百二十億円)

中小企業退職金共済事業団 (うち中小企業分百四十一億円)

中小企業地方債 (うち中小企业分八十億円)

特別分譲住宅 (うち九千戸分) 百十二億円(区分なし)

雇用促進事業団 (うち中小企业分一百二十億円)

中小企業退職金共済事業団 (うち中小企业分十億円)

中小企業地方債 (うち中小企业分外も含む)

中小企業関係法令の整備については、第四

十八回国会において小規模企業共済法の制

定、下請代金支払遅延等防止法の一部改正等

関係五法案の制定、改正を行なつた。今後と

も中小企業の生産性向上と事業活動の不利を

是正する見地から、必要と認められるとき

は、中小企業関係法律の整備強化を図つてい

きたい。また、中小企業行政は、財政、金

融、税制、労働等各般の施策にわたつている

のでこれまでも関係各省庁との連絡の緊密

化、施策の調整に努力してきたが、今後はよ

り一層関係各省庁との連絡、調整を積極的に行なう、中小企業行政の総合的、一元的な実

施に努めていきたい。

東西貿易の拡大に関する請願(第一七三五・二二九五号)

同

中国とわが国とは、現在国交未回復の状態にあるため難しい問題もあるが、わが国としては、イデオロギーにとらわれることなく、自主性をもつて積極的に日中貿易を拡大するよう努力していきたい。

日ソ貿易については、期間五年の第三次貿易支払協定締結に関して、現在東京において交渉中であるが、本交渉においては、長期的観点に立つて、日ソ貿易の均衡拡大を図ることとともに、あわせて沿岸貿易についても、できるかぎり振興する方針で臨んでいる。

一千九百六十五年北京・上海日本工業展覧会の開催については、日中貿易振興の見地から、これを支持する方針である。

国鉄の安全輸送確立に関する請願

運輸省

国鉄の安全輸送確立に関する請願

同

(第一七六号)
国鉄新幹線の騒音等による公害対策に関する請願(第二二六号)

新幹線列車の運行によつて生ずる騒音、震動に対しては建設当初より全線のロングレール化、新方式によるレールと枕木の締結装置および空気バネ使用等現段階において技術的にできるかぎりの配慮をしたものであるが、開業後騒音その他により沿線住民より苦情が寄せられていることは誠に遺憾である。国鉄において、実体の調査を行なつてゐるが、一般的な問題として技術的に対策を鋭意研究中であり、早急に対策を講ずるよう今後とも努力を続けることとしている。なお、テレビ、ラジオについてはNHKにおいて対策を実施中である。

(第二五二・五一)
北陸線の新線に筒石駅設置に関する請願(二件)(第二五二・五一)
北陸線の新線に筒石駅設置に関する請願(二件)(第二五二・五一)

同

同

北陸線の糸魚川、直江津間は、北陸線有数の地すべり災害区間であり、また、線路容量も低い区間が多く輸送上大きな隘路となつてゐる。そのため長期的にみて危険性のない安全ルートに線路改良をするとともに、今後の輸送力増強を図るために複線化するものである。したがつて、新線に筒石駅を設置する件については、現在線を廃止する問題もあるので、それとの関連において今後地元関係者と十分協議しながら検討したい。

奥羽本線、羽越本線の複線化及び電化完成に関する請願(第二七九号)

奥羽本線の複線化については、国鉄新長期計画(昭和四十一四十六年度)において、輸送あり路区間から部分複線化し、全延長の相当部分を複線とする予定であり、既に一部においては着工している。

電化については新長期計画において、米沢・山形間および秋田・青森間を完成する予定であり、米沢・山形間については既に工事中であ

部内に国鉄基本問題懇談会を設置し、この意見書の主旨に沿い、国鉄の新長期計画を策定し昭和四十一年度より実施の段階に入つたところであるが、この計画の最大の重点を過密ダイヤの解消と保安設備の強化による安全輸送対策においており、政府としてもこの計画を完全実施し、その成果が得られるよう最大の努力をはらうこととしている。また、公共負担に関する法律、安全確保に関する鉄道保安法(仮称)、鉄道事故審判法(仮称)の制定については、今後検討することとした。

福島県相馬港の早期完成に関する
請願(第三〇〇号)

同

羽越本線については新長期計画において全線複線電化する予定であり、既に一部において線増工事に着手している。両線とも昭和四十三年度末には一部使用開始する予定であり、輸送力は相当増加することとなる。

相馬港は全体計画約三億四千万円の事業費をもつて昭和三十六年度より着工し、昭和三十九年度までに事業費二億四千五百万円にて、防波堤、臨港道路の整備を図った。

なお、昭和四十一年度を初年度とする港湾整備五箇年計画においては、事業費九億九千四百万円をもつて防波堤、水深マイナス五・五メートル岸壁一バースおよび臨港道路等の整備を予定している。

昭和四十一年度は事業費一億五千五百万円をもつて防波堤および臨港道路の整備を図ることとしており、昭和四十一年度も引き続き防波堤の整備を行なうべく事業費二億円を要求する予定である。

地下鉄六号線巣鴨駅については、国電巣鴨駅周辺の都電・バスの乗降場の位置およびその利用者の国電への乗り換え状況を勘案するとともに、山手線と立体交差する国道十七号線跨線橋の構造および地質等を考慮して設計されている。

地下鉄巣鴨駅ホームはこの交差部分を避けて

計画されているが、ホームを南口側へ延長するためには、駅の取付け部分の勾配の関係や跨線橋の強化工事を伴い技術的に困難であるほか、この改造工事に要する期間ならびにこの間の交通の混亂が考えられるので実現は期しがたい。

なお、巣鴨駅民衆駅については、計画が具体化されておらず、現段階では考慮しがたい。

トラック運送事業の免許制撤廃反対に関する請願(五十八件)(第一)

同

都営地下鉄六号線巣鴨停車場設計変更に関する請願(第五三〇号)

同

福島県相馬港の早期完成に関する
請願(第三〇〇号)

六三四・六三五・六四三・六四四
六四八・六四九・六五〇・六五一
六五二・六五三・六五三・六九四
六四五・七〇三・七〇四・七〇五
七〇六・七〇七・七二三・七二七
七三三・七四五・七六二・七七七
七八三・八〇一・八〇二・八〇八
八八五・九三五・九六九・一三七
九・二五九九・二六六六号)

北海道石勝線鉄道建設に関する請
願(第六〇七号)

同

国鉄大阪外環状線の高架建設等に
関する請願(五件)(第七一三・七
六六・八八四・八九五・九一三
号)

同

国鉄第三次長期計画の実現、特に
羽越本線の複線化及び電化の早期
完成に関する請願(第七一四号)

同

があることおよびこれまでこれら事業者に対して行なつてきた車両管理、運行管理に関する運輸省の監督が十分に行なわれなくなる結果、交通事故が増加する等の弊害も予想されるので、当該事業の免許制撤廃は考えていない。

なお、免許制度の円滑な運営については、事業の実態に即して万全を期す所存である。

二、適正規模について、免許基準の一として、適正事業規模を考慮すべきであるという意見については、中小企業近代化促進法に基づく指定事業として貨物自動車運送事業が指定されたことに伴い近く策定される中小企業近代化基本計画においても、この適正事業規模を定める予定であり、その趣旨に沿つて、努力したい。

石勝線は、狩勝線(新得・日高間 六十八キロ)、追分線(千歳・追分間十七キロ)および紅葉山線(金山・夕張間六十六キロ)の三線からなり石狩地方と十勝地方とを連絡する幹線となるものである。

狩勝線は新得・串内間に路盤工事実施中で、昭和四十年度から軌道工事にも着手しており、追分線は現在測量設計実施中で、昭和四十年度から用地買収および路盤工事に着手する予定である。また紅葉山線は占冠・夕張間に測量設計実施中である。

一、大阪外環状線は現在単線である城東貨物線および阪和貨物線を複線化して東海道本線新大阪から片町線放出を経て紀勢本線杉本町に至る延長約二十八キロメートルの路線とし、旅客輸送も行なおうとするものである。

現在、城東貨物線は吹田から放出まで盛土高架であり、複線化に伴い鉄筋コンクリート高架構造に改築することについては、今後十分検討したいが相当の困難を伴うものと思われる。

二、新駅としては、京阪神急行淡路駅附近に新設することを考慮している。

羽越本線は新長期計画(昭和四十四六年)において全線複線電化する予定であり、既に一部において線増工事に着手している。昭和

関西本線の電化に伴い加茂駅に電車庫設置に関する請願(第八七四号)

国鉄嬉野新線開通促進に関する請願(二件)(第一二九八・一三〇〇号)

自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願(十件)(第一三一九・一三八二・一三八三・一三九四・一五〇一・一五五三・一五六七・一五六八・一六〇三・二一四三号)

同 同 同

四十三年度末には一部使用開始する予定であり、輸送力は相当増加することとなる。電車庫設置については、電化計画に伴つて今後の検討事項としたい。

本請願路線はまだ鉄道敷設法別表の予定線に該当していないので、予定線編入について今後検討したい。

一、区域貨物自動車運送事業の免許制の維持強化については、今日、交通事業に対する政策は、業種別に考えるよりも、むしろ総合的に考へるべき段階にある。

貨物自動車運送事業の免許制を撤廃することは、この業界に過当競争という混乱を引き起こすおそれがあり、そのことがまた一般路線貨物自動車運送事業界、ひいては通運事業界、鉄道事業界にも悪影響を及ぼすおそれがあることおよびこれまでこれら事業者に対して行なつてきた車両管理、運行管理に関する運輸省の監督が十分に行なわれなくなる結果、交通事故が増加する等の弊害も予想されるので、当該事業の免許制撤廃は考えていい。

二、自動車行政を一元化することについては、今日、区域事業における貨物自動車輸送の実態は、その行動範囲が必ずしも一都道府県内にとどまつてはおらず、むしろ傾向的にはますます広域輸送を行なつていくであろうことを考へるとき、輸送の需給関係の判断等の行政もより広域行政に進むべきであると思われる。区域貨物自動車運送事業に関すると思われる行政事務を地方庁に移管することは、適当でないと考えている。

三、行政の方法を合理化することについては、免許制度の運用の合理化は、許認可行政をも含めて申請、報告等の手続について簡素化できることは簡素化し、また内部手続についても可能な限りの簡素化を行なう等、その趣旨に沿つて努力したい。

国電大崎駅貨物取扱の縮小反対に関する請願(第一五三三号)

同

大崎駅貨物設備は、大崎電車区新設工事に伴い出庫線新設および同駅旅客ホーム増設により構内外側の側線一本と砂利線および重量品荷役線の計三本が撤去される予定である。(時期昭和四十一年四月(五月))この対策として、同駅貨物二番線沿いの高床ホーム、貨物事務室を撤去し低床ホーム化して近代化を図り貨物三番線を延伸して積卸場を造成するとともに、他方恵比寿駅の貨物設備の拡張、荷役機械の大型化を図り大崎駅に着発する重量品貨物を恵比寿駅と品川駅に分散するよう計画中である。また、在来大崎駅に到着していた砂利(年間約十八万トン、一日二十車)は、昭和四十年一月から採取地が変更され自動車輸送となつている。このため、同駅では在来繁忙期で一日百車程度の発着を取り扱っているが、砂利の減二十車と重量品の分散による十車を見込むと生鮮食料品、その他貨物を含めて一日約七十車程度の発着となることが予想され、工事完成後の取扱能力は七十六車であるので十分対応できるものと考えている。

十八歳未満の一般勤労青少年に対する鉄道旅客運賃割引に関する請願(第一八八二号)

同

地下鉄九号線团子坂駅又は千駄木駅新設に関する請願(十四件)(第一四九九・二五一六・二五一七・二五一八・二五一九・二五二〇・二五二一・二五五七・二五五八・二五九七・二五九八・二六三九・二七三一・二七三三号)

同

現行の学生割引は、国鉄が官営時代に教育奨励助長策の一環として行なつてきただものが沿革的に残つてゐるものであるが、国鉄の財政に及ぼす影響も大きく、また各種審議会等からもこれを整理すべき旨の答申がなされている。前記の趣旨にかんがみ、今後学生割引を含めた各種の割引に対し、できるだけ整理してゆかねばならない段階にきている。要望の一般勤労青少年に対する割引については、これらとの関連もあり、なお、よく検討したい。

明治十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十一年六月二十七日

○第五十一回 参議院會議録追録(その三)

件名	主管庁	請願に対する処理要領
公共企業体職員等共済組合法の一 部改正に関する請願(九件) (第二 三〇〇・二三四四・二三四五・二 四〇五・二五〇八・二五五九・二 六〇七・二六四五・二六四六号)	運輸省	一、退職年金を計算する場合に旧令共済組合員 期間で退職一時金の支給を受けた期間につい ては、一年につき百分の〇・九の減額措置を行なつて いる。
これは、当該期間については既に退職一時 金として掛金相当分が返還されており、掛け 金部分は存在していない。よつて長期給付の財 源を掛け金および負担金でまかなつてある共済 組合の性格上、その期間について掛け金相当 分を年金額から減額し、負担金相当分のみを 保障することにより他の職員との均衡を図る こととしているものであり、現行法の考え方 は妥当なものと考えている。	同	二、遺族の範囲は、相互救濟を目的とする共済 組合の精神にのつとり、真に救済の必要なもの についてのみ給付を行なうこととするこ とに由りできるだけこれらの者に対する支給金 額の増額を図る趣旨で制限を行なつてあるも のであり、現行法の考え方は妥当なものと考 えている。
昭和四十年度中に東根新電話局の建設に着手 するよう準備をすすめている。 なお、神町局については、大富局を統合のう えなるべく早い機会に東根局へ従局合併するよ う努力したいと考えていて。	郵政省	三、遺族の範囲は、相互救済を目的とする共済 組合の精神にのつとり、真に救済の必要なもの についてのみ給付を行なうこととするこ とに由りできるだけこれらの者に対する支給金 額の増額を図る趣旨で制限を行なつてあるも のであり、現行法の考え方は妥当なものと考 えている。
山形県東根市東根、神町に電報電話局合併に 關する請願(二件)(第四七三・一〇三九号)	同	四、失業保険、健康保険等に要する財源をすべ く確保するための措置を講じることとする。

失業対策事業に從事する労務者に対する就職支度金増額等に関する
請願(第二八三〇号)

季節労務者(日雇、臨時労務者)
の失業保険の受給資格延長措置中止に
關する請願(七件) (第九五・一一六・四三〇・四五〇・七九七・八二七・八六九号)

同

失業対策事業就労者の就職促進については、
政府は、常用雇用を図るための職業紹介、職業
指導のほか、転職促進訓練、雇用奨励制度等を
実施し、その職業と生活の安定に努めている。
特に、日雇労働者雇用奨励制度の充実、推進
に努め、就職支度金については、昭和三十九年
度からその貸付限度額を二万円から三万円に引
き上げるとともに、その対象も常用雇用につく
者のほか自営業開業者についても、その営業の
種類、規模の大小を問わず、その対象とするこ
ととし、さらに、昭和四十年度において、雇用
奨励金の支給限度額を従来の月額六千円から七
千円に増額を図ったところである。
これと並んで、三十九年度以降、失業対策事
業就労者が自立する場合に、世帯更生資金貸付
制度を利用しうるよう措置したところであり、
今後この活用方を指導していただきたい。

一、現在直ちに失業保険法を改正し、受給資格
取得期間の延長等を行なう考えはない。しか
し、季節的労働者の失業保険金の受給人員およ
び受給額は年々増加の一途をたどってお
り、保険財政上も放置できない状況にある。
また、これらの労働者は、季節的循環的に予
定された失業を繰り返すものであつて、
保険事故の発生が偶發的であることを建前と
していることからみて疑問があるばかりでな
く、雇用の安定、労働力の有効活用の見地か
らも問題が多いので、通年雇用の促進、早期
再就職の促進等運用面の改善を図ることもに
諸般の検討を進めているところであるが、離
職者の生活にも影響する重大な問題である
で、その取扱いについては慎重を期していき
たい。

二、季節労働者のような被保険者期間の短い者
に対して給付日数を現行の九十日から百八十
日にすることは、保険財政上からも、また被
保険者期間の長い者との均衡からみても、困
難である。

三、健康保険三法の改正については、社会保険
審議会および社会保障制度審議会の答申を尊
重し、第五十回国会に改正法案を提出したが
審議にいたらなかつたので、第五十一回国会
に改めて提出したい。

四、失業保険、健康保険等に要する財源をすべ
く確保するための措置を講じることとする。

官報(号外)

失業保険法改正に関する請願(第三九〇号)	同	同	建設省	同	同
東北地方の季節労務者の失業保険に関する請願(第八二〇号)	同	同	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。
山形県最上川中流改修事業古口工区促進及び国道四十七号線付替工事に関する請願(第一七二号)	同	同	一、築堤によつて古口地域の内水問題が生ずるおそれもあるので、現在調査中であり調査結果をまつて処置したい。	長野県千曲川分水計画反対に関する請願(一件)(第一一〇・二二二号)	発電用水利使用料改定に関する請願(第一一九六号)
三重県吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願(第一五八三号)	同	同	二、最上川改修工事(古口地域)に伴う国道四十七号線のかさ上げ等附帯工事の計画については、目下検討中である。	多摩川河川敷の市民への解放に関する請願(四件)(第二四八〇・二四八一・二四八二・二五三号)	発電用水利使用料増額に関する請願(三件)(第二七八・二八八・三六二号)
岡山県吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願(第一二一八号)	同	同	なお、幅員の問題については、道路の改良計画との調整を図つて実施したい。	熊本県大津町バイパス建設に関する請願(第三四〇号)	料を算入することを撤廃することはできないこととする。
発電用水利使用料増額等に関する請願(第一二五一号)	同	同	中村川の付け替えは、嬉野町一帯の洪水被害を解消するための計画であるが、請願の趣旨について、今後実施にあたり十分調査検討したい。	東北縦貫自動車道の早期建設に関する請願(第三〇二号)	発電用水利使用料の最高限度額の改訂については、関係方面との調整について十分考慮する必要があり、現在水利調査等を実施しているので、その意見の一一致をみたので、近々その改訂を行なうものとする。
吉井川下流地区の改修については、その流域における産業経済的重要性にかんがみ重点を置いて促進を図つており、今後においても財政の許す限り予算の増額を図り、要望に沿うよう努めたい。	同	同	近時、都市における公園、緑地等が不足している現状にかんがみ、政府においても河川の敷地をこれら用に供することについては、積極的に検討をすすめているところである。その具体的措置については、現在河川審議会に河川敷地の占用許可方針について諮問中であり、近く同審議会の答申も得られる見込みであるので、その答申の線に沿い河川敷における公園事業および河川敷整備事業の実施等国民広場の確保を図る所存である。	東北自動車道は、昭和三十九年六月予定路線が決定し、基本計画、整備計画を策定するための調査を実施しており、工事の実施については、精密な調査を行なつて基本計画、整備計画を策定し緊急を要する区間より建設に着手すべく目下検討中である。	東北自動車道建設促進に関する請願(第七五二号)
発電用水利使用料の最高限度額の改訂については、関係方面との調整を図つてきたが、その意見の一致をみたので、近々その改訂を行なうものとする。	同	同	東北自動車道は、昭和三十九年六月予定路線が決定し、基本計画、整備計画を策定するための調査を実施しており、昭和四十年度においては東北自動車道ほか四自動車道の建設費として二十億円の予算が計上されているので、さらに精密な調査を行なつて基本計画、整備計画を策定し緊急を要する区間より建設に着手すべく目下検討中である。	現行道路整備五年計画においては、東北自動車道を含め新規縦貫道については用地取得	料を算入することを撤廃することはできないこととする。

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その三)

第四十八回、第四十九回国会において採択された請願の処理経過

本土、四国連絡橋(鳴門、明石
ルート)架設促進に関する請願(第
二八五三号)

備後工業整備特別地域と鳥取県倉
吉地帶を結ぶ広島、岡山、鳥取三
県にわたる道路路線を国道に昇格
するの請願(第一五八二号)

国道飯田豊橋線(一五一号)線池
揚トンネル開通に關する請願(第
一二八五号)

同

同

同

等に重点をおいて七百億円程度を計上している。このうち昭和四十年度は二十億円をもつて緊急を要する区間より着工すべく目下検討中である。

なお、これら縦貫自動車道の建設促進については、次期五箇年計画の策定の際に請願の趣旨に沿うよう十分努力したい。

当該地域は幅員二・六~三・六メートルで交通のあり路となつてゐるので、現在愛知県において改良計画について調査検討中である。なお、現況では車両制限令にも抵触するので、とりあえず昭和四十年度事業費五百万円をもつて特殊改良工事を実施している。

国道指定について、今後早急に指定する考えはないが、追加指定を行なう場合は全国的見地より本路線についても慎重に検討したい。なお、次の各路線について国庫補助事業により整備を図つてゐる。

路線名	箇所	工種	事業費	
			昭和39年度	昭和40年度
倉吉勝山線	勝山	道路良改	390万円	600万円
新見成羽線	哲多	特殊良改 1種	0	500万円
井原高梁線	川上	△	200万円	800万円

本土四国連絡橋については、昭和三十四年度から調査を開始し銳意調査中であり、格別の見障がないかぎり昭和四十年度末までに結論の見おしへ得、引き続き昭和四十一年度中にとりまとめを予定している。したがつて本架橋については、この結論をまつて慎重に決定されるこ

となると考えている。

昭和四十年度公共工事の完遂を期するための適正単価に基づく工事発注に關する請願(三十三件) 第三九四・四〇四・四三七・四四五・四五六・四六八・四八〇・四八七・五〇二・五二九・五四四・五七二・五七三・五七四・五七五・六〇〇・六二二・六二三・六三〇・六四一・六四一・六五四・六五五・六五六・六五七・六九〇・六九一・七一九・七二四・七二六・七五八・一〇三二・一一二二号)

下水道事業の整備促進に關する請願(第五二八号)

同

建設労務単価および資材単価の一部の値上がり傾向が認められたので、政府施策の住宅建設単価について、公営住宅の標準建設費の改定をはじめとして増額の措置を講じ、また、その他の公共工事については、労務単価の増額を行なうとともに、新たに、直轄事業について、建設業退職金共済組合の掛金負担を積算の対象とする措置を講じた。

一、下水道および終末処理施設緊急整備五箇年計画は昭和四十一年一月二十二日閣議了解され、さらに、昭和四十一年八月二十三日閣議決定された。

二、昭和四十年度国庫補助金額(予算額)は次のとおりである。

(一) 下水道分(建設省所管)
内訳
都市下水道 約九十二億円
特別都市下水路 一
地盤沈下対策 一
終末処理施設分(厚生省所管) 一百七十七億円

三、昭和四十年度起債額(予算額)は三百五十五億円である。

(注) 下水道関係事業起債は建設・厚生両省所管の別なく一括計上されるものである。

四、下水道整備五箇年計画において、昭和三十八年度より昭和四十二年度までの総投資額が決定されている関係上、現五箇年計画期間において国庫補助率の引上げを行なうことには、計画の遂行上困難である。

五、政府資金の大幅の充当、貸付利子の引下げおよび償還期限延長等の措置については、現在、関係各省と折衝検討し、その実現に努力している。

六、下水道整備五箇年計画の事業実施の重点目

標の一つとして、地盤沈下地帯その他著しく排水不良の地域の整備を促進する計画である。なお、国庫補助率の引上げについては第四項(国庫補助率の引上げ)と同様である。

七、昭和四十年度都市下水路の国庫補助金および新規採択箇所は次のとおりである。

昭和四十年度補助金 約十八億円(対前年比百二十パーセント)

昭和四十年度新規箇所 百四十箇所(対前年比百パーセント)

八、同一流域内の多数の都市の下水道事業を効果的に遂行するための流域下水道について、事業実施および財政措置両面にわたって十分努力している。また、汚濁防止のための下水道の整備については、五箇年計画の重点目標の一つとしてその推進を図っている。

九、本来下水道の整備は道路の整備に先行して実施されるのが理想的であるが、現在、わが国の下水道は道路の整備に比較して非常に立ち遅れているため、事業実施に当たつては、ややもすれば、不経済な施工を余儀なくされることが多い現状であるが、できるだけ合理的・経済的に下水道の整備ができるよう都市計画事業の実施に当たつて調整を図っている。

十、下水道事業費に占める特別失業対策事業費

(単位 億円)

年 度	下 水 道 事 業			合 計
	都市計画事業費	特別失業対策事業費	合 計	
昭和37年度	3,891	813	4,704	
38	5,657	813	6,470	
39	7,767	813	8,580	
40	10,877	813	11,690	

十、下水道事業費に占める特別失業対策事業費は次表のとおり毎年同額で、かつ、その比率は減少傾向にあり、少なからず事業実施の改善に努めているが、その廃止については社会上多くの問題もあるので、関係各省と検討し、事業実施の改善に努めたい所存である。

十一、水洗便所の普及促進のための水洗便所の義務付等については、今般の清掃法の改正による。

三多摩公営住宅払下げに関する請願(二件)(第七七〇・一五八四号)

同

中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願(第八九四号)

同 同 同

公営住宅の譲渡処分については、耐用年限の四分の一を経過し、修繕費が著しくかさむ場合または小団地である場合等の理由により引き続き管理することが不適当であり、かつ、その敷地が将来建替え等による再開発に不適当である等特別の場合に入居者が譲渡することができることとなつていて、しかし最近、大都市、地方開発都市等における土地需要が増大し、公営住宅の敷地が容易に入手し難い現状となつてしまつてき。したがつて、土地の高度利用を図るべき地区にあるものについては、建替えをできるかぎり促進することとし、それ以外のもののうち小団地等で相当の年数を経過して引き続き管理することが不適当であり、都市計画上支障のないもの等については、入居者の希望等を考慮して適正な処理を図つていきたい。

一、現在新会社の設立の計画はない。

二、協同組合に対する助成については、農業協同組合に与えているのと同様な補助を中小企業近代化資金助成法により与えることができるので、中小企業等協同組合法を改正する必要はないと言える。

一、都市公園が都市の基本的な公共施設であるにもかかわらず、その整備が著しく立ち遅れている現状にかんがみ、今後とも都市公園事業に対する国庫補助予算の増額について、特段の努力をしたいと考えている。

二、都市公園整備の緊急性にかんがみ、今後単独枠の設定等について、慎重に検討したいと考えている。

三、公園整備の立ち遅れを応急的に取り戻すた

民間宅地造成事業等に対する金融 に関する請願(八件)(第一九八 六・一九八八・二〇四三・二〇九 一・二一四二・二一七六・二三三 一・二七四一號)	同
--	---

自治省

昭和四十年度においては、地方交付税の税率
は○・六パーセント引き上げられ、二十九・五
パーセントとされた。

め、河川敷の公園緑地利用を促進する考え方
あり、また、一般の国有地についても、極力
公園緑地への転用を図つていただきたいと考え
いる。

大きな役割を占めている現状にかんがみ、同
事業等への資金の円滑な疏通を図るよう極力配
意していく所存である。なお、現在、信託業界
においては、貸付信託資金の運用に当たり、同
事業等にも融資するよう配慮を加えている。

豪雪地帯における地方財政の合理 化に関する請願(三件)(第二七 一・二八三・三五六號)	同
---	---

同

市町村職員の給与改定に伴う財源 措置に関する請願(三件)(第二七 一・二八三・三五六號)
--

同

(一) 豪雪地帯における所得税および法人税のみ をとりあげこれらを軽減することは、次の 理由から適當でないと考える。	一、地方財政の現況からみて、当面必要と考え られる財源の措置として、昭和四十年度にお いて地方交付税の繰入率を○・六パーセント 引き上げて二十九・五パーセントとした。
(二) 豪雪地帯の範囲の限定についてもきわめて 困難な問題があり、その定め方いかんに よつては、かえつて税負担の不公平をもたら すおそれがある。	二、豪雪地帯における生計費の増加、積雪に よる経費負担の増加を特別の税制面で考慮 するときは、災害の多い地域や物価水準の 高い都市についても同様の措置を講ぜよと の議論を誘発して税制上収拾がつかない結 果となる。
(三) 豪雪地帯においては、自動車税については 標準税率において、また、木造家屋にかかる 固定資産税については評価の段階において、 既に実態に即した措置がとられており、所得 に対し課税される住民税や事業税について も豪雪等によつて所得が減少する場合はその 減少した所得をもとに課税されることとなつ ているので、これをさらに一般的な減税とし て法制化することは、現在のところ困難であ る。	三、従来の積雪総地の所属を、気象庁の調査結果 を参考として、昭和四十年度において是正 した。
(四) 豪雪地帯における所得税および法人税のみ をとりあげこれらを軽減することは、次の 理由から適当でないと考える。	四、豪雪地帯における所得税および法人税のみ をとりあげこれらを軽減することは、次の 理由から適当でないと考える。
(五) 豊雪地帯においては、自動車税については 標準税率において、また、木造家屋にかかる 固定資産税については評価の段階において、 既に実態に即した措置がとられており、所得 に対し課税される住民税や事業税について も豪雪等によつて所得が減少する場合はその 減少した所得をもとに課税されることとなつ ているので、これをさらに一般的な減税とし て法制化することは、現在のところ困難であ る。	五、積雪地帯においては、自動車税については 標準税率において、また、木造家屋にかかる 固定資産税については評価の段階において、 既に実態に即した措置がとられており、所得 に対し課税される住民税や事業税について も豪雪等によつて所得が減少する場合はその 減少した所得をもとに課税されることとなつ ているので、これをさらに一般的な減税とし て法制化することは、現在のところ困難であ る。

従来地方交付税の増額配分により措置してきて
たところであるが、今後においてもそのつど検

二・二八四・三五七号)

委託、委任事務の合理的整備軽減等に關する請願(第二九一号)

化に關する請願(第七六七号)

地方財政改正に伴う財源措置強化

討していきたい。

事務の適正な配分については、第十次地方制度調査会の答申に従い、その整備を図りたい。また、いわゆる超過負担の問題については、関係各省において、その解消のための積極的努力を続けていきたい。

高等学校施設の充実のため、昭和四十年度地方交付税の単位費用の算定に当たつて、設備費単価の増額と建築構造比率の改定によつて単価の増額を行なつた。

地方公務員共済組合短期給付費用の一都国庫負担に關する請願(九件)(第一四六三・一五三九・一五四〇・一五四一・一七二四・二六二一・二六二三・二六二四号)

地方公務員共済組合短期給付費用の充実に關する請願(第十五七二号)

同

同

國庫補助負担制度改善に關する請願(第一六二〇号)

同

京都府における暫定手当に關する請願(第七一一号)

同

人命救助並びに火災防止のための諸設備に關する請願(二件)(第一八四七・二八〇九号)

同

一、國庫補助負担制度および財政秩序の確立についての請願事項については、いずれも昭和四十一年度の国の予算編成に當たつて改善するより関係各省において検討中であり、今後もその実現に努力したい。

二、給与改定の所要財源については、從来地方交付税の増額配分により措置してきたところであるが、今後においてもそのつど検討していきたい。

地方公務員の給与制度については、國家公務員の給与制度に準ずるように指導している。暫定手当の級地差の縮少については、從来から暫進的に実施しているが、暫定手当制度の廃止は教員のみでなく公務員一般に関連する問題であるので、慎重に検討する必要がある。

公共建築物、旅館等については、消防用設備等の設置および維持について法令上の規定があり人命尊重の理念からその遵守方について徹底を図つている。

その他的一般火災予防についても、消防機関の行なう予防検査等を通じて火災に対する認識と警戒心の高揚を図るよう一層の指導の徹底を期したい。

一、昭和四十年度において、地方財政の現況からみて当面必要と考えられる財源措置として地方交付税の繰入率を〇・六パーント引き上げて二十九・五パーントとした。

二、毎年度国の予算編成時において、地方財政の健全化を推進しつつ国の施策の促進を図る見地にたつて、国庫補助負担金の予算措置が実態に即したものとなるようその改善すべき点について関係各省において検討している。国の直轄事業負担金については、行政責任の明確化と財源の負担区分などを問題点として検討中である。

三、給与改定の財源措置については、從来地方交付税の増額配分により措置してきたところであるが今後においてもそのつど検討していくべき。年

四、年度途中における給与改定の実施については、地方財政上多くの支障を招いているので、その実施を年度当初に改めることについて関係機関において検討しているところであ

る。

学校の防火施設整備については、新築建物にあつては、消防法ならびに建築基準法の規定に基づき整備をしており、既存建物については国立学校は「防火施設整備年次計画」をもつて逐年改善を図っている。また、公私立学校は毎年学校建築技術者講習会および学校防火講習会を各地において開催し、学校施設の具備すべき防火条件、施設の改善要目、火災の原因、各種火気取扱上の注意等についても指導し、防火精神の高揚を図るとともに、児童、生徒の指導も要望しているが、さらに今後、請願の趣旨の徹底を期するよう努力したい。

第四十九回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主管庁	おもな
下請代金支払遅延等防止法の一部改正に関する請願(第八七号)	総理府	下請代金の支払遅延防止については、下請代
		意しているところであつて、第四十八回国会においても、同法の運用方針の明確化、親事業者に対する規制の強化等を趣旨とする同法の一部改正を行ない、その運用体制の充実とあいまつて、その効果を収めるよう努力している。

旧軍人等に対する恩給待遇に関する請願(第一二〇号)

同

一、恩給年額の増額については、昭和四十年五月二十五日公布された「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)」の施行によりその目的はおおむね達せられるものと考える。

二、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算年は原則として文武官ともこれを認めないこととし、既得権ないし既得の地位を尊重するという度で例外的にこれを認めることとしたものの、それが恩給金額面にまで完全に反映することをさけるという方針に変えたのであるから、これをお願いするには、慎重な検討を要する問題である。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により、旧軍人恩給再出発当時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廢止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これをさらに請願のように措置することとは、慎重に検討すべき問題と考える。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老齢長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ請願のように措置することは、若年の短期在職者を優遇することになり、また国家財政、国民感情の動向等にかんがみ困難と考へる。

五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から貫して、一階級一仮定俸給の建前をとり一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ戦前ににおける旧軍人の秩序を、戦後において変更するような措置をとることは、困難である。

軍人恩給に関する請願(四件)(第五・一二・一三三・一四四号)

同

一、昭和二十八年軍人恩給再出発に際し加算は原則として文武官ともこれを認めないこととし既得権ないし既得の地位を尊重するという度で例外的にこれを認めることとしたものの、それが恩給金額面にまで完全に反映することをさけるという方針に変えたのであるから、これを請願のように措置することは、慎重な検討を要する問題であると考える。

二、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第百四十三号により、旧軍人恩給再出発当時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廢止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これを請願のように措置することは、慎重に検討すべき問題と考える。

三、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老齢長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ請願のように措置することは、若年の短期在職者を優遇することになり、また国家財政、国民感情の動向等にかんがみ困難と考へる。

四、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から貫して、一階級一仮定俸給の建前をとり一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ戦前ににおける旧軍人の秩序を、戦後において変更するような措置をとることは、困難である。

兵庫県佐用町、南光町等の寒冷地手当に関する請願(第一〇一号)(二件)(第五六・六三号)

法務省

寒冷地手当の支給地域区分の改正については、人事院の調査研究をまち、その勧告に基づいて検討したい。

東京都区内は交通が便利であり、現状においても、区民にさしたる不便をかけるとは思われず、また、商業登記の事務を近代化し、より迅

義務教育管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願(第二六号)

小中学校事務職員設置わくの拡大に関する請願(第二七号)

速に処理するためには、現在の管轄区域がより効果的であるようにも考えられるのみならず、文京出張所貯金の収容力も必ずしも十分ではないと考えられるので、現在直ちに要望の趣旨に沿うことは困難ではあるが、なお、今後とも検討したいと考える。

たばこ専売法の災害補償規定改正に関する請願(第八二号)

大蔵省

一、三、および四、現在農業共済制度との均衡等をも勘案のうえ、検討を進めている段階であり、できるだけ早く結論を出すよう努力したい。

二、耕作者の施設ならびに作業管理の面で不備な点がなければ、通常の場合収穫後の降雨による被害は発生する性質のものでないので、これを補償の対象とすることは不適当であると考える。

なお、在圃中に病害または雨害のため被害を受けたいた葉たばこが、乾燥中の長雨により被害がさらに増大したような場合は、収穫前の病害あるいは雨害として災害補償の対象としている。

福岡県田川郡地域の葉たばこ耕作指定に関する請願(二件)(第一三九・一六六号)

同

本件については、地元関係者からの強い耕作希望もあり、とりあえず昭和四十年度において川崎、添田両町で試作を行なつたところであるが、今後の方向については、特に同地域が山間冷地であり、また鉱害のおそれも考えられるところから、試作の結果をまつて慎重に検討して決定すべきであると考える。しかし、試作はまだ一年行なつたのみで、その結果について早急に結論を出すことは困難であるから、引き続き昭和四十一年度も本地域のたばこ耕作の諸条件を調査検討するため、試作を続行することとしている。

なお、試作の規模については、調査事項等の関係から、昭和三十九年度より拡大する方向で配慮している。

「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する請願(第一八号)

文部省

本件については、地元関係者からの強い耕作希望もあり、とりあえず昭和四十年度において川崎、添田両町で試作を行なつたところであるが、今後の方向については、特に同地域が山間冷地であり、また鉱害のおそれも考えられるところから、試作の結果をまつて慎重に検討して決定すべきであると考える。しかし、試作はまだ一年行なつたのみで、その結果について早急に結論を出すことは困難であるから、引き続き昭和四十一年度も本地域のたばこ耕作の諸条件を調査検討するため、試作を続行することとしている。

現行高校定数法は教職員定数の充実改善を図ることを目的として制定されたもので、現に年次計画をもつて進行中である。したがつて、さらによこれを抜本的に改正することは困難であるが、生徒も減少する時期に向かっているので、今後の問題については、慎重に検討したい。

義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害については、日本学校安全会の災害共済給付事業として行なわれており、これに要する財源は、共済掛金(学校の設置者は、四割から六割までの範囲内で負担)によつてまかなわれているので、直ちに実施することは困難であるが、今後、給付期間の延長など給付事業の一層の充実により適正な実施を圖かりたい。

公立小中学校の事務職員定数の標準については、標準法の改正により改善を図つたところであります。現在のことろ、事務職員についてのみ本校分校の児童生徒数を合算するための法改正は考えていない。なお、学校ごとの事務職員の配置は、都道府県教育委員会の定めるところである。

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(十二件)(第一一七・一一八・一一九・一二一・一二三・一三三・一五八・一五九・一六〇・一六一・一六二・一七七号)

同

昭和三十九年度国庫および県費補助金を受け、日本考古学協会の協力をえて緊急発掘調査を行なつてきた経緯があるので、関係各方面からの意見も徴して、慎重に検討したい。

二、昭和三十九年度から三箇年計画で「全国遺跡地図」を刊行し、史跡名勝天然記念物指定地および埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、さらに昭和四十年度から三箇年計画で文化財専門審議会に重要遺跡緊急指定調査研究特別委員会を設け、重要な遺跡の調査指定を促進し、その保存を期している。開発との調整からやむをえないものについては、発掘調査して記録を保存し、学術研究に支障をきたさないようにしている。

新潟大学農学部畜産学科設置に関する請願(第一二・五八号)

同

かぜ薬の配合基準に関する請願(第一二・五九号)

厚生省

日本海沿岸单作地帯における農業構造を改善し、有畜農業の普及、振興を図るため、新潟大学農学部に畜産学科の設置を要望する請願の趣旨は、時宜を得て適切であると認められるので、その設置方につき努力していきたい。

かぜ薬の新基準は、かぜ薬の安全性をより高める必要を認めて作成されたものであり、従来どおりの基準による製造販売の継続は妥当でないと考えている。

一、医療費緊急是正に伴う保険料(税)の負担

同

同

請願(第一八号)

增加については、昭和三十九年度および昭和四十年度の二年一度にわたり行なつた特別の国庫補助により対処できるものと考える。

二、療養給付費に対する国庫負担金の負担割合の引上げについては、世帯員に対する七割給付の実施がおむね達成される時期を自途として検討したい。また、事務費負担金については、今後とも実情に即するよう配意したい。

三、昭和三十九年度の国庫負担金の精算不足分については、昭和四十年度予算から、昭和四十一年六月に百億円、同年七月に十一億円をそれぞれ繰り上げ交付した。

福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願(第五七号)

戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給に関する請願(十四件)(第一四・八〇・九六・九九・一・一六・一二六・一三三・一五二・一七〇・一七一・一七二・一七五・一七六・一七九号)

一、および三、新たに立法措置を講ずることについている。

二、今後検討することとしたい。

右に同じ。

戦傷病者の妻に対する特別給付金(第九七号)

同 同 同 同

遺族年金の支給等に関する請願(第一三七号)

遺族年金を受けるべき遺族は、戦没者との間に一定の身分関係を有する者でなければならず、単に事実上養育してきたことをもつてこれを遺族とし、遺族年金を支給することは考えられない。

一、援護法を制定することについては、一般戦災者、その他戦争犠牲者に対する待遇との均衡の問題があるので、昭和四十一年秋行なわれた実態調査の結果を待つて慎重に検討したい。

二、昭和四十年度においては、医療手当の増額、支給制限の緩和を行ない、また、特別被爆者の範囲拡大等を行なうこととしているが、さらに昭和四十一年度においても被爆者に対する措置の改善を図るべく検討中である。

被爆者援護法制定等に関する請願(第一三五号)

同

国民健康保険財健全化に関する請願(第一三六号)

一、事務費負担金については、今後とも実情に即するよう配意したい。

二、療養給付費に対する国庫負担割合の引上げについては、世帯員に対する七割給付の実施がおむね達成される時期を自途として検討するとともに、調整交付金についても必要な改正を行なう方向で検討する。

三、療養費緊急是正に伴う保険料(税)の負担増加については、昭和三十九年度および昭和四十年度の二年一度にわたり行なつた特別の国庫補助により対処できるものと考える。

療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(第一六九号)

医療類似行為に関しては、あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十号)附則第三項の規定により、これを昭和三十九年十一月三十日にあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会に諮問し、以下、同審議会において調査審議中であるので、この調査審議の結果を参考やくして必要な措置を講ずることとした。

公害対策基本法制定促進に関する請願(第二〇号)

同

公害対策策定促進に関する請願(第二〇号)

公害対策策定促進に関する請願(第二〇号)

公害対策策定促進に関する請願(第二〇号)

旧海軍文官に対し国庫返納を命ぜられた退職賞与金の改定支給に関する請願(第四〇号)

農林省

果樹農業振興特別措置法の強化充実に関する請願(二件)(第五〇・七八号)

同 同 同 同

要望の趣旨に沿つて立法措置を講ずることは考えていない。

一、果樹園經營計画の認定請求期限の延長、対象果樹の範囲の拡大および融資制度等の改善について、請願の趣旨の方向で検討中である。

農業の振興上必要と考えられるので、果樹農業振興のための総合対策の一環として検討中であり、法文化する必要があるものについては、法文化したいと考えている。

異常気象に対する米の生産奨励措置の確立に関する請願(二件)(第五一・七九号)

同

わが国の主要農作物としての稻作の重要性にかんがみ、従来からその生産性の向上等に努めているところであるが、昭和四十年の氣象の動向等にかんがみ、災害対策本部を設置して指導の万全を期する等鋭意その対策に努めてきたところである。今後とも生産対策等を引き続き拡充強化し、農家の期待に沿うようできるだけ努力していきたい。

不順天候による農作物の被害対策樹立促進に関する請願(二件)(第四一・六九号)

同

一、長野県における不順天候による農作物の被害を最少限度におさえるための施策としては、昭和四十年四月三十日付で農林省に「農林省災害対策本部」を設置し、五月十五日付で関東農政局に「関東地方災害対策本部」を設置して指導および防除に万全を期した。

(二) 昭和四十年四月六日付で稻作技術指導要領を通達したほか、昭和四十年五月八日、五月十二日および五月二十六日付で稻作技術対策を発表し、農業団体、農業改良普及組織、病害虫防除所および農業試験場等を通じて被害防止についての農家に指導を行なつた。

(三) 病害虫の異常発生に備えて、防除機械を当初予算で長野県に対し県有の高性能防除機四台、また昭和四十年の異常気象に伴ういもち病の異常発生防止のために昭和四十年度の予備費から六台計十台を補助することとし、配布すみである。また、昭和四十年度異常発生対策等のため農林水産航空協会に保有せしめたヘリコプター三機のうち二機が六月下旬および八月中下旬に稼動した。

二、発生被害に対する対策

七月下旬の低温による被害に対しては「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用について、目下調査中の農林省統計調査部の被害状況の結果をまつて必要があれば、同法

農業構造改善事業実施地域内電柱の移転料全額国庫負担に関する請願(第三〇号)

同

(二) の発動について検討することとしている。共済金の支払については、農業共済組合および同連合会の損害評価に基づいて、損害高に応じて共済金が支払われることになつてはいる。

へき地振興開発に関する請願(第三二号)

同

食糧自給政策、災害対策並びに昭和四十年産米価に関する請願(第一一二号)

同

(二) 農業構造改善事業の実施に伴う電柱移転については、土地基盤整備の一環として助成措置を講じ地元負担の軽減に努めているが、さらに、現在実施中の電柱移転の実態調査の結果を検討のうえ、電力会社等関係機関と折衝し、善処するよう努力したい。

一、食糧その他農産物の効率的かつ安定的な供給を確保し、国内自給度をできるだけ高い水準で維持することは、国民生活の安定と農業所得の維持増大を図り、あわせて国際収支の改善に資する観点から強く要請される。よつて、長期的視点にたつて、農業生産基盤の整備と農業構造の改善のための諸施策をさらに推進するとともに、農産物の生産および価格流通対策を拡充強化することにより、農業の生産性の向上に努めつつ、総生産を維持増大し、自給度の維持を図つていく所存である。

二、最近における稻作等の農作物の生産の動向および気象の経過等にかんがみ、昭和四十年の稻作等については生産対策に万全を期するよう鋭意努めてきたところであり、今後とも生産対策等を引き続き拡充強化し、農家の期待に沿うようにしてはいる。

三、昭和四十年産米の政府買入価格は、米価審議会の答申を受け生産費および所得補償の考え方に基づき、従来の積上げ計算方式に代えていわゆる指數化方式により算定した。この指數化方式による算定に当たつては、農家の自家労働等についての配慮を行なうといふ

異常気象等による農作物の被害対策
樹立促進に関する請願(第六二二号)

同

趣旨も含め、適正限界農家についての生産費を補償し、家族労働を都市均衡労賃によつて評価替えを行ない、さらに臨時特別加算金をも加算した昭和三十九年産米価を現実に成立した基準時価格とし、これを生産費および生産者の所得に関連のある物価、賃金等の諸指標のその後の変化によつて伸ばしている。さらに、昭和四十年の生産事情、需給事情等にかんがみ、予約奨励金として玄米百五十キログラム当たり二百五十五円を付して一・四等平均生産者手取予定期価格一万六千三百七十五円(百五十キログラム当たり)と閣議決定(昭和四十年七月九日)したものである。したがつて、家族労働の評価、稻作資本の回収、昭和四十年の生産事情、需給事情等について十分分配慮を行なつたものと考へている。

なお、この価格は、昭和四十年七月二十二日に農林省告示第七百七十号をもつて告示した。

一、常陸川水門管理の適正化については、現在茨城県当局および関係者の意見を参考として早急に操作要領を決定すべく作業を実施中である。また、農業用水については、従来既設ダムの有効利用により渇水時に補給を行なつて既得用水の充足に努力して來たが、今後もなお適切な管理により農業用水を含めた下流既得用水の必要量を確保したい。

二、昭和四十年の干塙害に対する措置については、現在各地の被害状況およびこれに対する措置のために必要な事業費等につき調査中であり、その結果をみて具体的に検討を進める予定である。

三、台風六号を含む六月上旬の暴風雨および六月ならびに七月の降ひによる災害に「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を適用することとした。

四、再播用種の確保に必要な経費の助成については、被害の実態を十分調査のうえ從来の旧資金の融資についても、万全を期するよう公庫に対し指示した。

五、農林漁業金融公庫による施設災害復旧資金の融資についても、万全を期するよう公庫に対し指示した。

炭鉱灾害の恒久施策に関する請願(第一一三号)

省通商産業

基準に照らし検討するとともに農業費の助成について、現在農業の使用量を取りまとめており、その結果全国的にみてもいち病の思わぬ異常防除の事態が認められた場合には、昭和四十年度の異常気象対策の一環として考慮すべく検討したい。

肥料については、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用があるものと考える。肥料等に対する資金の融通に関する暫定措置ができるものと考へる。

五、畦畔ダスターを含む異常発生対策用高性能防除機具(都道府県有)については、当初予算において全国で二百五十台、昭和四十年度の異常気象に伴い予備費より全国で二百五万台、計五百台、一億六千万円の助成を行なつた。また、珪酸石灰については、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用があつたので、この経営資金により措置できるものと考へる。

六、本災害に因し救農土木事業についての措置を講ずる必要があるかどうかについて検討した結果、被害の時期、程度からみて救農土木事業を実施する必要はまずないと考えられる。

七、特別交付税の配分に当たつては、被害の状況、被災地方公共団体の財政状況等を勘案のうえ、できるだけ考慮したい。

八、農作物共済に苗代被害を含めることについては、苗の融通等により苗代被害が直接本田の被害に結びつかない場合も多く、保険技術的に困難と考えられるが、慎重に検討したい。

なお、家畜共済制度の整備改善については、目下検討中である。

九、農業共済事業に要する事務費国庫負担については、今後検討したい。

(二) 第二次総合点検月間の実施

山野炭鉱災害後、政府としては、従来からの保安監督指導の強化、自主保安体制の確立をさらに推進するとともに、当面の具体策として、次の措置を講じた。

中央鉱山保安協議会等による保安対策の検討および同協議会の保安対策調査団の北海道・九州の炭鉱の実情の調査、検討

(三) 予備費による保安融資の拡充等緊急対策費の支出

今後は抗道掘進の強化をはじめとする坑内構造の抜本的改善、保安監督の強化、保安教育の徹底等により、有機的かつ総合的な保安対策をさらに推進したい。

東西貿易の促進に関する請願(第三〇号)

同

中国に対する長期の延払いについては、国内金融問題として自主的にきめるべきものと考え、貿易拡大の方向で事態の改善を図つていきた。一千九百六十五年北京・上海日本工業展覧会の開催については、日中貿易振興の見地から、これを支持する方針である。

福島県相馬港の早期完成に関する請願(第三六号)

運輸省

相馬港は全体計画約三億四千万円の事業費をもつて昭和三十六年度より着工し、昭和三十九年度までに事業費一億四千五百万円にて防波堤、臨港道路の整備を図つた。

なお、昭和四十年度を初年度とする港湾整備五箇年計画においては、事業費九億九千四百万円をもつて防波堤、水深マイナス五・五メートル岸壁一バースおよび臨港道路等を整備する予定としている。

昭和四十年度は、事業費一億五千五百万円をもつて防波堤および臨港道路の整備を図ることとしており、昭和四十一年度も引き続き防波堤の整備を行なうべく事業費二億円を要求している。

小型造船業の登録制度確立に関する請願(二十三件)(第一・七・九・一一・一三・一四・一五・一六・五・九・六・六・六・七・六・八・九・〇・九・五・九・八・一・〇・〇・一・〇・九・一二・〇・一・二・七・一・三・一・一・七・三・一・七・四号)

同

木船造船業および小型鋼船造船業の需要環境の変化に伴うこれら業種の先行不安ないし建設量の減少に対しては、内航船の代替建造の積極的な推進、輸出の促進により仕事量の確保を図るとともに、一方においてその技術の向上と設備の整備を図るため、木船造船業を中心とした企業近代化促進法の指定業種に指定して、その近代化、合理化を図るよう努めており、また、小型鋼船造船業についても中小型鋼船造船業合理化臨時措置法によりその近代化、合理化を図つてきていた。しかしながら、これらの施策をもつても小型造船業全体の技術水準の向上、設備の整備のためには十分とはいはず、さらに企業の協業化、合併等により適正な規模の生産体制を整備する必要があるので、小型造船業に対する総

合的施策を樹立するため、法的規制を含め全面的な検討を行なつてある。

国鉄中央東線(諫訪辰野経由塩尻間)の複線早期着工に関する請願(第八号)

同

中央東線の複線化については、昭和四十六年度までに全線完成する計画で、現在、高尾・甲府間を工事中である。

甲府・塩尻間にについては、設計調査中であり、早期着工に努力したい。

磐越東線の輸送力増強に関する請願(第三二号)

同

磐越東線の輸送力増強については、新長期計画(昭和四十・四十六年度)で軌道強化等の線路改良を実施する計画である。

磐越西線喜多方以西の電化促進に関する請願(第三四号)

同

磐越西線喜多方以西の電化については、国鉄の資金事情等から早急電化は困難と考えられる。したがつて動力近代化の一環として、ディーゼル化等により輸送力の増強に努力したい。

国鉄会津線のジーゼル化等に関する請願(第三五号)

同

会津線のジーゼルカーの運行については、昭和四十年十月から仙台・会津川口周および仙台・会津島間に準急行各往復を新設した。

また、ローカル列車のジーゼル化についても、今後車両の増備をまつてできるだけ早い機会にその実現を図るよう検討している。

なお、防雪設備については、なだれ覆、なだれ止棚、防雪林等の新設工事を昭和三十九年度に引き続き実施中である。

中央東線諫訪、塩尻間及び飯田線の国鉄整備による輸送力増強促進に関する請願(二件)(第四三・七一号)

同 同

中央東線諫訪・塩尻間の複線化については、目下調査、検討中であり、その経過地決定に際しては、地元の意向を考慮のうえ処理したい。

飯田線の輸送力増強については、今後の輸送量の推移を考慮して検討したい。

現行の学生割引は、国鉄が官営時代に教育奨励長策の一環として行なつてきたものが沿革的に残つてゐるものであるが、国鉄の財政に及ぼす影響も大きく、また各種審議会等からこれが整理すべき旨の答申がなされている。この趣旨にかんがみ、今後学生割引を含めた各種の割引に対し、できるだけ整理してゆかねばならない段階にきている。

要望の一般勤労青少年に対する割引については、これらとの関連もあり、なお、よく検討し

神戸市場向け青果物輸送列車ダイヤの改善に関する請願(二件) (第四五・七三号)	同
長野県飯山市、新潟県新井市を直結する国鉄新路線敷設促進に関する請願(四件) (第四六・七四・一四四・一四三号)	同
東京都町田市町田郵便局局舎増築に関する請願(二件) (第五二・一五三号)	郵政省
東京都八王子市八王子郵便局局舎新築に関する請願(三件) (第五三・五四・一〇七号)	同
東京都立川市立川郵便局局舎新築に関する請願(二件) (第九一・九二号)	同
東京都福生町福生郵便局局舎新築に関する請願(第九三号)	同
東京都武藏野市武藏野郵便局局舎新築に関する請願(三件) (第一〇四・一〇五・一五四号)	同
東京都日野市日野郵便局局舎新築に関する請願(第一〇六号)	同
東京都青梅市青梅郵便局局舎新築に関する請願(二件) (第一〇八・一五五号)	右に同じ。

本路線は信越本線新井駅と飯山線飯山とを結ぶ全長約二十三キロメートルの路線であり、鉄道敷設法別表予定線に該当していない。建設については、今後慎重に検討したい。

昭和四十一年度に増築用地の買収予算を要求中である。

昭和四十一年度に局舎新築予算を要求中である。

昭和四十一年度に土地買収予算を要求中である。

昭和四十一年度に局舎新築予算を要求中である。

東京都国分寺市国分寺郵便局局舎新築に関する請願(第一五六号)	同
新産業都市松本諏訪地区内に総合職業訓練所の設立誘致に関する請願(二件) (第四九・七七号)	同
新産業都市松本諏訪地区内に総合職業訓練所の新設および拡充については、技能労働力の養成確保の緊要性にかんがみ、鋭意努力をしているところであり、昭和四十一年度においては、全国に、一般職業訓練所を十カ所新設するとともに、総合職業訓練所についても三カ所新設したほか、既設の職業訓練所についても施設の拡充を行なつたところであり、今後ににおいても施設の新設拡充に努めていく所存である。	労働省
松本諏訪地区に総合職業訓練所を設置することについては、地域開発施策との関連に配意しつつ、当該地区における技能労働力の需要および供給の事情、公共および事業内の職業訓練施設の整備の状況等を考慮し、検討していくいたい。	右に同じ。
岩手県下の水害救済対策に関する請願(第一〇〇号)	右に同じ。
一、公共土木施設について	右に同じ。
昭和四十年七月十五日および十六日の豪雨による岩手県における公共土木施設の災害については、既に緊急査定を実施し、災害復旧のための予備費を支出している。また、同災害については、被害の激甚なることにつきがみ、「昭和四十年六月中旬及び下旬並びに七月の豪雨による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する政令」を昭和四十年八月二十日公布施行し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律を適用し、特に被害の激甚な市町村に係る公共土木施設災害復旧事業について高率の国庫負担を行なうこととした。	右に同じ。
二、天災融資法の適用について	右に同じ。
昭和四十年七月十五日および十六日の集中	右に同じ。

官 報 (号外)

豪雨等による災害については、昭和四十年八月三十一日政令第二百九十三号で天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用政令を制定するとともに、同日政令第二百九十四号で激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による特別措置を適用した。						
上記政令で、融資総額を全国で十一億円とすること、貸付利率年三分の適用のある都道府県として岩手県等七県を措置すること等が定められた。						
三、農地、農業施設等の災害復旧事業について災害復旧事業の早期着工を目途として、既に現地査定を完了している。また、本災害についての農地、農業用施設、林道については、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律を適用することとし、その適用政令を昭和四十年七月二十日公布した。						
濃尾大橋は現行の料金をもつてすると昭和四十五年三月末日(許可徵取期間)にはほぼ償還を完了する見込みである。しかし料金値下げをした場合、月別実績交通量の推移をみても値下げに見合う交通量の増加は見込めないので、予定の徵取期間内において償還を完了することは不可能であると考えるので料金値下げについては、償還計画を勘案して、慎重に検討したい。						
東北自動車道については、緊急を要する区間から昭和四十年度内に着工すべく目下準備中である。また、インターチェンジの設置個所についても検討中である。						
地方行政水準の向上と地域格差是正のための建設公債発行に関する請願(二件)(第四七・七五号)	同	同	同	海岸侵食防止恒久対策の強化促進に関する請願(第三七号)	阿武隈川の一級河川指定に関する請願(第三九号)	同
公債発行問題は国の財政金融政策上重要な問題であるので長期的な道路投資および財源の見通しをたてて積極的に検討したいと考えている。	同	同	同	発電水利使用料の増額改定促進に関する請願(第八八号)	阿武隈川の下流増に関する請願(第八九号)	同
市町村の退職年金等受給者の処遇改善に関する請願(第一六七号)	同	自治省	同	発電水利使用料の下流増に関する請願(第三件)(第四・一七・一〇二号)	旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給に関する請願(三件)(第四・一七・一〇二号)	同
海岸の侵食状況および高潮等による被害状況等を勘案のうえ、防災上必要な地区については、今後も福島県当局と十分連絡のうえ海岸全事業の促進を図ることとした。	同	同	同	ダムの新設に基づき下流の流況が変化したときは、河川管理者は、申請に基づき、または職権により、下流の発電所の常時使用水量を変更することができるものとし、それにに基づき当該発電所の水利使用料を算出することに意見が統一されている。	一、および二、請願の者の退職料については、左記の理由により、地方公務員に係る恩給または共済制度の問題として処理することはできない。	同
一、今後における国の恩給制度、国家公務員共済組合制度および他の社会保険制度の取扱いとの均衡を考慮して検討したい。	同	同	同	旧樺太の市町村の職員に係る退職料等を支給する地方公共団体が現存しない。また、請願に係る者のようなものについては、地方公務員共済組合の組合員となつていないので、地方公務員共済組合から給付を行なうこともできない。	二、および三、国の恩給制度の取扱いを考慮の	同

地方交付税率引上げに関する請願 (二件) (第二一・八一號)	たばこ消費税の税率引上げに関する請願 (第八三號)	同
国の委託、委任事務費増額に関する請願 (第三二號)	同	同

上、検討したい。
現行の線入率は、昭和四十年度に〇・六パーセント引き上げられたものであるが、その後租税收入の伸び悩み等により、地方財政事情は大きな変化を示しているので、十分検討したうえで善処したい。

地方財政の実情を十分にしんしゃくし、国、地方団体を通ずる税源配分の問題として慎重に検討していただきたい。

超過負担の解消については、政府も努力しているところであるが、なお一層努力を傾注し、地方公共団体の負担の軽減に努めたい。

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願 (十五件) (第一〇三・一二五・一四〇・一四一・一四二・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一六三・一六四・一六五・一七八號)

現行の免稅点五百円は、昭和三十六年度の地方税法の一部改正により大幅に引き上げられたものであり、いわゆる大衆飲食とみられるもののうち約九十パーセントは免稅となつていて状況があるので、現状においてはこれを引き上げる必要はないものと思われるが、なおよく検討したい。

第三十四号中正誤	
ペシ 段行	誤
九四一 二五 その地	その他
三から四 旧米	旧来
タ 四九 国家形式	国家形成
第三十五号中正誤	
ペシ 段行	誤
九六一 一四 終わり 一から四 報告	御報告
三二三 興業場	興行場

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録追録(その三)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
良質紙は三十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四一六六